

第 10 期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業
・認知症オレンジシティかごしま推進計画素案

目 次

第1編 計画策定の趣旨等

第1章 計画策定の趣旨	1
第2章 計画の位置づけ	2
第3章 計画期間	2
第4章 計画の策定・管理体制と情報の公表	3
第5章 SDGs との関連	5

第2編 本市高齢者を取り巻く現状

第1章 高齢者等の現状	6
第2章 高齢者の日常生活と社会参加の状況等	10
第3章 認知症に対する認識の状況と当事者の意見	14
第4章 高齢者の介護の状況	18
第5章 高齢者のいる世帯の住居の状況	25
第6章 高齢者の就業状況	26

第3編 日常生活圏域

第1章 日常生活圏域の設定の考え方	30
第2章 日常生活圏域ごとの現状	33

第4編 施策の体系

第1章 基本的な目標	36
第2章 重点課題とそれに対する取組	36

第5編 施策の展開

第1章 生きがいつくり・社会参画の促進	38
第2章 高齢者の安心・快適な暮らしの確保	41
第3章 認知症施策・権利擁護の推進 (認知症オレンジシティかごしま推進計画)	46
第4章 介護予防・地域支援体制の充実	53
第5章 介護サービスの充実	63

第6編 サービスの見込量及び目標量

第1章 高齢者人口等の推計	69
第2章 介護保険サービスの見込量	69
第3章 地域支援事業の見込量	71
第4章 介護保険における保険給付費及び地域支援事業費の見込み	71
第5章 保健サービスの見込量及び目標量	72
第6章 老人福祉施設の見込量及び目標量	72

【事業一覧】	73
--------	----

第1編 計画策定の趣旨等

第1章 計画策定の趣旨

わが国では、少子高齢化が進行し、総人口が減少を続ける一方で、高齢者の人口は大幅に増加しており、鹿児島市においても、令和7年10月1日時点で高齢化率が30%を超えています。

令和22（2040）年には団塊ジュニア世代が65歳以上となり、今後においても高齢化はさらに進行していく見込みです。65歳以上人口の増加と生産年齢人口の減少に伴い、少ない現役世代で多くの高齢者を支えるという構造が強まる中、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者等の増加が見込まれます。

このような状況を見据え、高齢者が住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情に応じて、2040年に向けて、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを深化させ、自分らしく健やかに暮らせる安心安全なまちづくりを推進していく必要があります。

こうしたことから本市では、高齢者に関する保健・福祉施策、介護保険施策及び認知症施策を密接な連携のもと、総合的、体系的に実施していくため、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画及び認知症オレンジシティかごしま推進計画を一体的に策定します。

※団塊ジュニア世代：昭和46（1971）年から昭和49（1974）年生まれ

鹿児島市の高齢化の将来推計



- (注) 1 「鹿児島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(改訂版)」中、「【参考資料】次期総合戦略策定(計画期間:令和9年度～)策定に向けた人口動向分析・将来人口推計(令和8年3月)」における「本市将来人口」を基に作成。今後、同推計人口が更新された場合は、その内容を踏まえ更新を行う。
 2 平成22年、平成27年及び令和2年は国勢調査による実績値。令和7年は本市推計人口(令和7年10月1日現在)の数値。
 なお、平成27年及び令和2年の年齢区分別人口は、国において「不詳」をあん分等により補完したもの。
 3 高齢化率: 人口(全年齢区分)/65歳以上人口
 4 単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

第2章 計画の位置づけ

1 計画の法的位置づけ

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づく老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画として策定します。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づく本市の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画として策定します。

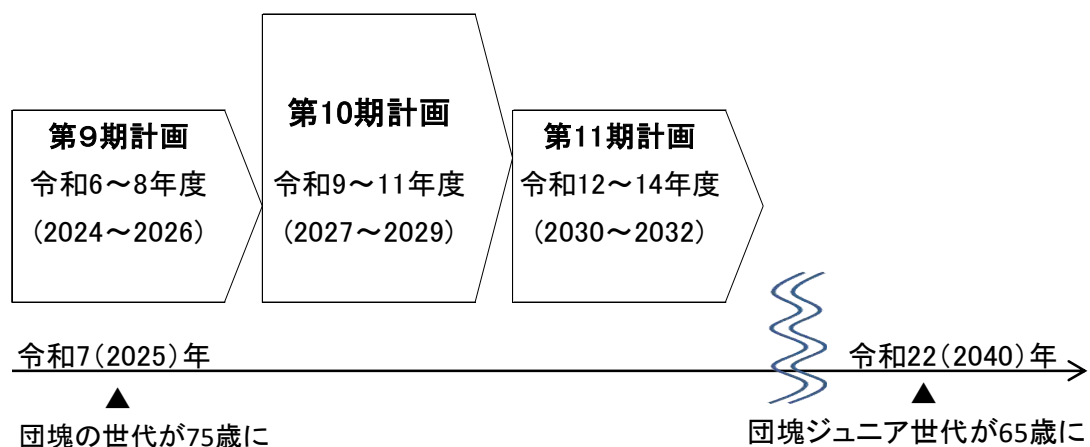
認知症オレンジシティかごしま推進計画は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条に基づく本市の実情に即した認知症施策推進計画として策定します。

2 上位計画・関連計画との関係

本計画は、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向について、基本的な指針を定めた最上位計画である「鹿児島市総合計画」及び福祉分野の個別計画の上位計画である「鹿児島市地域福祉計画」との整合性を図った上で策定します。また、高齢者福祉施策に関連する他の計画との調和を保ちながら本計画の策定を行います。

第3章 計画期間

本計画は、3年ごとに見直しを行うこととし、令和9年度から令和11年度までの3か年を第10期計画の期間とします。



第4章 計画の策定・管理体制と情報の公表

1 計画の策定体制

(1) 委員会の設置

本計画の策定にあたっては、保健、福祉、介護など各部門が連携し、総合的に課題への対応を検討するため、庁内に「鹿児島市高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画及び認知症オレンジシティかごしま推進計画策定検討・推進委員会」（以下「検討・推進委員会」という。）を設置し、計画の策定に向けて検討します。

また、学識経験者、保健・医療・福祉関係等団体代表及び公募による市民の代表で構成する「鹿児島市高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画及び認知症オレンジシティかごしま推進計画策定・管理委員会」（以下「策定・管理委員会」という。）を設置します。

(2) 県との連携

本計画の策定に向けては、県との間で課題認識等の共有・意見交換を行うなど、連携しながら取り組みます。

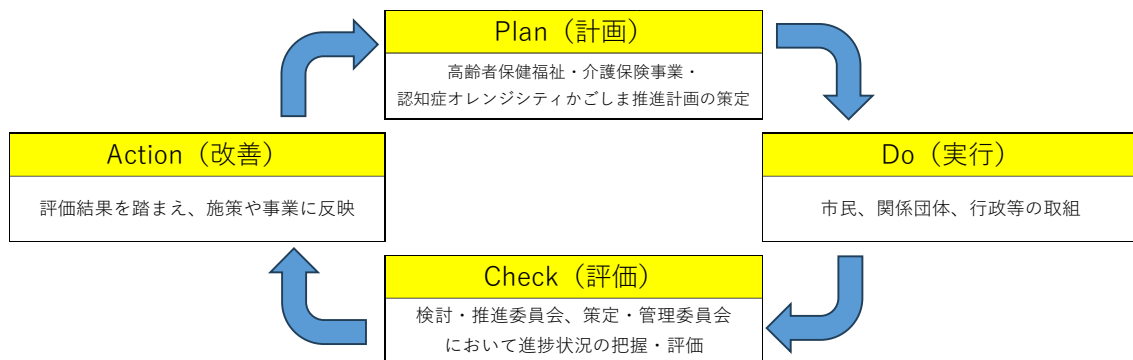
(3) 市民の意見反映

本市の実情に応じた計画策定に向けて、一般高齢者や要支援・要介護認定者を対象に高齢者等実態調査（以下、「実態調査」という。）及び認知症の人やその家族を対象に個別聞き取り調査を実施します。

また、パブリックコメント手続きを実施し、市民からの意見の把握に努めます。

2 計画の進行管理体制

計画の進行管理については、検討・推進委員会において年度ごとに進捗状況を把握し、その結果を策定・管理委員会へ報告し、助言を受けることとします。



3 計画の進捗状況把握

本計画の進捗状況を把握するため、第六次鹿児島市総合計画における基本施策「高齢化対策の推進」で掲げる目標指標を点検項目として設定します。

目標指標	第9期計画期間（現況値）			第10期計画期間（目標値）		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
愛のふれあい会食の年間延べ利用者数	97,240人	99,584人	99,123人	106,100人	112,600人	119,000人
ひとり暮らし高齢者世帯への安心通報システムの設置台数（年度末時点）	1,469台	1,466台	1,455台	1,528台	1,596台	1,664台
認知症サポーター養成数（累計）	60,649人	63,553人	69,000人	74,200人	79,400人	84,600人
通いの場への参加者数	11,185人	13,017人	14,100人	14,100人	14,100人	14,100人
ケアプラン適正化指導により、ケアプランの質の向上等が図られた割合（改善等件数／指導件数）	95.2%	90.0%	83.0%	95.2%	95.2%	95.2%

※令和7年度は暫定値、令和8年度は見込値

4 計画に関する情報の公表

地域において、高齢者のニーズに応じたきめ細かなサービスを提供し、その生活を支えていくためには、介護保険をはじめとした保健・福祉などの公的サービスだけでなく、市民、町内会などの地域団体、ボランティア団体、NPOなどの市民活動団体などが協働して、地域の高齢者を支えていく必要があります。このため、より多くの市民に関心を持っていただけるよう、あらゆる機会を通じて計画に関する情報を積極的に公表します。

第5章 S D G s との関連

2015年の国連サミットで採択された「S D G s : Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた2030年までの国際目標で、17のゴールと169のターゲットが掲げられています。

本計画においても、S D G s のゴールの達成に向け、本市の高齢者福祉を推進していきます。



本計画と特に関連があるゴール	
2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4 質の高い教育をみんなに すべての人への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する	11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
12 つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する	16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17 パートナリーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	

第2編 本市高齢者を取り巻く現状

第1章 高齢者等の現状

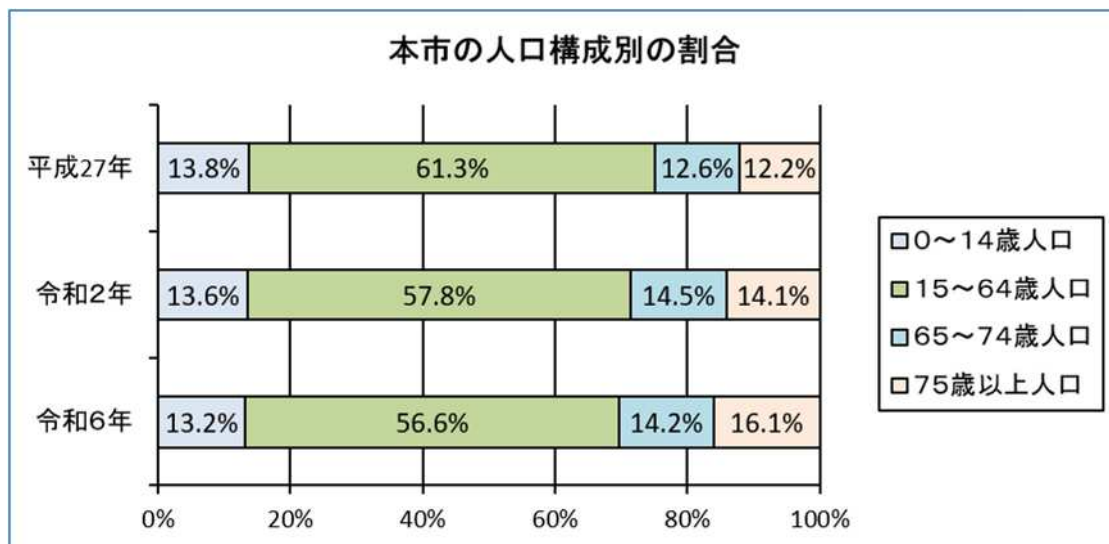
1 人口構成の状況

本市の総人口は、平成26年以降は減少を続け、令和6年には583,061人となっています。

人口構成別の割合をみると、15歳未満の人口は、平成27年の13.8%から令和6年の13.2%（0.6ポイント減）へ、生産年齢人口（15～64歳人口）は、平成27年の61.3%から令和6年の56.6%（4.7ポイント減）へと減少しています。

一方、高齢者人口（65歳以上人口）は、平成27年の24.8%から令和6年の30.3%（5.5ポイント増）に増加しており、そのうち要介護の状態になりやすい75歳以上人口では、平成27年の12.2%から令和6年の16.1%（3.9ポイント増）へと増加しています。

また、本市の令和6年度の高齢化率30.3%は、県の34.2%は下回っているものの、国の29.3%を上回り、高齢化が急速に進行しています。



- (注) 1 平成27年、令和2年は国勢調査、令和6年は県統計課「鹿児島県の推計人口」
 2 割合は年齢不詳を含まない値
 3 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない

本市の高齢者等の状況と国・県との比較

本市の高齢者等の状況		平成27年	令和2年	令和6年
総人口（人）		599,814	593,128	583,061
65歳以上（人）		145,300	158,804	165,192
65～74歳（人）		73,645	80,515	77,545
75歳以上（人）		71,655	78,289	87,647

高齢化率（％）	市	24.7	28.3	30.3
	県	29.3	32.5	34.2
	国	26.6	28.6	29.3

- (注) 1 平成27年、令和2年は国勢調査（高齢化率は不詳補完値による。）
 2 令和6年は県統計課「鹿児島県の推計人口」及び総務省統計局「人口推計」
 3 令和6年の市の高齢化率は人口構成別割合（年齢不詳を含まない。）

2 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者数は、令和2年34,247人、令和5年35,335人、令和8年36,747人となっており、年々増加しています。

また、令和8年の要介護度別の分布は、要介護1が最も多く、次いで要支援1、要介護2となっています。

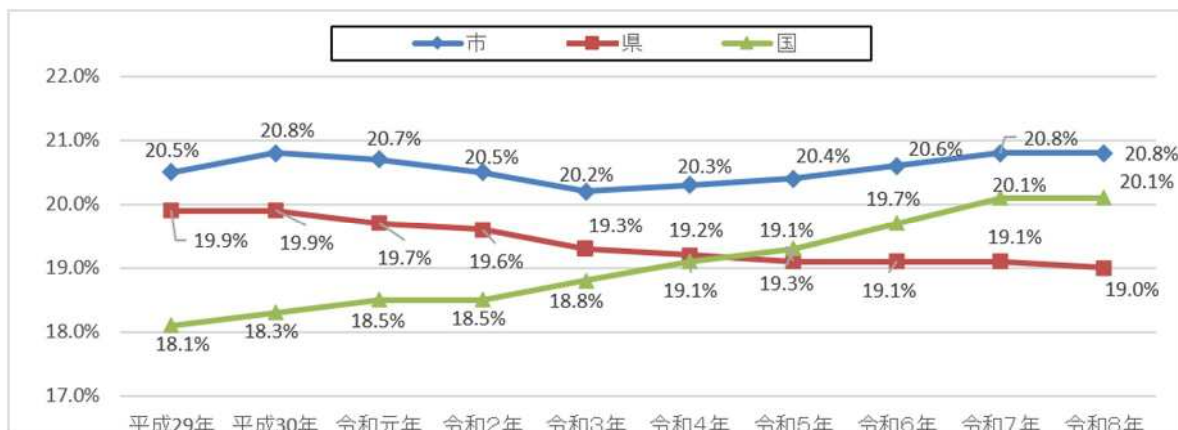
次に65歳以上の高齢者に対する要支援・要介護認定者の割合である認定率をみると、ここ数年、20%程度で推移しており、国及び県と比較すると、高くなっています。

要支援・要介護認定者数

区 分	令和2年		令和5年		令和8年	
要支援1	5,601人	16.4%	5,947人	16.8%	6,578人	17.9%
要支援2	5,025人	14.7%	4,744人	13.4%	4,827人	13.1%
小計 A (要支援)	10,626人	31.1%	10,691人	30.2%	11,405人	31.0%
要介護1	7,680人	22.4%	8,022人	22.7%	8,418人	22.9%
要介護2	4,392人	12.8%	4,755人	13.5%	4,975人	13.5%
要介護3	3,939人	11.5%	3,982人	11.3%	3,844人	10.5%
要介護4	4,110人	12.0%	4,391人	12.4%	4,616人	12.6%
要介護5	3,500人	10.2%	3,494人	9.9%	3,489人	9.5%
小計 B (要介護)	23,621人	68.9%	24,644人	69.8%	25,342人	69.0%
合計 (A + B)	34,247人	100.0%	35,335人	100.0%	36,747人	100.0%

- (注) 1 令和2年、5年は9月末現在、令和8年は4月末現在
 2 要支援・要介護認定者数には第2号被保険者数を含む

本市の認定率と国・県との比較



- (注) 1 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年9月）※令和8年のみ2月
 2 認定率：要支援・要介護認定者数／第1号被保険者数

3 認知症高齢者等の状況

本市の要支援・要介護認定者における認知症高齢者は、平成28年度は20,098人でしたが、令和7年度には22,288人と増加傾向にあり、65歳以上人口に占める割合は、県と比較すると、高くなっています。

また、要支援・要介護認定者における認知症の症状が見られる40歳以上64歳以下の人の数は、ここ数年、市、県ともに減少傾向にあります。

本市の認知症高齢者等の推移と県との比較

区 分		平成28年度	令和元年度	令和4年度	令和7年度
市	65歳以上(人)	20,098 (13.4%)	21,080 (13.2%)	21,882 (13.4%)	22,288 (%)
	65歳以上人口(人)	149,574	159,917	162,782	
県	65歳以上(人)	62,955 (12.9%)	63,880 (13.2%)	62,708 (12.3%)	61,843 (%)
	65歳以上人口(人)	487,610	505,980	511,720	

40～64歳(人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
市	235	230	214	215	203
県	662	599	566	584	562

- (注) 1 65歳以上及び40～64歳の数は、介護保険の要支援・要介護認定者における認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ（日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態）以上の数（市：各年度末（3月末）時点、平成28年度及び令和元年度の40～64歳の数は未集計、県：各年度10月1日時点（県高齢者生き生き推進課調べ））
 2 65歳以上人口は、県統計課「鹿児島県の推計人口」（10月1日推計人口）

4 高齢者のいる世帯の状況

本市の高齢者のいる世帯は、令和2年において一般世帯数の36.6%を占めており、そのうち、高齢単身世帯、高齢夫婦世帯の割合は、それぞれ34.8%、33.9%と、国より高くなっています。

また、本市の一般世帯数は平成27年の269,643世帯から令和2年の279,011世帯へと9,368世帯増加しており、特に高齢者のいる世帯は、95,005世帯から101,996世帯へと6,991世帯増加し、大幅な増加となっています。

本市の高齢者のいる世帯の状況と国・県との比較

区 分		平成27年		令和2年	
		世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)
本市	一般世帯数	269,643	100.0	279,011	100.0
	高齢者のいる世帯数	95,005	35.2	101,996	36.6
	高齢単身世帯	32,371	34.1	35,464	34.8
	高齢夫婦世帯	30,616	32.2	34,589	33.9
	その他世帯	32,018	33.7	31,943	31.3
国	一般世帯数	53,331,797	100.0	55,704,949	100.0
	高齢者のいる世帯数	21,713,308	40.7	22,655,031	40.7
	高齢単身世帯	5,927,686	27.3	6,716,806	29.6
	高齢夫婦世帯	6,079,126	28.0	6,533,895	28.9
	その他世帯	9,706,496	44.7	9,404,330	41.5
県	一般世帯数	722,372	100.0	725,855	100.0
	高齢者のいる世帯数	311,133	42.9	324,685	44.7
	高齢単身世帯	110,741	35.6	119,020	36.7
	高齢夫婦世帯	100,929	32.4	108,442	33.4
	その他世帯	99,463	32.0	97,223	29.9

- (注) 1 各年とも国勢調査
 2 一般世帯数とは、施設等世帯数を含まない世帯のことをいう
 3 高齢単身世帯とは、65歳以上の者1人のみの一般世帯をいう
 4 高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組の一般世帯をいう

第2章 高齢者の日常生活と社会参加の状況等

1 日常生活の状況

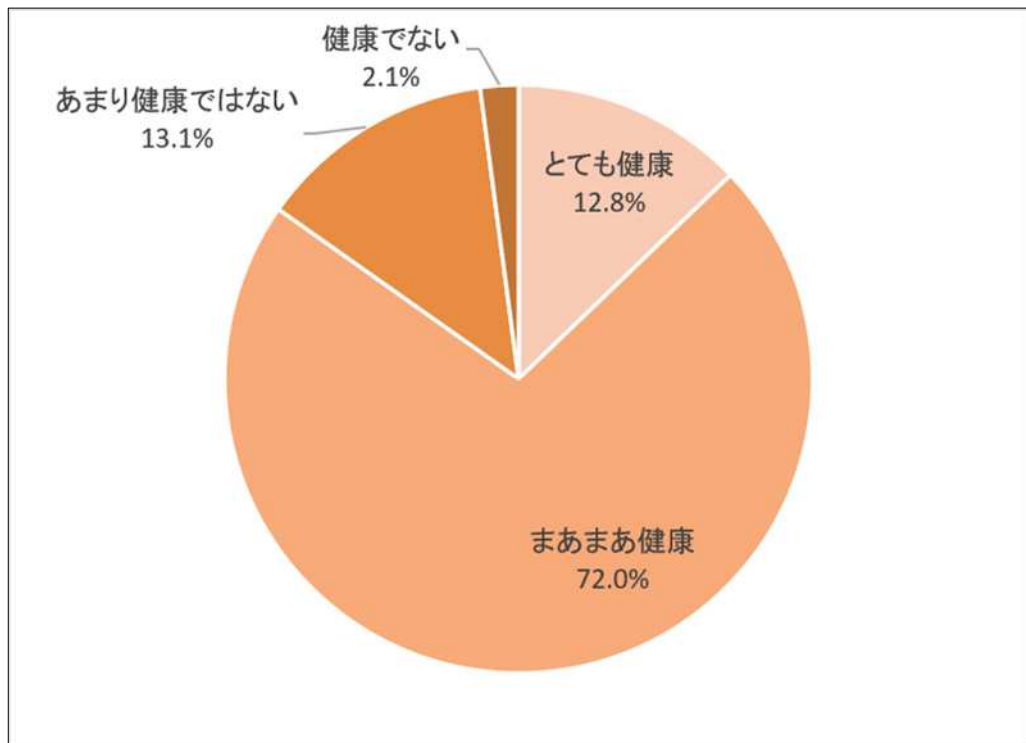
実態調査の結果では、一般高齢者の日常生活の状況について、健康状態として最も多いのが「まあまあ健康」で72.0%となっており、次いで「あまり健康ではない」が13.1%、「とても健康」が12.8%などとなっています。

外出の頻度としては、「週2～4回」が43.3%で最も多く、次いで「週5回以上」が43.2%などとなっており、バスや電車を使った1人での外出の可否については、「している」が83.9%となっていることから、健康状態が良好な高齢者が多く、外出頻度は高いことがわかります。

また、自分での食事の用意の可否については、「している」が75.2%となっており、どなたかと食事をともにする機会の有無については、「毎日ある」が最も多く、59.9%となっています。

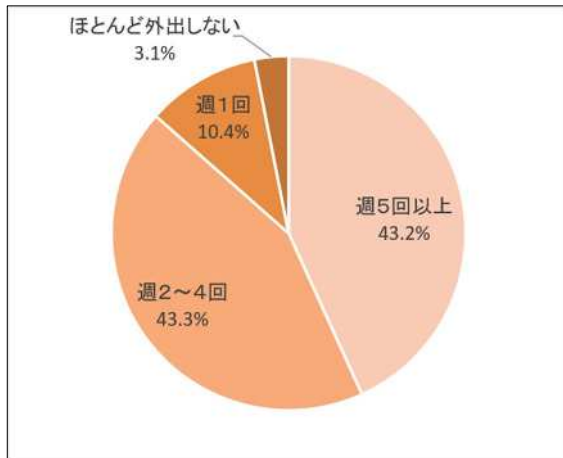
※実態調査：調査概要はP28 参照

健康状態

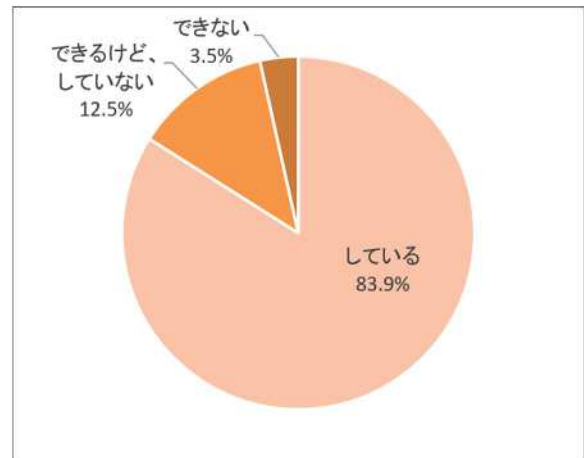


(注) 実態調査（無回答を除く）

外出の頻度

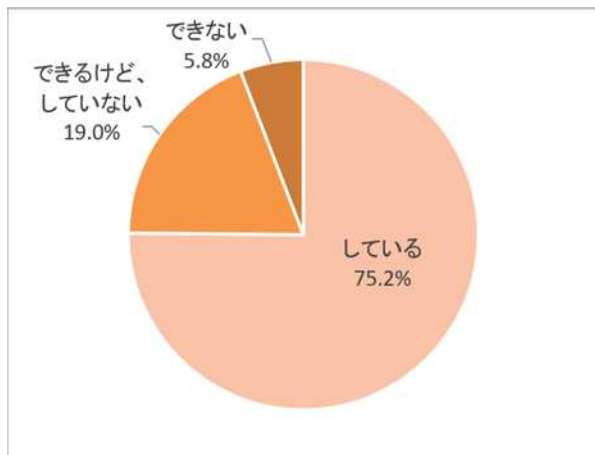


バスや電車を使った1人での
外出の可否（自家用車でも可）

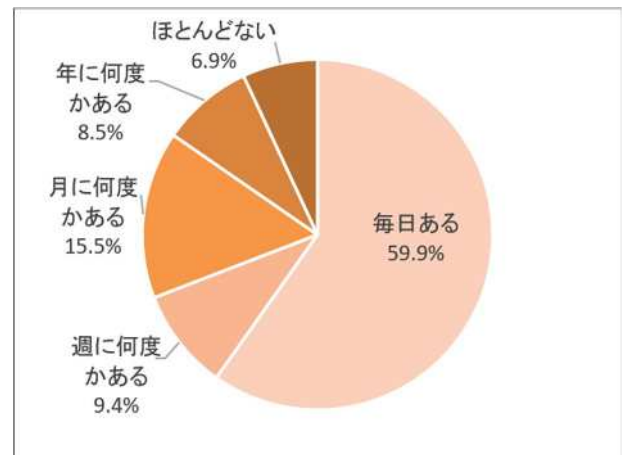


（注）実態調査（無回答を除く）

自分での食事の用意の可否



どなたかと食事をとる機会



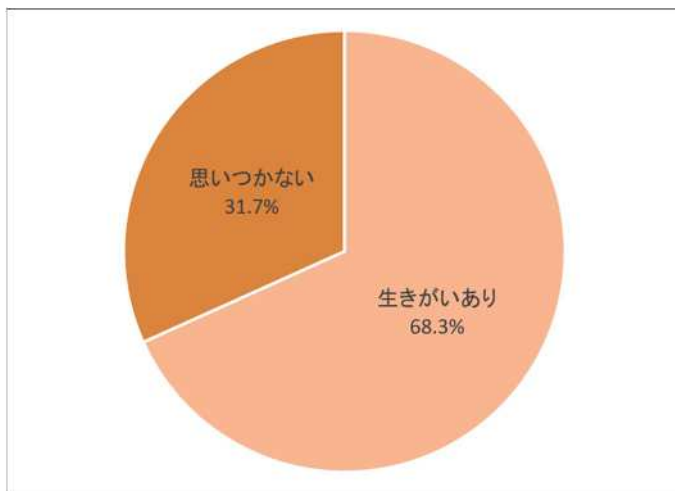
（注）実態調査（無回答を除く）

2 社会参加の状況等

実態調査の結果では、一般高齢者の社会参加の状況等について、生きがいの有無については、「生きがいあり」が68.3%を占めており、生きがいを感じるタイミングとしては、最も多いのが「子どもや孫など家族との団らんのとき」で51.2%となっており、次いで「友人や知人と食事、雑談をしているとき」が39.7%、「趣味やスポーツ・レクリエーション活動に熱中しているとき」が37.7%などとなっています。

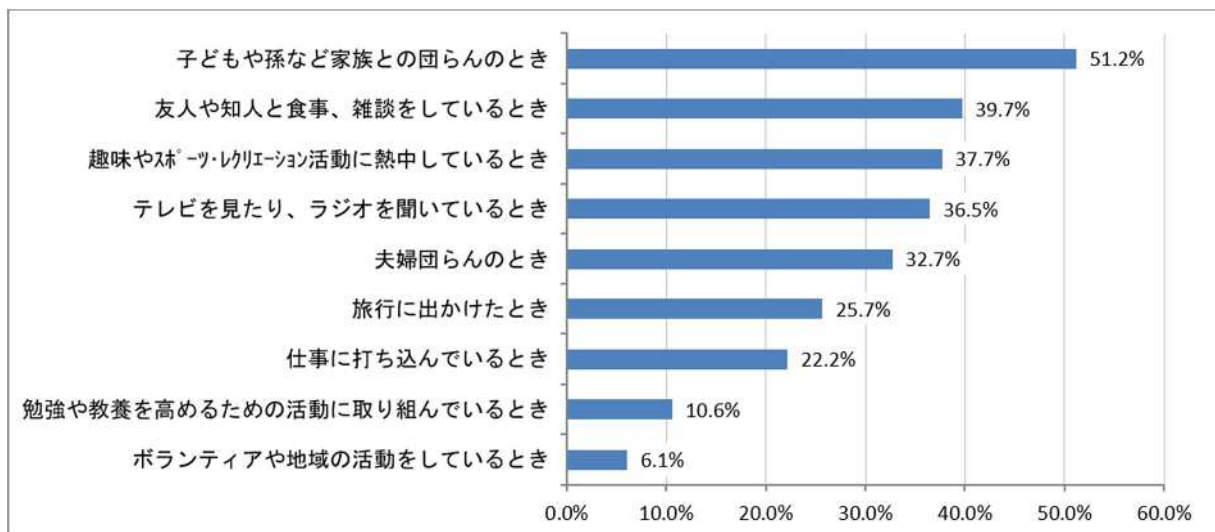
一方で、「ボランティアや地域の活動をしているとき」は6.1%にとどまっており、また、地域活動やボランティア活動の状況は「参加していない」の割合が7～8割を占めています。

生きがいの有無



(注) 実態調査（無回答を除く）

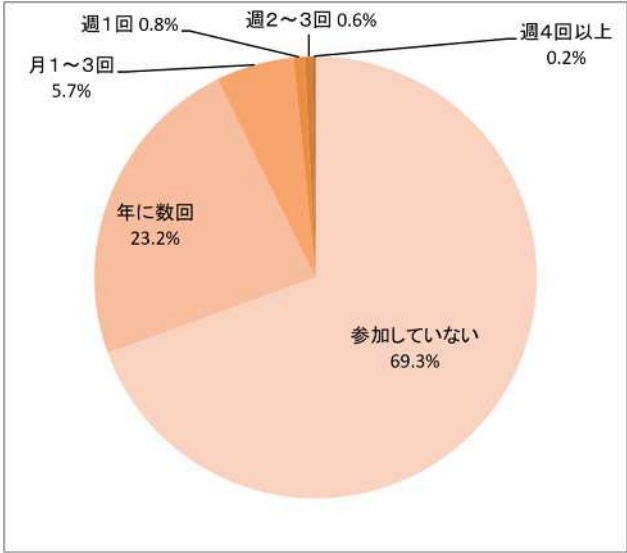
生きがいを感じるタイミング



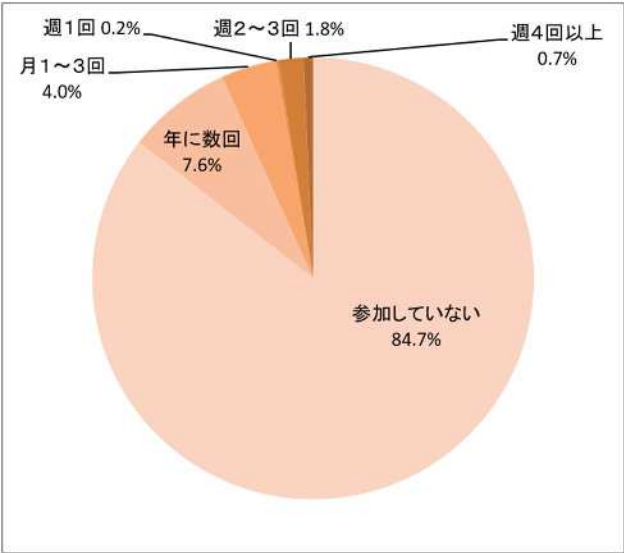
(注) 実態調査（複数回答）

地域活動やボランティア活動の状況

①町内会・自治会への参加頻度



②ボランティアグループへの参加頻度



(注) 実態調査（無回答を除く）

3 高齢者クラブの状況

本市の高齢者クラブ連合会には、令和8年3月末現在で291団体、13,782人が加入しています。令和3年度以降、団体数はほぼ横ばいではあるものの、会員数は毎年減少してきています。

連合会では、役員等の研修会、各種スポーツ大会、演芸大会を開催するほか、会員間の融和と情報交換の場として機関紙「高友かごしま」を年2回発行しています。

また、高齢者クラブでは、健康づくり、地域交流、支え合い活動やボランティア活動を行っています。

高齢者クラブ加入状況推移

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
高齢者クラブ数(団体)	315	317	316	306	291
会員数(人)	15,934	15,419	15,160	14,990	13,782

(注) 各年とも3月31日現在

第3章 認知症に対する認識の状況と当事者の意見

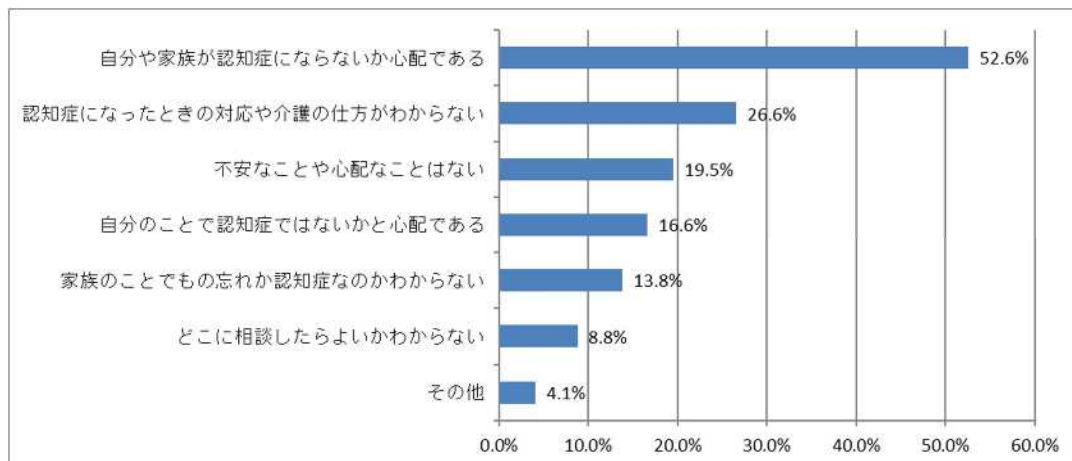
1 認識の状況

実態調査の結果では、一般高齢者の認知症に対する不安や心配なことについては、「自分や家族が認知症にならないか心配である」の割合が最も高く 52.6%となっています。

また、認知症に関して知りたいことについては、「早期発見の目安、症状」が 60.0%、次いで「予防方法」が 58.0%となっており、認知症に関する取組で強化してほしいものについては、「気軽に相談できる体制の整備」が 49.4%、次いで「必要な医療・介護を受けることができる体制の整備」が 45.1%となっています。

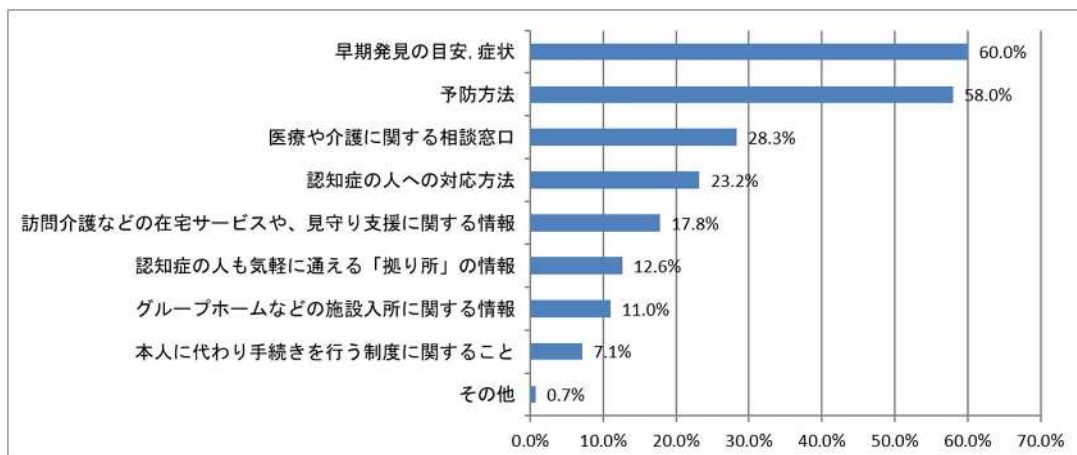
一方、認知症に関する相談窓口や認知症サポーターの認知度については、「知らない」が 42.0%、「聞いたことがない」が 67.5%などとなっています。

認知症に対する不安や心配なこと



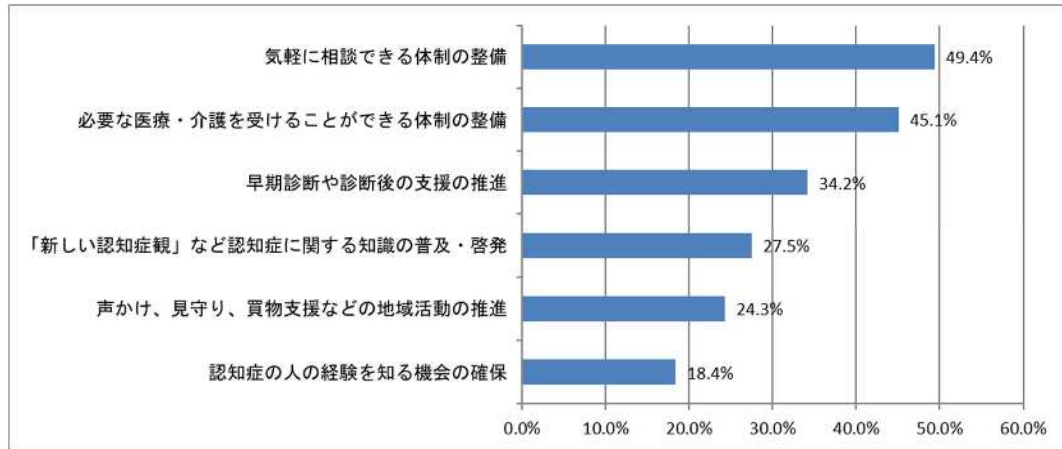
(注) 実態調査（複数回答）

認知症に関して知りたいこと



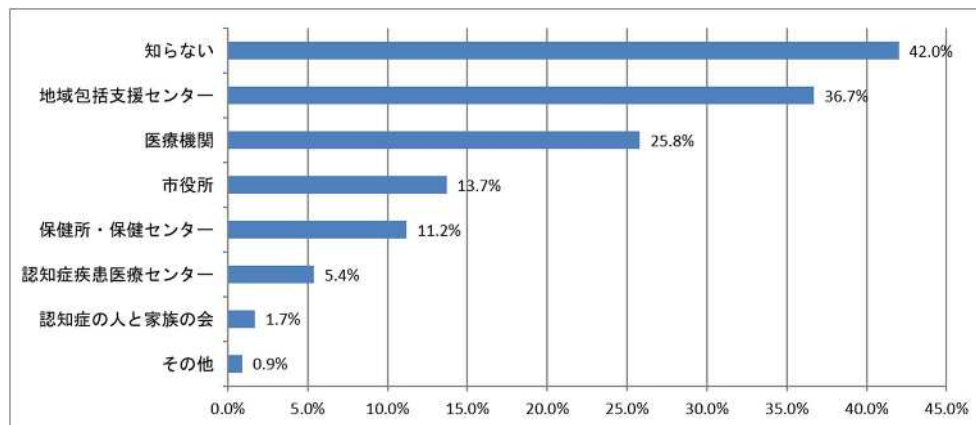
(注) 実態調査（複数回答）

認知症に関する取組で強化してほしいもの



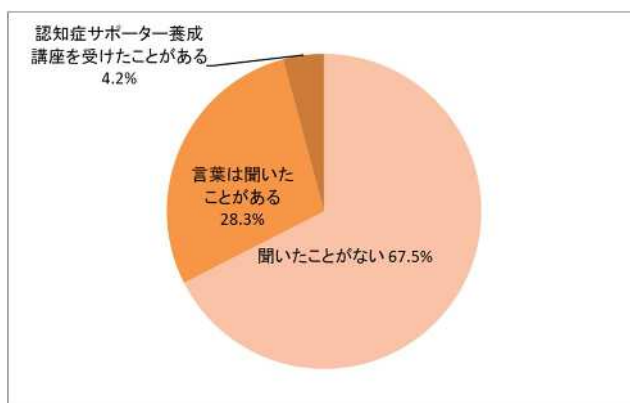
(注) 実態調査 (複数回答)

認知症に関する相談窓口の認知度



(注) 実態調査 (複数回答)

認知症サポーターの認知度



(注) 1 実態調査 (無回答を除く)

2 認知症サポーター：認知症サポーター養成講座を受講し、認知症の人や家族を温かく見守り、自分のできる範囲で支援を行う人

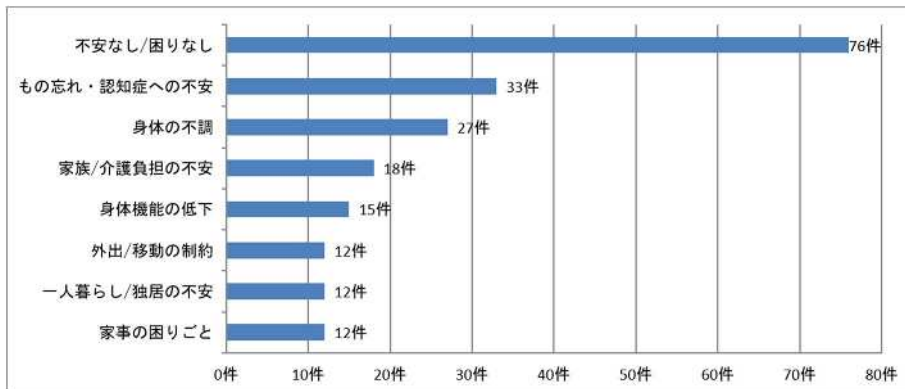
2 当事者（認知症の人とその家族）の意見

認知症の人とその家族への個別聞き取り調査の結果において、本人への質問では困っていることや不安なことについては「不安なし/困りなし」が最多で、次いで「もの忘れ・認知症への不安」、「身体の不調」となっており、また、地域での支え等で必要なものについては「特になし/わからない」が最多で、次いで「地域の集い/サロン・茶話会・居場所」、「送迎/移動支援（バス・乗合・無料送迎など）」が多くなっています。

家族への質問では、いつもと違うことに気づいた状況については「同じ話/同じ質問の反復」が最多で、次いで「すぐ忘れる・覚えられない」となっており、困っていることや不安なことについては「支援体制不足/孤立・見守り」と「特になし」、地域での支え等で必要なものについては、求められる支援や仕組みとしては「見守り/定期訪問・安否確認」、「居場所/サロン・茶話会・広場」などが多くなっています。

※個別聞き取り調査：調査概要はP29 参照

本人への質問：困っていることや不安なこと



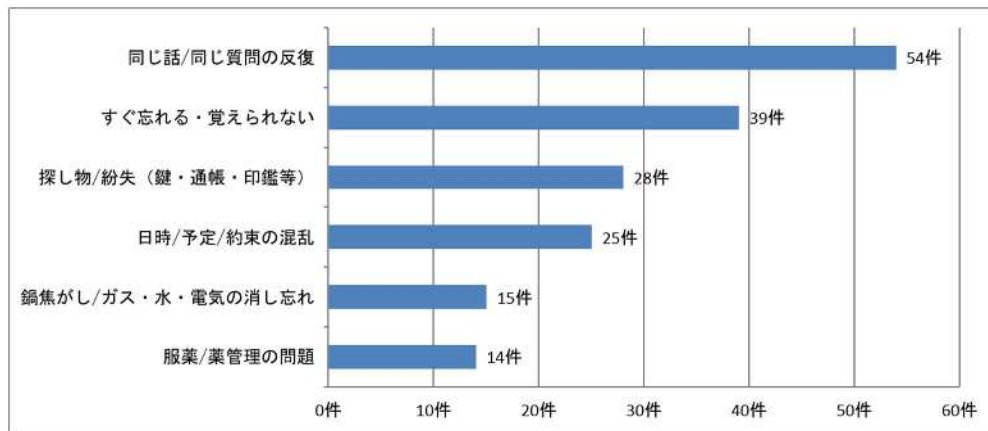
(注) 個別聞き取り調査（複数回答）

本人への質問：地域での支えや支援の仕組みであつたらいいと思うもの



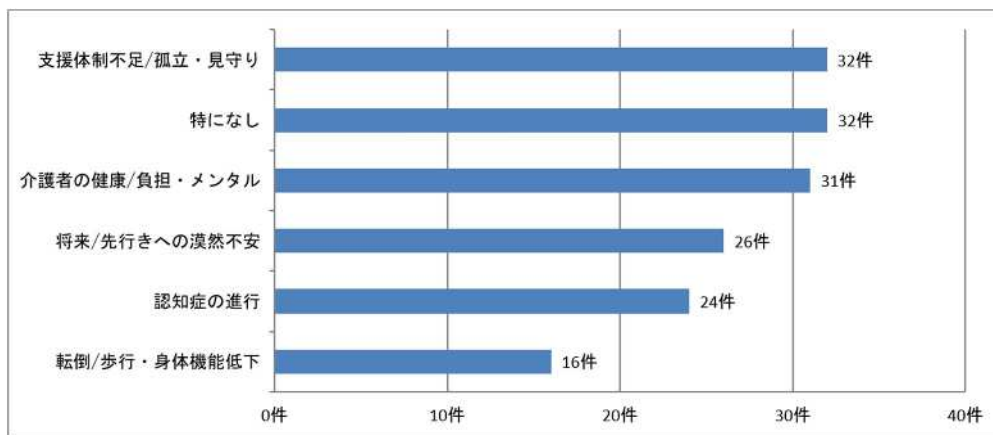
(注) 個別聞き取り調査（複数回答）

家族への質問：いつもと違っていると気づいたときの状況



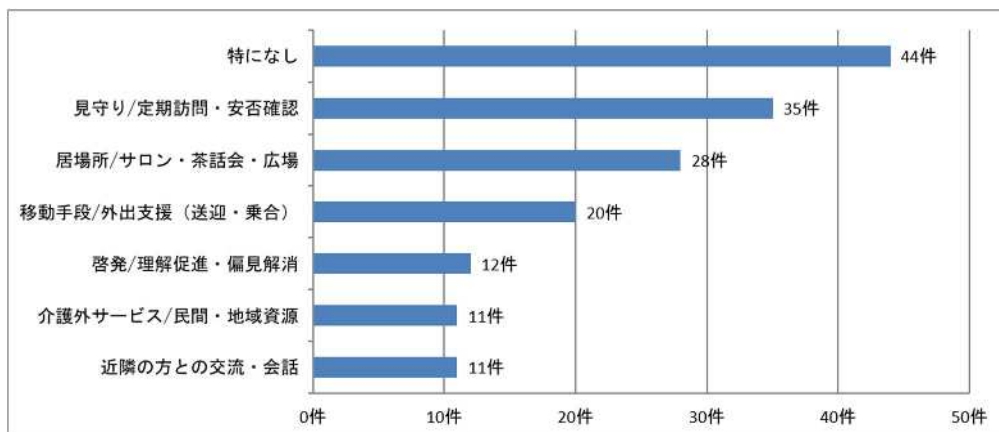
（注）個別聞き取り調査（複数回答）

家族への質問：困っていることや不安なこと



（注）個別聞き取り調査（複数回答）

家族への質問：地域での支えや支援の仕組みであつたらいいと思うもの



（注）個別聞き取り調査（複数回答）

第4章 高齢者の介護の状況

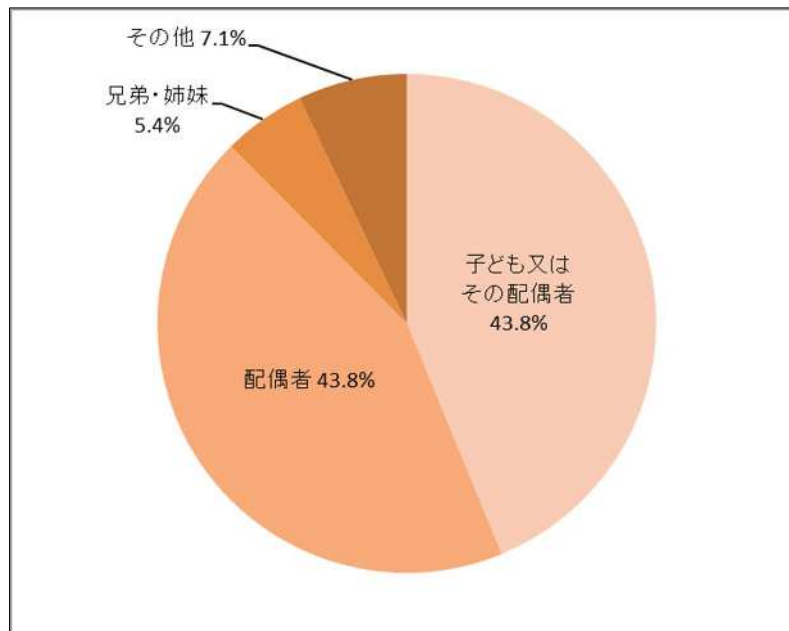
1 主な介護者の状況

実態調査の結果では、要支援・要介護認定者の主な介護者は「子ども又はその配偶者」と「配偶者」がともに43.8%で最も多く、次いで「その他」が7.1%、「兄弟・姉妹」が5.4%などとなっています。

次に、主な介護者の年齢は「60代」が24.0%、「70代」が22.1%、「80歳以上」が17.2%となっています。前回調査時と比較すると70代以上の割合は0.9ポイント減となっており、高齢者が高齢者の介護を行ういわゆる「老老介護」の割合は約4割となっています。

主な介護者の今後の介護の場所に対する意向は「介護保険サービス等も利用しながら、在宅で介護したい」が48.9%と最も多くなっており、「家族を中心に在宅で介護を続けたい」が18.0%、「地域の方々の手助けや介護保険サービス等も利用しながら在宅で介護したい」の8.1%と合わせると在宅での介護の意向が7割を超えています。

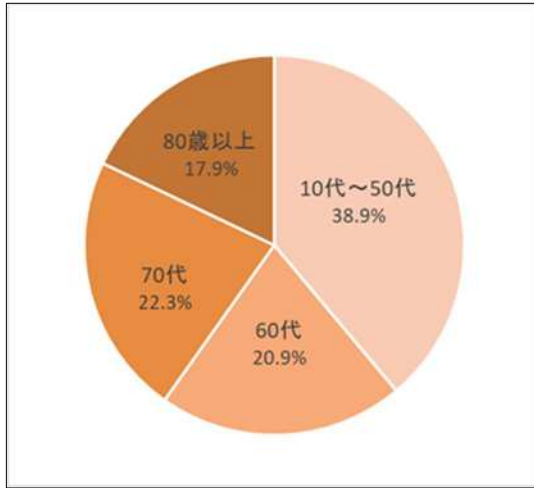
主な介護者と要支援・要介護認定者の続柄



(注) 実態調査（無回答を除く）

主な介護者の年齢

前回結果（令和4年度）

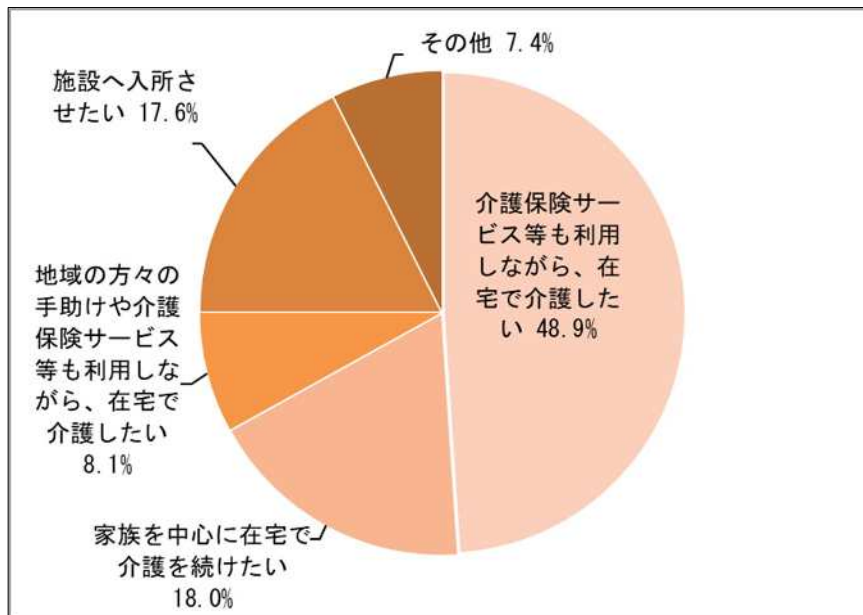


今回結果（令和7年度）



（注）実態調査（無回答を除く）

主な介護者の今後の介護の場所に対する意向



（注）実態調査（無回答を除く）

2 介護保険サービスの状況

(1) 介護保険サービスの利用率の推移

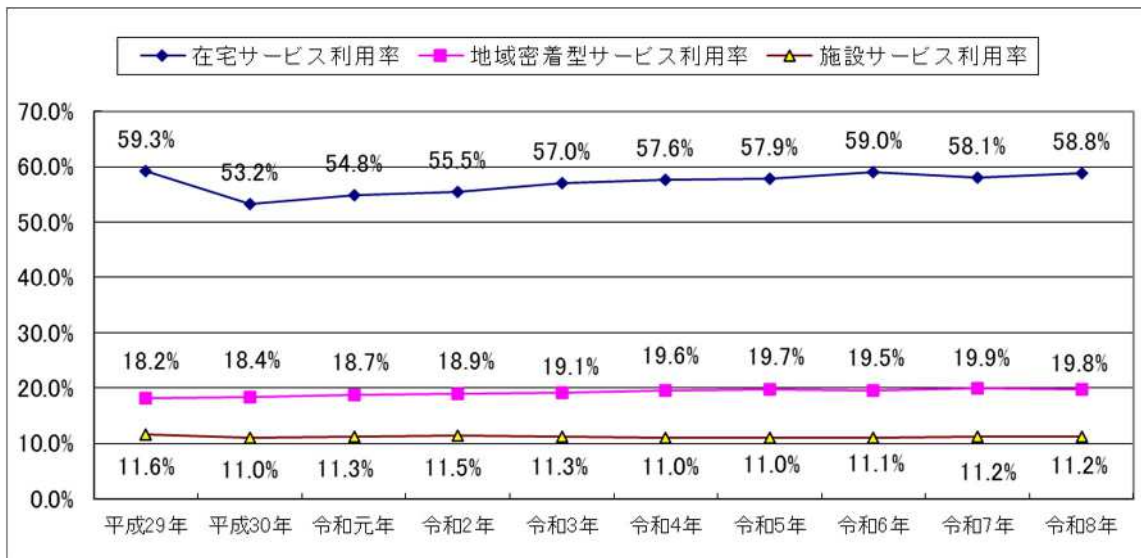
要支援・要介護認定者のうち介護保険サービスを利用している者の割合（サービス利用率）は、令和8年2月末で在宅サービスが58.8%、地域密着型サービスが19.8%、施設サービスが11.2%となっています。

実態調査の結果では、サービス利用者の満足度は、「満足している」、「ほぼ満足している」を合わせると84.5%となっています。

また、要支援・要介護認定者でサービス未利用者のサービスを利用していない理由としては「現状ではサービスを利用するほどの状態ではない」が45.9%と最も多く、次いで「本人にサービス利用の希望がない」が18.9%、「家族が介護をするため必要ない」が13.8%などとなっています。

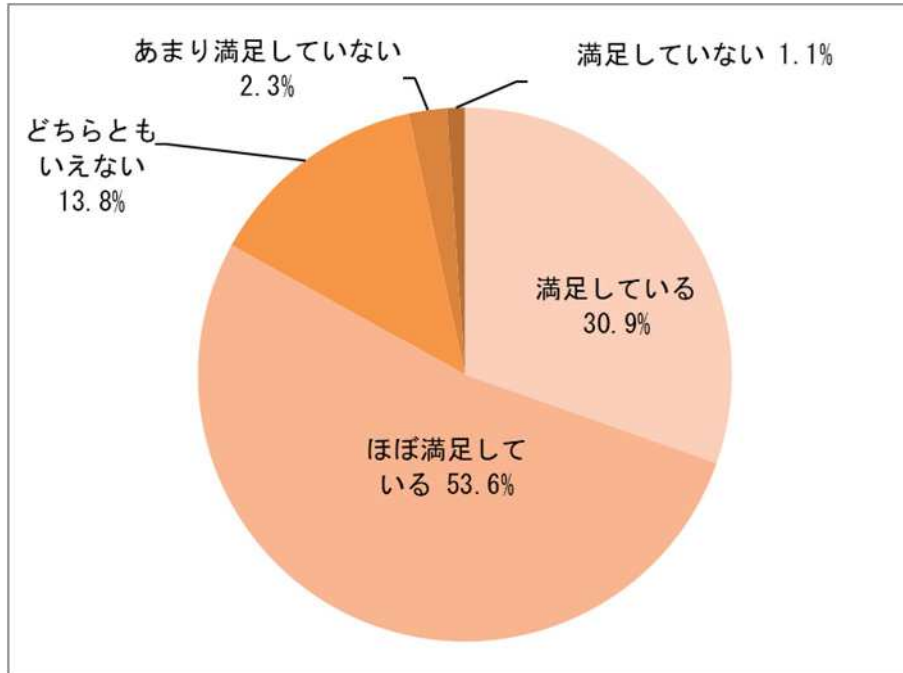
一方、「サービスを受けたいが手続きや利用方法がわからない」が9.2%となっています。

介護保険サービス利用率の推移



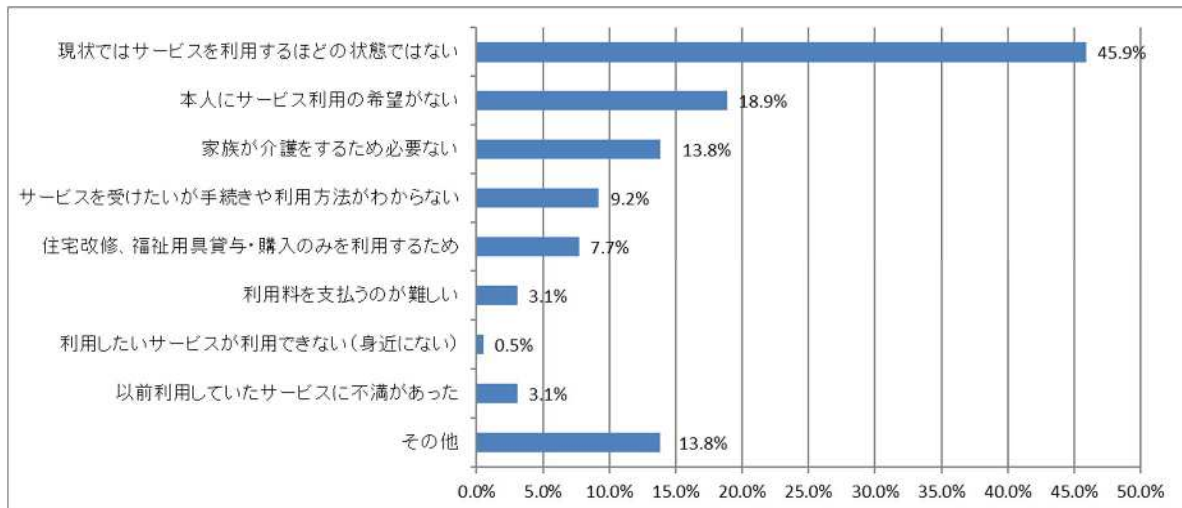
- (注) 1 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年9月）※令和8年は2月
 2 サービス利用率：各サービス受給者数／要支援・要介護認定者数

介護保険サービスの満足度



(注) 実態調査（無回答を除く）

要支援・要介護認定者で介護保険サービスを利用していない理由



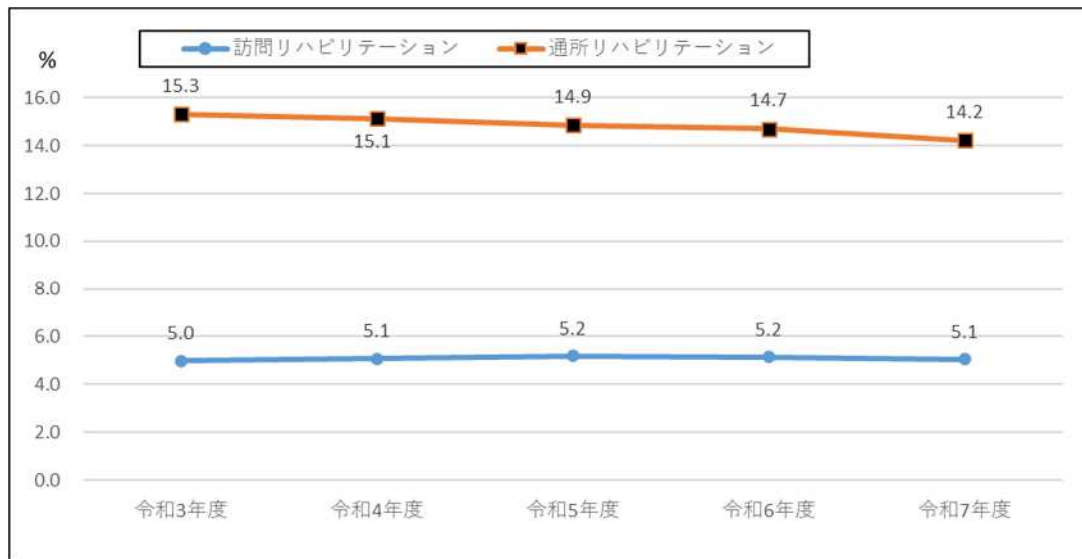
(注) 実態調査（複数回答）

(2) リハビリテーションサービスの利用率の推移

リハビリテーションサービスの利用率は、令和7年度は、訪問リハビリテーションが5.1%、通所リハビリテーションが14.2%となっており、ともにほぼ横ばいで推移しています。

リハビリテーションサービスの提供体制については、訪問リハビリテーションの施設数は、国、県の数を上回っています。また、通所リハビリテーションは、施設数、定員ともに国を上回り、県と同程度の水準となっています。

リハビリテーションサービスの利用率の推移



- (注) 1 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和7年度分は集計中）
 2 サービス利用率：各サービス受給者数／要支援・要介護認定者数

リハビリテーションサービスの提供体制

サービス種別	項目	鹿児島市	県	国
訪問リハビリテーション	人口10万人あたりの事業所数	14.2	11.7	5.0
	認定者100人あたりの定員	7.8	8.3	4.0
通所リハビリテーション	人口10万人あたりの事業所数	16.1	18.2	6.5
	認定者100人あたりの定員	7.8	8.3	4.0

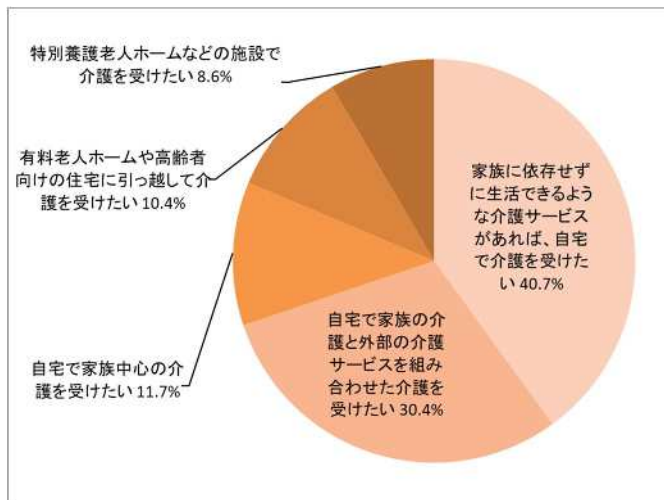
- (注) 1 事業所数：厚生労働省「介護保険総合データベース」および総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」
 2 定員：介護サービス情報公表システムおよび厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報

3 高齢者の今後についての意向

(1) 一般高齢者の介護の意向

実態調査の結果では、一般高齢者の自分に介護が必要となった場合の介護に関する意向は、「家族に依存せずに生活できるような介護サービスがあれば、自宅で介護を受けたい」が40.7%、「自宅で家族の介護と外部の介護サービスを組み合わせた介護を受けたい」が30.4%、「自宅で家族中心の介護を受けたい」が11.7%で、合わせると8割以上の方が在宅での介護を希望しています。

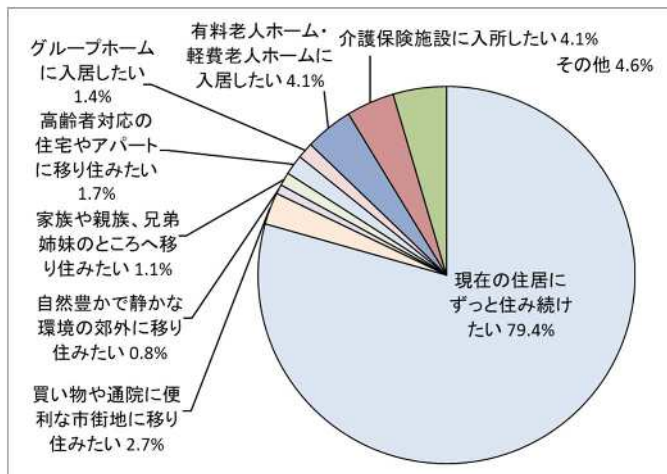
一方、特別養護老人ホーム、有料老人ホームなどの施設や高齢者向けの住宅への入所を希望している方は19.0%となっています。



(注) 実態調査（無回答を除く）

(2) 要支援・要介護認定者の生活場所の意向

実態調査の結果では、要支援・要介護認定者の今後希望する生活場所の意向は、「現在の住居にずっと住み続けたい」が79.4%となっている一方、介護保険施設、有料老人ホームやグループホームなどの施設への入所を希望している方は9.6%にとどまっていることから、住み慣れた地域での生活を希望している方が多いことがわかります。



(注) 実態調査（無回答を除く）

4 在宅医療の意向

(1) 一般高齢者の意向

実態調査の結果では、一般高齢者の在宅医療に関する意向は「利用している(または、在宅医療について知っており、今後利用したい)」が23.7%、「利用したいが、医療費や介護負担などの問題から利用できない」が11.8%、「利用したいが、在宅医療を提供している医療機関が分からない」が16.8%、「在宅医療について知らなかったが、今後利用したい」が15.4%で、合わせて67.7%の方が在宅医療を利用、又は利用を希望しています。

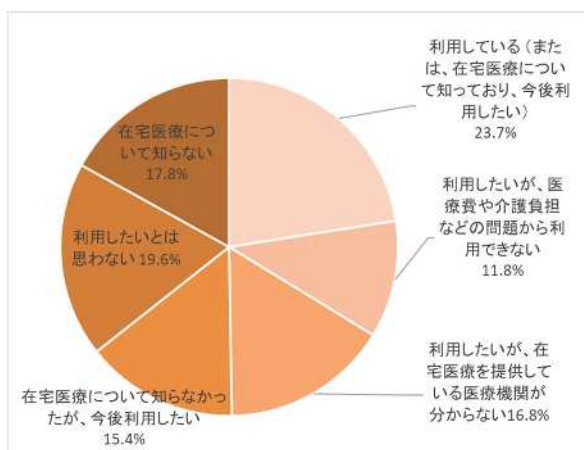
一方、「利用したいとは思わない」の方は19.6%となっています。

(2) 要支援・要介護認定者の意向

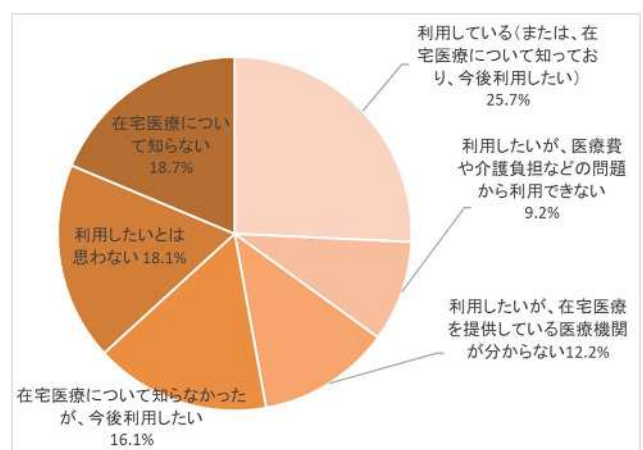
実態調査の結果では、要支援・要介護認定者の在宅医療に関する意向は「利用している(または、在宅医療について知っており、今後利用したい)」が25.7%、「利用したいが、医療費や介護負担などの問題から利用できない」が9.2%、「利用したいが、在宅医療を提供している医療機関がわからない」が12.2%、「在宅医療について知らなかったが、今後利用したい」が16.1%で、合わせて63.2%の方が在宅医療を希望しています。

一方、「利用したいとは思わない」は18.1%となっています。

一般高齢者の意向



要支援・要介護認定者の意向



(注) 実態調査(無回答を除く)

第5章 高齢者のいる世帯の住居の状況

本市の一般世帯における住居の状況は、平成27年と令和2年を比較すると、各区分ではほぼ同じ構成比となっており、令和2年では、最も高いのが「持ち家」で54.1%、次いで「民営の借家」が36.7%などとなっています。

実態調査の結果では、高齢者のいる世帯の住居の状況は、「持ち家」の割合が「一般高齢者のいる世帯」で81.2%、「要支援・要介護認定者のいる世帯」で74.1%となっています。

本市の一般世帯における住居の状況

区 分	平成27年		令和2年	
	世帯数	構成比 (%)	世帯数	構成比 (%)
持ち家	144,541	53.6	150,842	54.1
公営・都市機構・公社の借家	14,728	5.5	13,400	4.8
民営の借家	98,975	36.7	102,422	36.7
社宅等の給与住宅	6,151	2.3	6,432	2.3
間借り	2,650	1.0	3,451	1.2
その他	2,598	0.9	2,464	0.9
総数	269,643	100.0	279,011	100.0

(注) 各年とも国勢調査

高齢者のいる世帯の住居の状況

(単位：%)

区 分	一般高齢者のいる世帯	要支援・要介護認定者のいる世帯
持ち家	81.2	74.1
民間賃貸住宅	9.1	10.0
公営賃貸住宅	5.6	6.2
その他	4.1	9.6

(注) 実態調査（無回答を除く）

第6章 高齢者の就業状況

本市の高齢就業者（65歳以上の高齢者のうち就業している者）数は、平成27年の29,294人から令和2年の39,641人へ10,347人増えており、就業者数に占める高齢就業者数の割合も、平成27年の10.9%から令和2年の14.6%と大幅に増えています。

次に、高齢者の就業を産業構造別にみると、サービス業、卸売・小売業等第3次産業に従事している者が72.8%と最も多く、次いで建設業、製造業等の第2次産業が16.6%、農林水産業の第1次産業が3.8%となっており、市全体と比較すると、高齢就業者においては、第1次産業に従事する割合が高いのが特徴となっています。

高齢就業者数の推移

区 分		平成27年	令和2年
就業者数	(A) (人)	269,760	271,403
65歳以上の人口	(B) (人)	145,300	158,804
高齢就業者数	(C) (人)	29,294	39,641
	65～74歳	24,231	32,695
	75歳以上	5,063	6,946
就業者数に占める 高齢就業者数の割合	(C/A) (%)	10.9	14.6
65歳以上の人口に占める 高齢就業者数の割合	(C/B) (%)	20.2	25.0

(注) 各年とも国勢調査

高齢者の産業別就業状況

(単位：人)

区 分	雇 用 者	役員	雇 人 のある 業 主	雇 人 のない 業 主	家 族 従業者	家 庭 内職者	不詳	総数(65歳 以上)	市全体
第1次産業構成比(%)								3.8	1.2
農 業	195	53	63	778	324	—	9	1,422	2,895
林 業	17	6	0	6	0	—	0	29	195
漁 業	10	4	7	25	5	—	0	51	212
第2次産業構成比(%)								16.6	14.4
鉱業, 採石業, 砂利採取業	2	7	—	—	—	—	0	9	45
建設業	1,712	1,104	216	823	165	89	57	4,166	21,964
製造業	1,536	435	73	240	80	—	33	2,397	16,977
第3次産業構成比(%)								72.8	81.6
電気・ガス・ 熱供給・水道業	61	12	1	4	2	—	0	80	1,475
情報通信業	94	49	4	15	1	—	1	164	5,223
運輸業, 郵便業	1,565	130	18	242	8	—	41	2,004	13,629
卸売業, 小売業	4,101	1,257	300	750	413	—	48	6,869	50,870
金融業, 保険業	312	111	6	66	8	—	9	512	7,724
不動産業, 業 物品賃貸業	609	469	92	392	100	—	7	1,669	5,580
学術研究, 専門・ 技術サービス業	491	382	203	340	119	—	12	1,547	9,062
宿泊業, 飲食 サービス業	1,675	174	213	326	210	—	37	2,635	16,794
生活関連サー ビス業, 娯楽業	950	128	153	564	185	8	18	2,006	10,230
教育, 学習支援業	1,123	65	69	216	35	—	12	1,520	16,803
医療, 福祉	4,489	438	214	141	110	—	45	5,437	53,375
複合サービス事業	62	14	7	1	3	—	1	88	2,124
サービス業 (他に分類されないもの)	2,634	354	69	742	72	1	52	3,924	17,916
公務(他に分類され るものを除く)	421	—	—	—	—	—	0	421	10,750
分類不能産業構成比(%)								6.8	2.8
分類不能の産業	553	35	56	556	129	—	1,362	2,691	7,560
総数	22,612	5,227	1,764	6,227	1,969	98	1,744	39,641	271,403
総人口								158,804	593,128

(注) 令和2年国勢調査

《参考》 高齢者等実態調査の概要

1 調査の目的

本調査は、65 歳以上の高齢者及び 40 歳以上 65 歳未満の者の日常生活の実態や、保健・福祉サービス並びに介護保険サービスに対するニーズを把握し、本市の実情に応じた高齢者保健福祉・介護保険事業・認知症オレンジシティかごしま推進計画を策定する上で、必要となる基礎資料を得ることを目的として実施した。

2 調査地域 鹿児島市全域

3 調査対象者

(1) 一般高齢者調査

本市に住所を置く「65 歳以上の高齢者」のうち、介護保険の要介護または要支援の認定を受けていない者の中から無作為に抽出した者

(2) 在宅要介護（要支援）者調査

本市に住所を置く「65 歳以上の高齢者」及び「40 歳以上 65 歳未満の者」のうち、介護保険の要介護または要支援の認定を受けている者の中から無作為に抽出した者

(3) 若年者調査

本市に住所を置く「40 歳以上 65 歳未満の者」のうち、介護保険の要介護または要支援の認定を受けていない者の中から無作為に抽出した者

4 調査期間 令和 8 年 1 月 9 日～令和 8 年 2 月 6 日

5 調査方法 郵送調査（発送・回収）及びインターネットによる回答を併用

6 調査数及び有効回答率等

(単位：人、%)

調 査 区 分	調査数 A	有効回答数 B	有効回答率 $C = B / A$
一般高齢者調査	2,000	1,351	67.6
在宅要介護(要支援)者調査	1,500	867	57.8
若年者調査	2,000	888	44.4
計	5,500	3,106	56.5

《参考》 認知症の人と家族への個別聞き取り調査の概要

1 調査の目的

本調査は、認知症基本法に基づく、本市の実情や特性に即した認知症施策推進計画である「認知症オレンジシティかごしま推進計画」の策定にあたって、認知症の人本人やその家族の意見を丁寧に汲み取って施策へ反映させることを目的として実施した。

2 調査地域 鹿児島市全域

3 調査対象者

次の要件をすべて満たす認知症の人とその介護者である家族1組で1件。家族の同居・別居は問わない。

- (1) 市内在住の要支援・要介護認定を受けている方（第2号被保険者も含む）
- (2) 本人が、認知症の診断または、認知症高齢者日常生活自立度Ⅰ、Ⅱa、Ⅱb程度の判定を受けており、「もの忘れ」等の自覚があると思われる方
- (3) 家族が、対象となる本人が認知症であると理解していること

4 調査期間 令和7年9月20日～令和8年1月9日

5 調査方法

(1) 要介護認定者とその家族

市内居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員による個別聞き取り

(2) 要支援認定者とその家族

市地域包括支援センター職員による個別聞き取り

6 調査数

調 査 区 分	調査件数	本人	家族
要介護認定者とその家族	113 件	113 人	112 人
要支援認定者とその家族	80 件	80 人	78 人
合 計	193 件	193 人	190 人

第3編 日常生活圏域

第1章 日常生活圏域の設定の考え方

日常生活圏域については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、各市町村の地域の実情に応じて、目指すべき地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることを念頭において定めることとされています。

本市では、総合計画の地理的条件、交通、都市機能の集積、土地利用状況、日常生活上の交流範囲等の諸条件を踏まえた地域・地区割りを参考にするとともに、高齢者人口や面積、地区民生委員・児童委員協議会の地区割り等を考慮して、日常生活圏域を設定しています。

第9期計画では、17の日常生活圏域毎に設置した地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、地域密着型サービス事業所等の整備を行い、地域包括ケアシステムの構築に向けた体制を整え、各種取組を推進してきました。

また、各圏域においては、地域包括支援センターが中心となり、地域ケア会議等を開催し、地域の現状や課題を把握するとともに、関係機関との情報共有や地域ネットワークの構築等を行っています。

高齢者人口がピークを迎える2040年頃を見据え、これまで各圏域で進めてきた地域におけるネットワークの構築等の取組を、より一層深化させるため、第10期計画においても17の日常生活圏域を設定し、各圏域の実情に応じた取組を進めます。

【第10期計画における日常生活圏域図】



【第10期の圏域内訳】

圏域	町丁目名
中央	平之町、東千石町、西千石町、照国町、新町、船津町、城南町、松原町、南林寺町、甲突町、錦江町、新屋敷町、樋之口町、山之口町、千日町、加治屋町、中央町、上之園町、上荒田町
上町	東坂元1～4丁目、清水町、祇園之洲町、鼓川町、池之上町、稲荷町、春日町、柳町、浜町、上竜尾町、下竜尾町、冷水町、長田町、大竜町、上本町、小川町、易居町、名山町、山下町、中町、金生町、城山町、泉町、住吉町、堀江町、大黒町、呉服町、本港新町、吉野町の一部(磯、花倉、三船、竜ヶ水及び平松)
鴨池北	高麗町、荒田1～2丁目、与次郎1～2丁目、下荒田1～4丁目、天保山町、鴨池新町、鴨池1～2丁目、郡元1～3丁目、真砂町、真砂本町
鴨池南	郡元町、南郡元町、東郡元町、三和町、紫原1～6丁目、西紫原町、南新町、日之出町、宇宿1～9丁目、新栄町、唐湊3～4丁目、中央港新町、向陽2丁目
城西	城山1～2丁目、新照院町、草牟田町、草牟田1～2丁目、玉里町、明和1～5丁目、原良町、原良1～7丁目、薬師1～2丁目、城西1～3丁目、鷹師1～2丁目、常盤町、常盤1～2丁目、西田1～3丁目、永吉1～3丁目
武・田上	武1～3丁目、田上町、西別府町、武岡1～6丁目、西陵1～8丁目、田上1～8丁目、田上台1～4丁目、紫原7丁目、唐湊1～2丁目、向陽1丁目、広木1～3丁目、小野町の一部(西之谷)
谷山北	五ヶ別府町、山田町、中山町、桜ヶ丘1～8丁目、星ヶ峯1～6丁目、自由ヶ丘1～2丁目、皇徳寺台1～5丁目、中山1～2丁目、清和3丁目(旧中山町)
谷山中央	魚見町、東谷山1～7丁目、上福元町、小松原1～2丁目、東開町、希望ヶ丘町、小原町、谷山中央1～8丁目、清和1～4丁目(3丁目の旧中山町を除く)、西谷山1～4丁目(1～3丁目の旧下福元町を除く)
谷山南	下福元町、平川町、卸本町、南栄1～6丁目、七ツ島1～2丁目、谷山港1～3丁目、錦江台1～3丁目、慈眼寺町、和田1～3丁目、坂之上1～8丁目、光山1～2丁目、西谷山1～3丁目(旧下福元町)
伊敷台	坂元町、西坂元町、玉里団地1～3丁目、若葉町、小野1～4丁目、下伊敷1～3丁目、伊敷台1～7丁目、下伊敷町
西伊敷	伊敷町、西伊敷1～7丁目、千年1～2丁目、小野町(西之谷を除く)、犬迫町、小山田町、皆与志町、花野光ヶ丘1～2丁目、伊敷1～8丁目
吉野	岡之原町、緑ヶ丘町、川上町、下田町、吉野町(磯、花倉、三船、竜ヶ水及び平松を除く)、大明丘1～3丁目、吉野1～4丁目
桜島	野尻町、持木町、東桜島町、古里町、有村町、黒神町、高免町、桜島赤水町、桜島赤生原町、桜島小池町、桜島西道町、桜島白浜町、桜島武町、桜島藤野町、桜島二俣町、桜島松浦町、桜島横山町、新島町
吉田	西佐多町、東佐多町、本城町、本名町、宮之浦町、牟礼岡1～3丁目
郡山	花尾町、有屋田町、川田町、郡山町、郡山岳町、西俣町、東俣町、油須木町
松元	石谷町、入佐町、上谷口町、直木町、春山町、福山町、松陽台町、四元町、平田町
喜入	喜入瀬々串町、喜入中名町、喜入生見町、喜入前之浜町、喜入町、喜入一倉町

(注) 令和8年4月1日現在の町丁目名による

第2章 日常生活圏域ごとの現状

1 圏域別の人口及び高齢者の割合

圏域別の総人口は、谷山中央圏域が61,620人と最も多く、次いで武・田上圏域が57,847人となっています。高齢者人口では、武・田上圏域が18,240人と最も多く、次いで谷山北圏域が16,483人となっています。

また、総人口に占める高齢者人口の割合は、30%以上の圏域が10圏域あり、桜島圏域が53.4%と最も高くなっています。

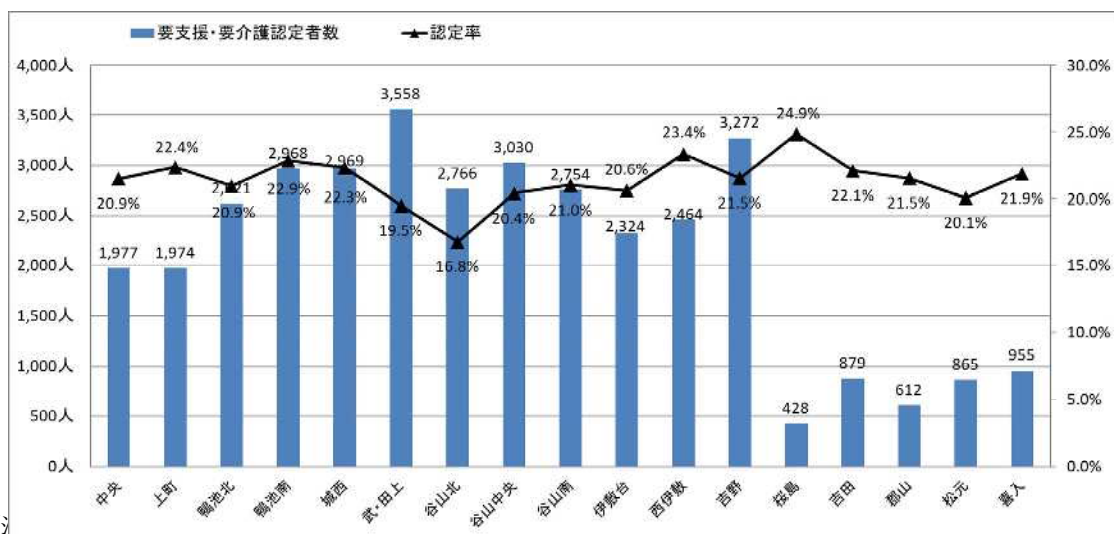


(注) 住民基本台帳（令和8年4月1日現在）

2 圏域別の要支援・要介護認定者数と認定率

圏域別の要支援・要介護認定者数は、武・田上圏域が3,558人と最も多く、次いで吉野圏域が3,272人となっています。

また、高齢者人口に占める要支援・要介護認定者の割合である認定率は、桜島圏域が24.9%と最も高く、次いで西伊敷圏域が23.4%となっています。



3 圏域別のサービス事業所及び地域包括支援センター設置状況

(1) 地域密着型サービス事業所及び地域包括支援センター (単位：か所)

	(1) 中 央	(2) 上 町	(3) 鴨 池 北	(4) 鴨 池 南	(5) 城 西	(6) 武 ・ 田 上	(7) 谷 山 北	(8) 谷 山 中 央	(9) 谷 山 南	(10) 伊 敷 台	(11) 西 伊 敷	(12) 吉 野	(13) 桜 島	(14) 吉 田	(15) 郡 山	(16) 松 元	(17) 喜 入	計
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1		1	1		2		2	2		2	2					1	14
認知症対応型通所介護			3		3	1	2	2		2	2			1	1			17
小規模多機能型居宅介護			2	1	2	1	2	5	1	1	2	3		1	2	3		26
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	5	5	10	11	7	9	11	14	12	9	3	15	1	5	5	4	4	130
地域密着型特定施設入居者生活介護			1				1	1										3
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 介護(小規模特別養護老人ホーム)		1				1					1	2		1			1	7
看護小規模多機能型居宅介護	2	2	3	1		1	1	1			2	1					1	15
地域密着型通所介護	13	10	14	12	11	14	16	22	15	8	15	14		4	3	4	2	177
地域包括支援センター	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	20
計	22	19	35	27	24	31	35	48	31	21	28	39	2	13	12	12	10	409

(注) 令和8年4月1日現在

(2) 介護保険施設 (単位：か所)

	(1) 中 央	(2) 上 町	(3) 鴨 池 北	(4) 鴨 池 南	(5) 城 西	(6) 武 ・ 田 上	(7) 谷 山 北	(8) 谷 山 中 央	(9) 谷 山 南	(10) 伊 敷 台	(11) 西 伊 敷	(12) 吉 野	(13) 桜 島	(14) 吉 田	(15) 郡 山	(16) 松 元	(17) 喜 入	計
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	1	4	2	3	1	4	6	4	7	2	4	5	1	1	1	1	2	49
介護老人保健施設(老人保健施設)	1	2	1	1	3	2	1	2		1		3		1			1	19
介護医療院	2							2			1		1	1				7
計	4	6	3	4	4	6	7	8	7	3	5	8	2	3	1	1	3	75

(注) 令和8年4月1日現在

(3) 在宅サービス事業所 (単位：か所)

	(1) 中 央	(2) 上 町	(3) 鴨 池 北	(4) 鴨 池 南	(5) 城 西	(6) 武 ・ 田 上	(7) 谷 山 北	(8) 谷 山 中 央	(9) 谷 山 南	(10) 伊 敷 台	(11) 西 伊 敷	(12) 吉 野	(13) 桜 島	(14) 吉 田	(15) 郡 山	(16) 松 元	(17) 喜 入	計
訪問介護(ホームヘルプ)	12	10	16	12	12	12	15	20	8	8	8	12	2	4	2	4	2	159
訪問入浴介護	1	1					1	3			1							7
訪問看護	8	8	15	16	9	12	10	15	4	3	7	8	1	1	1	2	4	124
訪問リハビリテーション	2			2	1	1		2						1			1	10
通所介護(デイサービス)	5	7	4	5	4	7	8	8	11	7	6	11	1	6	1	3	2	96
通所リハビリテーション(デイケア)		1					1	1			1							4
短期入所生活介護(ショートステイ)	1	3	2	3	1	4	6	5	6	2	5	6	1	1	1	1	4	52
短期入所療養介護(ショートステイ)																	2	2
特定施設入居者生活介護		1	6	1		1	2		1	2		1				1	1	17
福祉用具貸与	3		4	3	3	5	3	6	5	2	1	5		2		2	1	45
特定福祉用具販売	3		4	3	3	5	3	6	5	2	1	5		2		2	1	45
居宅介護支援	8	16	23	16	12	13	7	12	16	7	15	13	1	5	4	2	4	174
居宅療養管理指導	1		2	1	1			2										7
介護予防支援	3	1	3	1	1	2	2	3	3	1	1	2	1	2	1	1	4	32
計	47	48	79	63	47	62	58	83	59	34	46	63	7	24	10	18	26	774

(注) 1 令和8年4月1日現在

2 みなし指定を除く

(4) 介護予防・生活支援サービス事業所

(単位：か所)

	(1) 中 央	(2) 上 町	(3) 鴨 池 北	(4) 鴨 池 南	(5) 城 西	(6) 武 ・ 田 上	(7) 谷 山 北	(8) 谷 山 中 央	(9) 谷 山 南	(10) 伊 敷 台	(11) 西 伊 敷	(12) 吉 野	(13) 桜 島	(14) 吉 田	(15) 郡 山	(16) 松 元	(17) 喜 入	計
予防型訪問介護事業所	8	8	14	10	12	11	11	16	7	7	8	11	2	4	2	4	1	136
生活支援型訪問介護事業所	6	3	5	3	2	6	8	3	2	3	5	4		3				53
予防型通所介護事業所	15	17	16	15	14	17	20	23	23	13	18	20	1	9	4	6	4	235
ミニデイ型通所介護事業所		1	3	1	1	1	1	1			4	1		1	1			16
運動型通所介護事業所	1		5		2		1	2	4		2	3				2	1	23
計	30	29	43	29	31	35	41	45	36	23	37	39	3	17	7	12	6	463

(注) 令和8年4月1日現在

4 圏域別の有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況

(1) 施設数

(単位：か所)

	(1) 中 央	(2) 上 町	(3) 鴨 池 北	(4) 鴨 池 南	(5) 城 西	(6) 武 ・ 田 上	(7) 谷 山 北	(8) 谷 山 中 央	(9) 谷 山 南	(10) 伊 敷 台	(11) 西 伊 敷	(12) 吉 野	(13) 桜 島	(14) 吉 田	(15) 郡 山	(16) 松 元	(17) 喜 入	計
有料老人ホーム	6	9	15	10	4	5	18	27	17	7	8	15		8	4	8	9	170
指定特定施設		1	6				2		1	2						1		13
指定特定施設以外	6	8	9	10	4	5	16	27	16	5	8	15		8	4	7	9	157
サービス付き高齢者向け住宅	10	1	2	3	5	3		3	2	1	4	6				1	1	42
指定特定施設			1	1		1											1	4
指定特定施設以外	10	1	1	2	5	2		3	2	1	4	6				1		38
計	16	10	17	13	9	8	18	30	19	8	12	21	0	8	4	9	10	212

(注) 1 令和8年4月1日現在

2 指定特定施設は、特定施設入居者生活介護（地域密着型含む）の指定を受けたもの。

(2) 定員数

(単位：人)

	(1) 中 央	(2) 上 町	(3) 鴨 池 北	(4) 鴨 池 南	(5) 城 西	(6) 武 ・ 田 上	(7) 谷 山 北	(8) 谷 山 中 央	(9) 谷 山 南	(10) 伊 敷 台	(11) 西 伊 敷	(12) 吉 野	(13) 桜 島	(14) 吉 田	(15) 郡 山	(16) 松 元	(17) 喜 入	計
有料老人ホーム	167	224	677	255	83	102	440	717	387	105	315	499		143	71	173	189	4,547
指定特定施設		34	503				77		63	36						54		767
指定特定施設以外	167	190	174	255	83	102	363	717	324	69	315	499		143	71	119	189	3,780
サービス付き高齢者向け住宅	320	27	59	52	114	99		107	56	41	104	92				18	27	1,116
指定特定施設			20	21		30											27	98
指定特定施設以外	320	27	39	31	114	69		107	56	41	104	92				18		1,018
計	487	251	736	307	197	201	440	824	443	146	419	591	0	143	71	191	216	5,663

(注) 1 令和8年4月1日現在

2 指定特定施設は、特定施設入居者生活介護（地域密着型含む）の指定を受けたもの。

第4編 施策の体系

この計画では、高齢者保健福祉・介護保険・認知症施策を総合的に推進するため、計画がめざす基本的な目標を掲げるとともに、その実現のために重点的に取り組むべき課題を設定します。

第1章 基本的な目標

1 生きがいきづくり・社会参画の促進

- ・明るく活力に満ちた高齢期を過ごせるよう、生きがいきづくりの推進や高齢者の社会参画を促進します。

2 高齢者の安心・快適な暮らしの確保

- ・在宅生活を支援する福祉サービスや災害・感染症対策を充実するとともに、安全で住みよい環境づくりを推進し、高齢者の安心・快適な暮らしを確保します。

3 認知症施策・権利擁護の推進

(認知症オレンジシティかごしま推進計画)

- ・認知症の人やその家族を社会全体で支え、誰もが幸せに自分らしく生きることができる地域社会を目指し、市民、事業者と一体となって認知症施策や高齢者の権利擁護に取り組む「認知症オレンジシティかごしま」を推進します。

4 介護予防・地域支援体制の充実

- ・地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、多様な主体による生活支援体制等を充実させるとともに、介護予防や保健予防の一体的な実施を推進します。

5 介護サービスの充実

- ・介護サービスの質的向上を図るとともに、介護給付の適正化などサービス提供のための体制づくりを推進し、介護サービスを充実します。

第2章 重点課題とそれに対する取組

これら5つの目標を達成するために、13の重点課題を掲げ、第5編に示す高齢者保健福祉・介護保険事業・認知症オレンジシティかごしま推進計画の各施策に取り組めます。

施策の体系図



第5編 施策の展開

第1章 生きがいづくり・社会参画の促進



1 生きがいづくりの推進

(1) 生きがい・仲間づくりの推進

【現状と課題】

人生100年時代を見据え、高齢者をはじめ全ての人が生涯にわたって元気に活躍し続けられる社会が求められています。長くなる高齢期をより充実したものにするために、高齢者の生きがいづくりを推進していく必要があります。

【今後の方策】

高齢者が生きがいを持って、明るく活力に満ちた高齢期を過ごすため、外出の促進や高齢者同士のふれあい、世代間交流を図るための各種事業を実施し、高齢者の生きがい・仲間づくりを推進します。

【具体的取組】

①敬老パス等の交付	・敬老パス交付事業 ・すこやか入浴事業 ・友愛パス交付事業 ・友愛タクシー券交付事業
②高齢者クラブ活動の推進	・老人クラブ補助金交付事業
③高齢者福祉センター等の管理	・高齢者福祉センター等管理運営・施設整備事業
④その他生きがい・仲間づくりの推進	・すこやか長寿まつり開催事業 ・高齢者ゲートボール場等管理事業 ・高齢者福祉バス運行事業 ・敬老祝事業 ・地域ふれあい交流助成事業 ・愛のふれあい会食事業 ・高齢者の元気応援協賛店登録事業 ・元気高齢者活動支援事業（再） ・高齢者いきいきポイント推進事業（再） ・高齢者生きがい支援パンフレット作成事業

・公共施設等での使用料等の減免

(※(再)は、主に位置づけられる施策の方向以外に再度掲げる取組。以下、同じ)

2 高齢者の社会参画の促進

(1) 高齢者の多様な活動への支援

【現状と課題】

平均寿命が延びる中、健康寿命も延伸し、高齢者の体力的な若返りや定年延長などにより、社会参加や就業への意欲を持ち続ける高齢者も多くなっている。

そのような中、高齢者がそれぞれの意欲や能力に応じて、様々な活動に参画する多様な機会を確保し、地域共生社会の重要な支え手、担い手としてその能力を十分に発揮できる環境づくりが重要なことから、高齢者の多様な社会参画を支援するとともに、就労を促進していく必要があります。

【今後の方策】

高齢期においても、希望に応じて、多様な活躍の機会が得られる環境を構築するために、高齢者によるボランティア活動や生涯学習・スポーツ活動を推進するなど、社会参画を支援するとともに、高齢者が長年培ってきた豊富な知識や経験を生かすことができるよう、生活・就労支援センターかごしまを活用し、シルバー人材センターとも連携して、就業機会の確保を図ります。

【具体的取組】

①社会参画支援	・元気高齢者活動支援事業 ・高齢者いきいきポイント推進事業（再） ・お達者クラブ運営支援事業（再） ・よかよか元気クラブ活動支援事業（再）
②生涯学習の推進	・高齢者福祉センターにおける各種教養講座の開催 ・地域公民館、生涯学習プラザにおける講座の開催 ・高齢者指導者の育成 ・市民ICT利活用事業
③スポーツ活動の推進	・健康体力づくり、生きがいのためのスポーツ活動の推進

④ボランティア活動の 推進	・心をつなぐともしびグループ活動推進事業 ・<u>お達者クラブ運営支援事業（再）</u> ・運動普及推進員支援事業（再） ・食生活改善推進事業（再） ・<u>認知症オレンジサポーター養成事業</u> <u>（認知症等見守りメイトの養成）（再）</u> ・<u>チームオレンジ設置運営支援事業（再）</u>
⑤高齢者クラブ活動の 推進	・老人クラブ補助金交付事業（再）
⑥就労の促進	・高年齢者就業機会確保等事業 ・就職困難者等雇用促進助成事業 ・労政広報紙発行事業 ・生活・就労支援センターかごしまの運営・活用 ・新規創業者等育成支援事業

第2章 高齢者の安心・快適な暮らしの確保



1 在宅福祉サービスの充実

(1) 在宅生活を支援する福祉サービスの充実

【現状と課題】

高齢者の多くは介護が必要な状態になっても、可能な限り在宅で生活を持続することを希望する一方、健康や介護のことなどこれからの生活に不安を抱えています。特に、ひとり暮らしの高齢者の増加に伴い、日常生活の支援や見守りの必要性が一層高まっています。このため、高齢者が住み慣れた地域で安心して快適に暮らせるよう、必要な福祉サービス（介護保険外サービス）等の充実を図っていく必要があります。

【今後の方策】

在宅での介護を必要とする高齢者やその家族介護者、ひとり暮らし高齢者等の保健衛生、福祉の向上、日常生活を支えるサービスの充実を図るとともに、経済的負担の軽減及び介護による離職の防止に取り組み、高齢者が安心・快適に暮らせるよう、各種福祉サービスの充実を図ります。

【具体的取組】

①在宅生活の支援	・紙おむつ等助成事業 ・老人介護手当支給事業 ・家族介護講習会等開催事業 ・家族介護慰労金支給事業 ・ワーク・ライフ・バランスを目指す事業所 応援事業 ・生活支援体制整備事業（再） ・虚弱高齢者等福祉用具給付事業 ・寝たきり高齢者等理髪・美容サービス事業 ・寝たきり高齢者等寝具洗濯サービス事業 ・寝たきり高齢者等訪問歯科診療推進補助事業 ・特別障害者手当等支給事業
②ひとり暮らし高齢者等への支援	・ひとり暮らし高齢者等安心通報システム設置事業 ・高齢者福祉電話設置事業 ・心をつなぐ訪問給食事業

	・ 高齢者短期入所事業 ・ 高齢者見守り支援事業（再） ・ 認知症オレンジサポーター養成事業 （認知症等見守りメイトの養成）（再） ・ 認知症おかえりサポート事業（再） ・ 家庭ごみの高齢者等戸別収集サービス （まごころ収集）事業 ・ 粗大ごみの家屋内収集 ・ エンディングノート作成等事業
--	---

2 安全で住みよい環境づくりの推進

（1）高齢者のニーズに応じた住環境の整備

【現状と課題】

加齢により身体の機能が低下した場合など、高齢者ができるだけ自立し安心して安全な在宅生活を営むためには、住宅のバリアフリー化に加え、見守りや生活支援を含めた総合的な居住支援を図る必要があります。

【今後の方策】

個人の既存住宅のバリアフリー化を支援するとともに、高齢者に対する賃貸住宅の供給促進に向けて、高齢者及び住宅の賃貸人双方に対する情報提供による民間賃貸住宅への円滑な入居を促進し、安心して暮らすことができる居住の確保を図ります。

また、市営住宅においてもバリアフリー化を基本とした整備を進めるほか、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に対して、集団指導を実施するなど、指導の充実を図るとともに、介護サービス相談員を派遣するなど、サービスの質の確保に努めます。

【具体的取組】

①住宅のバリアフリー化	・ 高齢者住宅改造費助成事業 ・ 住宅改修支援事業
②高齢者向け住宅の環境整備	・ 高齢者住宅生活援助員派遣事業 ・ 市営住宅における高齢者等のためのバリアフリー整備 ・ 市営住宅における高齢者世帯向け住宅の供給 ・ セーフティネット住宅の登録促進 ・ 住宅確保サポート事業

③高齢者向け住宅の 質の確保	・有料老人ホーム等に対する集団指導の実施 ・有料老人ホーム等への指導や立入検査の実施 ・介護サービス相談員の派遣（再）
-------------------	---

（２）高齢者が安心して暮らせるまちづくり

【現状と課題】

加齢により身体の機能が低下した場合でも、高齢者が自立した日常生活や社会生活を送ることができるまちづくりを推進することが重要です。そのため、高齢者が安心して外出できるよう、施設や交通機関等の安全性・利便性の向上を図る必要があります。

また、高齢化の進行に伴い、高齢運転者による事故の割合が増加しているほか、消費者トラブルの高止まりなど、高齢者の安心した暮らしを取り巻く環境は依然として厳しいため、交通安全教育の推進や消費者被害を防止していく必要がある。

【今後の方策】

高齢者が生活しやすいまちづくりを推進するため、建築物、道路等のバリアフリー化による安全性・利便性の向上や、高齢者への身体的負担の少ない交通環境づくりに努めます。

また、高齢者の特性等を踏まえた交通安全対策を推進するほか、消費者トラブルに関する相談対応や消費者啓発を行うとともに、関係機関と連携し、消費者被害の救済と未然防止を図ります。

【具体的取組】

①建築物、道路等の 環境整備	・高齢者等が生活しやすいまちづくりや環境づくりの推進 ・自転車等の放置防止対策及び自転車等駐車場管理運営事業 ・市道バリアフリー推進事業 ・公共交通ビジョン推進事業
②交通機関の利便性の 向上	・敬老パス交付事業（再） ・友愛パス交付事業（再） ・友愛タクシー券交付事業（再） ・低公害低床型バスの運行 ・超低床電車の運行 ・公共交通不便地対策事業 ・市街地内補完交通運行事業

③交通安全対策の推進	・お達者クラブ交通安全教室事業 ・高齢者等運転免許自主返納支援制度
④消費者被害の未然防止	・消費生活相談事業 ・消費者啓発事業 ・A（悪質商法）B（撲滅）C（シティ）消費者情報ネットかごしま事業 ・心をつなぐともしびグループ活動支援事業（再） ・認知症オレンジサポーター養成事業（認知症等見守りメイトの養成）（再）
⑤その他高齢者にやさしいまちづくりの推進	・安心安全パートナーシップ事業 ・安心安全教育指導員設置事業

3 災害・感染症対策の充実

（1）大規模災害や感染症などへの対策の充実

【現状と課題】

高齢者は、迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことや、感染症り患時は重症化する危険性が高いことから、これまでの災害や感染症の経験を踏まえた対策が不可欠です。

介護事業所等においては、災害及び感染症対策に係る計画等の策定や訓練等の実施、必要な物資の備蓄、設備等の整備など、平時から備えておかねばなりません。また、介護サービスは、利用者やその家族の生活のために欠かせないものであり、災害や感染症の発生時においてもサービス提供の継続が求められます。そのため、日頃から関係機関や介護事業所等と連携し、災害や感染症への対策の充実を図る必要があります。

【今後の方策】

本市の「地域防災計画」・「新型インフルエンザ等対策行動計画」や、介護事業所等が作成する「非常災害対策計画」・「業務継続計画」等に基づき、災害時における自力避難が困難な高齢者の安全確保を図るとともに、介護事業所等での災害や感染症の対策に必要な物資の備蓄、設備等の整備を促進します。

また、介護事業所等における避難確保計画に係る実効性を高めるための運用支援を行うとともに、訓練等の実施や、必要な物資の備蓄状況を定期的に確認するなど、関係機関等とも連携した取組を進めます。

【具体的取組】

①災害への対策	・介護事業所等への指導等の実施 (訓練や備蓄状況の定期的な確認の実施) ・介護老人福祉施設等整備費補助事業(再) ・避難行動要支援者避難支援等事業 ・自主防災組織育成促進事業
②感染症への対策	・介護事業所等への指導等の実施 (研修や備蓄状況の定期的な確認の実施) ・介護老人福祉施設等整備費補助事業(再) ・感染症予防医療事業(再) ・新型インフルエンザ等対策行動計画推進事業 ・感染症に強いまちづくり推進事業 ・感染症予防計画の推進

第3章 認知症施策・権利擁護の推進 （認知症オレンジシティかごしま推進計画）



策定の趣旨

国の推計では、令和22（2040）年には65歳以上の3.3人に1人が認知症または軽度認知障害（MCI）になると見込まれており、本市においても認知症高齢者は増加傾向にあるなど、今や誰もが認知症になり得る状況となっています。

国の認知症施策推進基本計画では、認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも一人ひとりが希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという「新しい認知症観」に立ち、認知症の人が自らの意思に基づき社会生活を営むことができる共生社会の実現が求められています。

このような中、本市においては、令和7年9月に「認知症オレンジシティかごしま」を宣言し、認知症の人やその家族を社会全体で支え、誰もが幸せに自分らしく生きることができる地域社会を目指しているところです。

これらの背景を踏まえ、本市の実情に応じた認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、認知症オレンジシティかごしま推進計画を策定します。

1 認知症オレンジシティかごしまの推進

（1）認知症に関する理解の促進や情報提供

【現状と課題】

共生社会の実現のためには、認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めるとともに、認知症に関する相談窓口の認知度が低い現状を踏まえ、本人や家族等が必要なサービスへつながるよう、適切に情報を提供する必要があります。

【今後の方策】

幅広い世代において認知症に関する理解の促進を図るため、学校や企業等と連携しながら普及啓発及び学習機会の充実に取り組みます。

また、認知症の進行に応じた支援内容や認知症の予防、早期発見・早期対応につながる情報を分かりやすく提供し、相談窓口やサービスの周知を適切に行います。

【具体的取組】

①認知症に関する理解の促進	・認知症月間（世界アルツハイマー月間）に合わせたイベントの開催 ・市民向けセミナー等における認知症の相談・体験の機会の提供 ・認知症オレンジサポーター養成事業（認知症サポーターの養成、認知症介護教室） ・市政出前トークを活用した普及・啓発 ・学校における知識及び理解を深める教育の推進 ・企業等と連携した理解促進の取組（再） ・認知症ケアパスの普及（再） ・認知症おうえんナビ運用事業（再） ・福祉読本作成事業（再） ・シニア世代のヘルスプロモーション事業（再） ・お達者クラブ運営支援事業（再） ・すこやか長寿健康支援事業（再）
②認知症に関する情報提供	・認知症ケアパスの普及 ・認知症おうえんナビ運用事業 ・地域包括支援センターによる総合相談支援（再） ・認知症施策推進事業（認知症介護の電話相談）（再） ・相談窓口の周知・広報 ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等の情報提供 ・市政出前トークを活用した普及・啓発（再）

（２）認知症の人やその家族を支える支援体制・社会参加の機会の充実**【現状と課題】**

認知症の人やその家族が安心して地域での生活を継続できるように、早期発見・早期対応に向けた取組の推進及び相談体制や地域における支援体制の充実が図られることに加えて、認知症の人が孤立することなく、生きがいや希望を持って暮らすために、多様な社会参加の機会を確保する必要があります。

【今後の方策】

地域包括支援センターに配置する認知症地域支援推進員を中心に、地域における支援体制の充実と早期発見や早期対応に向けた取組の推進を図るほか、健康づくりや生きがいづくり等による認知症予防を進めます。

また、本人やその家族の地域における交流や社会活動への参画支援のほか、企業との連携による見守りネットワークの構築や地域包括支援センターと県若年性認知症支援コーディネーターとの連携による対象者への支援の実施など、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進します。

【具体的取組】

①認知症の早期発見・ 早期対応に向けた 取組の推進、 相談体制の充実	・認知症初期集中支援推進事業 ・地域包括支援センターによる総合相談支援（再） ・認知症施策推進事業（認知症介護の電話相談） ・精神保健福祉推進事業（再）
②認知症予防の推進	・生きがい・仲間づくりの推進 （再：第1章1（1）P38～39参照） ・介護予防の充実 （再：第4章1（1）P53～54参照） ・健康づくりの推進 （再：第4章1（2）P54参照）
③地域における支援体制 の整備	・認知症施策推進事業 （認知症地域支援推進員及び嘱託医の設置） ・認知症オレンジサポーター養成事業 （認知症等見守りメイトの養成） ・チームオレンジ設置運営支援事業 ・高齢者見守り支援事業 ・認知症おかえりサポート事業 ・企業との連携による見守り活動促進 ・SOSネットワークシステム（県警実施）との連携 ・本人ミーティング・家族交流会の開催 ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等の整備 ・消費生活センターとの連携 ・エンディングノート作成等事業（再）
④社会参加の機会の確保	・本人ミーティング・家族交流会の開催（再） ・チームオレンジ設置運営支援事業（再） ・生きがい・仲間づくりの推進 （再：第1章1（1）P38～39参照） ・高齢者の多様な活動への支援 （再：第1章2（1）P39～40参照） ・若年性認知症の人への支援

(3) 認知症バリアフリーの推進

【現状と課題】

認知症の人が住み慣れた地域で尊厳を保持しながら自分らしく暮らし続けるために、日常生活や社会参加等の様々な場面において障壁を減らしていく取組（認知症バリアフリー）が求められており、本人やその家族を社会全体で支える施策の推進が必要です。

また、認知症バリアフリーは、認知症以外の人にとっても暮らしやすい社会となることから、各関連分野と連携した総合的な取組として行う必要があります。

【今後の方策】

公共交通や生活環境の整備などのハード面と、地域の支援体制などのソフト面の両面から「認知症バリアフリー」を推進し、認知症の人が地域で安心して自分らしく暮らし続けることができる環境の整備を図ります。

【具体的取組】

①地域における支援体制の整備	・ 地域における支援体制の整備 (再：第3章1(2)③P48参照)
②災害時における対応	・ 災害への対策 (再：第2章3(1)①P45参照)
③住宅施策・福祉施策の連携による居住支援	・ 住宅のバリアフリー化 (再：第2章2(1)①P42参照) ・ 高齢者向け住宅の環境整備 (再：第2章2(1)②P42参照)
④高齢者へのスマートフォンを活用	・ 市民ICT利活用事業(再)
⑤移動のための交通手段や交通安全の確保	・ 交通機関の利便性の向上 (再：第2章2(2)②P43参照) ・ 交通安全対策の推進 (再：第2章2(2)③P44参照)

2 高齢者の権利擁護の推進

(1) 認知症の人の意思決定支援・成年後見制度の利用促進

【現状と課題】

高齢化の進行に伴い認知症高齢者が増加する中、判断能力が十分でなくなり、預貯金などの管理や介護サービスの契約などを自分ですることが難しくなった場合でも、認知症の人等が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができ、

自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるように、意思決定の適切な支援と権利利益の保護を図ることが必要とされています。

国においては、第二期成年後見制度利用促進基本計画の中で、本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で利用でき、状況に応じて後見人等を円滑に交代できるような制度の見直しや運用改善を行い、総合的な権利擁護支援策の充実及び地域連携ネットワークの構築に取り組むこととしており、本市においてもこれらの取組を推進する必要があります。

【今後の方策】

認知症などにより判断能力の低下が見られる場合でも、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるように、本人やその家族の思いや希望を聞き取る機会を充実させるとともに、関係機関と連携し日常生活の自立支援や成年後見制度の利用を促進するなど、認知症の人への意思決定の適切な支援と権利擁護を図ります。

また、成年後見制度の利用促進に当たっては、民法改正に伴う制度見直しの動向を注視しながら必要な対応を取るとともに、県弁護士会など専門職団体や民間・地域関係団体などで構成する「成年後見制度推進協議会」において、適切な後見人等の選任や市民後見人の育成、不正防止の徹底など、具体的な取組内容等について協議するほか、同協議会のネットワークを活用して、支援が必要な人を適切に制度の利用に繋げます。

【具体的取組】

①意思決定支援	・ 本人ミーティング等での意思決定支援ガイドラインの普及 ・ 認知症ケアパスへの意思決定支援内容の掲載 ・ 消費生活センターとの連携（再） ・ チームオレンジ設置運営支援事業（再） ・ エンディングノート作成等事業（再）
②成年後見制度等の利用促進	・ 成年後見制度利用支援事業 ・ 成年後見制度利用促進事業（成年後見センター運營業務、成年後見制度推進協議会の運営） ・ 市民後見人の育成 ・ 福祉サービス利用支援事業の広報・案内

(2) 高齢者虐待防止対策の推進

【現状と課題】

高齢者虐待は、家族等の介護疲れなどに起因するストレスの増大や、家庭内における精神的・経済的な依存関係等のバランスの崩れなど、様々な要因が重なり合って発生しており、早期発見・早期対応や高齢者及び養護者への支援が必要です。

また、養介護施設従事者等による高齢者虐待も発生しており、研修等の実施による介護事業所等における対応力の強化が必要です。

【今後の方策】

警察など関係機関で構築されたネットワークを活用し、高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する支援を行うとともに、発生した虐待の要因等を分析し、再発防止に取り組むほか、介護事業所等に対し、虐待の発生又はその再発を防止するため、養介護施設従事者等への研修実施を求めるなど、県と連携して、高齢者虐待防止対策を推進します。

【具体的取組】

①高齢者虐待防止対策の推進	・ 高齢者虐待防止ネットワーク推進事業 ・ 高齢者虐待防止研修会の開催 ・ 高齢者虐待防止に関する県や他団体の情報提供 ・ 介護事業所等への指導等の実施 ・ 地域包括支援センターによる権利擁護の推進
---------------	---



認知症の人と家族への個別聞き取り調査で把握した意見

認知症の人の意見

- 出来ることは自分にさせてほしい。どうしてもできなくなったら手伝ってほしい
- 友人と今までどおり外出、食事など一緒に出かけたい



家族の意見

- 同じような境遇の近所の人との交流や相談相手がほしい
- 地域での見守りや声掛け、困ったときに相談・支援してもらえる関係があるといい



聞き取り調査の調査員の意見

- 認知症について正しく学ぶ機会が増え、誰でもなり得ることであるという認識になればいい
- 地域での支援体制や通いの場の確保が、認知症の方や家族をサポートするうえで必要



第4章 介護予防・地域支援体制の充実



1 介護予防・健康づくりの推進

(1) 介護予防の充実

【現状と課題】

高齢者は、加齢に伴う身体的な機能の低下や複数の慢性疾患に加え、社会的な繋がりが希薄になるなど多様な課題や不安を抱えていることから、虚弱な状態であるフレイルになりやすい傾向にあります。そのため、生活習慣病の発症や重症化予防及び心身機能の低下防止を図り、在宅で自立した生活が送れるよう、フレイル予防や介護予防の取組を推進することが必要となっています。

【今後の方策】

介護予防・日常生活支援総合事業を推進し、フレイル予防や介護予防のための多様なサービス提供のみならず、活動的で生きがいを持てる生活を営むことができるよう通いの場への参加を促す等、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチを含めた介護予防の充実を図ります。

【具体的取組】

①サービス・活動事業の充実	・訪問型サービス事業 ・通所型サービス事業 ・訪問型短期集中予防サービス（訪問型個別支援）事業 ・訪問型住民主体サービス事業
②一般介護予防事業の充実	・シニア世代のヘルスプロモーション事業 ・一般介護予防（口腔・栄養・運動）複合教室事業 ・地域リハビリテーション活動支援事業 ・お達者クラブ運営支援事業 ・よかよか元気クラブ活動支援事業 ・高齢者いきいきポイント推進事業 ・高齢者料理教室支援事業 ・高齢者のしおり作成事業 ・心をつなぐともしびグループ活動推進事業（再）

③介護予防推進のための体制づくり	・地域包括支援センター運営事業 (適正な職員配置等) (再) ・地域ケア会議等の開催 (再) ・生活支援体制整備事業 (再)
------------------	--

(2) 健康づくりの推進

【現状と課題】

肥満や運動不足、食塩のとり過ぎなど、生活習慣に課題のある人や、ストレスなどにより、こころに悩みを抱えている人が増えていることから、市民一人ひとりが自分にあった健康づくりや生活習慣の改善を図り、健康寿命の延伸に取り組む必要があります。

【今後の方策】

鹿児島市健康増進計画（「かごしま市民すこやかプラン」）やかごしま市食育推進計画に基づく様々な取組により、関係機関等と連携して、市民一人ひとりが主体的な健康づくりや生活習慣の改善に取り組めるよう支援します。

【具体的取組】

①市民参画による健康づくり	・健康増進計画推進事業 ・受動喫煙防止対策事業 ・働く世代の健康づくり事業 ・地域保健活動事業
②運動による健康づくり	・運動普及推進員支援事業
③食を通じた健康づくり	・食育推進事業 ・栄養改善対策事業 ・食生活改善推進事業
④こころの健康づくり	・シニア世代のヘルスプロモーション事業 (再) ・精神保健福祉推進事業 ・自殺対策事業
⑤温泉等を活用した健康づくり	・健康増進施設管理運営事業 ・スパランド裸・楽・良管理運営事業 ・マリニピア喜入管理運営事業
⑥ボランティア等による健康づくり	・お達者クラブ運営支援事業 (再) ・運動普及推進員支援事業 (再) ・食生活改善推進事業 (再) ・精神保健福祉推進事業 (再)

(3) 保健予防の充実

【現状と課題】

高齢化の進行やライフスタイルの変化等に伴い、高血圧症や糖尿病などの生活習慣病やこころの病、感染症等にかかるリスクが高まっています。また、高齢者の健診等の受診率が低く、疾病の早期発見・早期対応が十分に図られていないことが課題となっています。

このため、受診率の向上をはじめとした保健予防の充実や重症化予防を推進し、健康寿命の延伸に向けた取組が求められています。

【今後の方策】

健康寿命の延伸及び生活の質の向上を図るため、長寿健康診査等の受診勧奨や生活習慣病の発症及び重症化の予防のための支援を行うとともに、定期予防接種の実施などにより感染症の発生及びまん延の防止を図ります。

また、こころの病への相談支援、難病患者等への地域における療養についての施策を推進します。

【具体的取組】

①各種健（検）診等の実施	・長寿健康診査事業 ・特定健康診査事業 ・元気いきいき検診事業 ・はり・きゅう施設利用補助 ・人間ドック・脳ドック利用補助
②正しい生活習慣を身につけるための健康教育	・生活習慣改善支援事業 ・シニア世代のヘルスプロモーション事業（再） ・すこやか長寿健康支援事業（再）
③利用しやすい健康相談体制の充実	・生活習慣改善支援事業（再） ・シニア世代のヘルスプロモーション事業（再） ・すこやか長寿健康支援事業（再）
④訪問指導等による個別支援	・生活習慣改善支援事業（再） ・健診受診者保健指導事業 ・すこやか長寿健康支援事業（再）
⑤感染症予防対策	・胸部エックス線撮影健康診断事業 ・結核予防医療事業 ・定期予防接種事業 ・感染症予防医療事業
⑥精神保健福祉対策	・精神保健福祉推進事業（再） ・精神障害者相談事業

	・精神保健福祉交流センター管理運営事業
⑦難病患者支援対策	・難病患者地域支援事業
⑧歯科保健対策	・元気いきいき検診事業（再） ・歯科保健事業

2 地域包括ケアシステムの深化・推進

（1）高齢者を地域全体で支えるための体制整備

【現状と課題】

高齢者人口の増加と生産年齢人口の減少が進む中、高齢単身世帯等の増加や地域のつながりの希薄化などにより、高齢者を地域全体で支えあう社会を構築することが求められています。

多くの高齢者は要介護状態になっても自分が住み慣れた地域での生活を続けることを希望しているため、日常生活圏域において、多様なサービスを切れ目なく提供できる体制づくりが必要となっています。

とりわけ、自立支援・重度化防止を図るうえでは、日常生活の活動能力を高めるリハビリテーションが必要となっており、地域における社会参加の促進を含め、生活の質の向上に向けたサービス提供体制のさらなる充実が求められています。

【今後の方策】

高齢者が、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の実情に応じて、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、高齢者を地域全体で支えるための各種取組を推進します。

【具体的取組】

①在宅医療・介護の連携 推進	・切れ目のない在宅医療・介護従事者の連携体制の構築（再：第4章2（2）①P58参照） ・認知症施策推進事業 （認知症地域支援推進員及び嘱託医の設置）（再） ・認知症初期集中支援推進事業（再）
②介護保険サービス及び 介護予防サービスの 充実強化	・在宅サービス・地域密着型サービスの整備 ・サービス・活動事業

③自立支援・重度化防止のための体制づくり	・介護サービス事業所への普及・啓発 ・地域リハビリテーション活動支援事業（再） ・地域ケア会議等の開催（再） ・在宅医療と介護の連携推進事業 ・介護サービス事業者等講演会の開催（再）
④高齢者のニーズに応じた住宅の提供	・有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などの情報提供 ・市営住宅における高齢者等のためのバリアフリー整備（再） ・軽費老人ホーム（谷山荘）管理運営事業 ・軽費老人ホーム（ケアハウス）事務費補助事業
⑤多様な生活支援サービスの提供	・ひとり暮らし高齢者等安心通報システム設置事業（再） ・心をつなぐともしびグループ活動推進事業（再） ・心をつなぐ訪問給食事業（再） ・生活支援体制整備事業
⑥地域包括支援センターを中心とした地域ネットワークの構築	・地域ケア会議等の開催（再） ・地域包括支援センター運営協議会の開催（再） ・地域包括支援センター運営事業（地域ネットワークの構築）（再）
⑦認知症の人やその家族への支援	・認知症施策推進事業（再） ・認知症初期集中支援推進事業（再） ・認知症オレンジサポーター養成事業（再） ・認知症おかえりサポート事業（再） ・チームオレンジ設置運営支援事業（再）
⑧地域共生社会の実現に向けた取組	・重層的支援体制の整備（再）
⑨頼れる身寄りのない高齢者等への対応	・地域ケア会議の活用推進 ・成年後見制度利用促進事業（成年後見センター運営業務、成年後見制度推進協議会の運営）（再） ・生活困窮者自立支援事業

（２）在宅医療・介護の連携推進

【現状と課題】

本市では、要支援・要介護認定者のうち、約６割が在宅医療を利用している、または、利用したいとの意向を示しています。

医療と介護双方のサービスを利用する高齢者の増加が見込まれることから、医療と介護の関係者間、関係機関間の情報提供や情報共有を効率的に行うなど、医療と介護の一層の連携を図ることが必要となっています。

【今後の方策】

医療と介護の両方のサービスを必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制を構築するため、県とも連携しながら、医療機関と介護事業所等の関係者との協働・連携をさらに推進します。

【具体的取組】

①切れ目のない在宅医療・介護従事者の連携体制の構築	・在宅医療・介護の連携推進協議会の開催 ・在宅医療・介護従事者向け研修会の開催（再） ・在宅医療・介護サービスの情報の共有支援 ・二次医療圏内の関係市町村の連携 ・緊急時に備えた救急情報シートの普及啓発
②在宅医療に関する情報提供	・地域の医療・介護サービス資源の把握 ・在宅医療・介護連携に関する相談支援 ・在宅医療・介護に関する在宅医療のパンフレット配布 ・在宅医療・介護に関する市民向け講演会の開催 ・アドバンス・ケア・プランニング（人生会議）の普及・啓発 ・エンディングノート作成等事業（再）
③在宅医療・介護従事者の資質向上	・在宅医療・介護従事者向け研修会の開催
④認知症の人やその家族に対する支援	・<u>認知症施策推進事業（認知症地域支援推進員及び嘱託医の設置）（再）</u> ・認知症初期集中支援推進事業（再）

（３）地域包括支援センターの機能強化

【現状と課題】

本市では、圏域ごとに地域包括支援センターを17か所、さらにサブセンターを3か所に設置しており、地域において、高齢者やその家族への相談支援、介護予防ケアマネジメント、虐待防止、権利擁護等の業務を行っています。

高齢者人口の増加とともに、利用者も着実に増えてきており、頼れる身寄りのない高齢者や認知症高齢者の家族、ヤングケアラーなど家族介護者への支援

に加え、障害福祉や児童福祉など他分野との連携を促進するなど、地域における役割が一層重要となっていることから、同センターの機能強化を図る必要があります。

【今後の方策】

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るための中核機関であり、地域共生社会の実現に向けて、その役割はさらに重要なものとなってきていることから、圏域内の高齢者人口に応じた適切な職員配置やデジタル技術を活用した業務効率化等により、同センターが相談支援や介護予防ケアマネジメント、虐待防止、権利擁護等の機能を最大限発揮するとともに、他分野との連携促進を図る体制整備と環境づくりを進めます。

【具体的取組】

①地域包括支援センターの体制整備	・地域包括支援センター<u>運営事業</u> (適正な職員配置等) ・生活支援体制整備事業 (生活支援コーディネーターの設置) (再) ・認知症施策推進事業 (認知症地域支援推進員及び嘱託医の設置) (再) ・認知症初期集中支援推進事業 (再) ・チームオレンジ設置運営支援事業 (チームオレンジコーディネーターの設置) (再) ・地域包括支援センター運営協議会の開催
②地域の関係機関との連携	・地域ケア会議等の開催 ・地域包括支援センターによる関係機関等とのネットワーク構築
③地域包括支援センターの役割の明確化	・地域包括支援センター事業実施方針に基づいた業務運営
④家族介護者への支援	・認知症施策推進事業 (再) ・認知症初期集中支援推進事業 (再) ・認知症オレンジサポーター養成事業 (認知症見守りメイトの養成、認知症介護教室) (再) ・認知症おかえりサポート事業 (再) ・チームオレンジ設置運営支援事業 (再) ・ヤングケアラーを支援する関係機関との連携による相談支援

	・ヤングケアラーが介護している高齢者に対する各種サービスの情報提供
⑤地域共生社会の実現に向けた取組	・重層的支援体制整備事業における相談支援
⑥頼れる身寄りのない高齢者等への相談	・地域包括支援センターによる総合相談支援

(4) 地域づくりの支援

【現状と課題】

地域のつながりが希薄化する中、高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯が増加してきており、地域で孤立しやすい状況におかれている方への対応が、これまで以上に求められています。そのため、校区社会福祉協議会や地域コミュニティ協議会、民生委員・児童委員、町内会、高齢者クラブ、市民活動団体など地域の関係団体が緊密に連携しながら、地域住民が主役の福祉活動を推進していく必要があります。

【今後の方策】

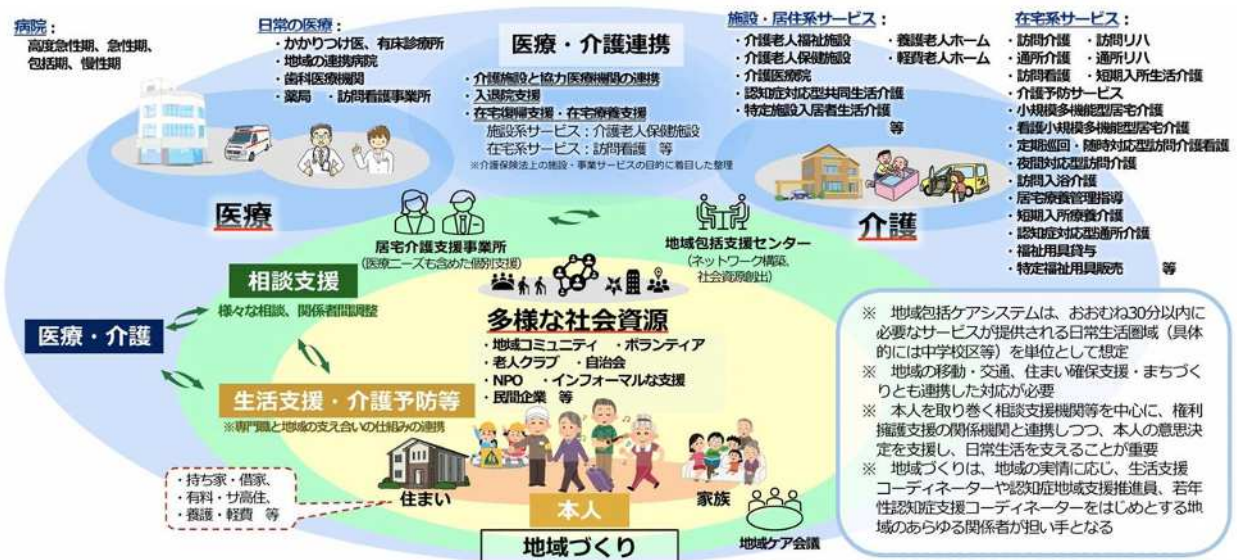
高齢者が地域で孤立せずに安心して暮らせるよう、地域による福祉活動を推進するため、「鹿児島市地域福祉計画」や「鹿児島市コミュニティビジョン」等を基本に、地域コミュニティ組織間の連携の支援や地域福祉ネットワークの推進に努めるとともに、地域住民が共に助け合い、支え合う地域づくりを支援します。

【具体的取組】

①地域福祉の推進	・地域福祉ネットワークの推進 ・民生委員・児童委員による援護を必要とする住民の見守りと相談支援活動の推進 ・民生委員児童委員指導事業 ・関係機関団体相互の意見交換会等の実施 ・ボランティア活動の促進、啓発 ・重層的支援体制の整備
②住民参加の促進	・老人クラブ補助金交付事業（再） ・地域ケア会議等の開催（再） ・生活支援体制整備事業（再） ・お達者クラブ運営支援事業（再） ・よかよか元気クラブ活動支援事業（再）

③地域福祉の関係団体の育成、支援	・心をつなぐともしびグループ活動推進事業（再） ・地域福祉推進事業 ・社会福祉協議会補助金 ・民生委員児童委員活動促進事業 ・地域福祉館管理運営事業 ・コミュニティビジョン推進事業 ・ボランティア推進校支援事業補助金
④福祉への理解の促進	・保育所地域活動事業（世代間交流等事業） ・福祉読本作成事業 ・学校における福祉、ボランティア活動 ・地域ふれあい交流助成事業（再） ・すこやか長寿まつり開催事業（再）

地域包括ケアシステムのイメージ



（注）厚生労働省資料「第10期介護保険事業計画における手順について（令和8年5月25日）」

3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

【現状と課題】

高齢者は複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的な繋がりが低下するといったいわゆるフレイル状態になりやすい傾向にあることから、高齢者一人ひとりに対して、きめ細かな支援を実施するため、生活習慣病等の疾病予防・重症化予防と、フレイル対策等の介護予防を一体的に実施することが必要となっています。

【今後の方策】

人生100年時代を見据え、健康寿命の延伸を図るため、医療、介護、健康診査等のデータ分析により地域及び高齢者の健康課題を把握するとともに、高齢者への個別的支援や通いの場等への積極的な関与を行い、保健事業の質の向上を図りながら、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進します。

【具体的取組】

①地域課題の分析と対象者の把握や医療関係団体等との連携	・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業
②高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）	・ すこやか長寿健康支援事業
③通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）	・ すこやか長寿健康支援事業（再） ・ シニア世代のヘルスプロモーション事業（再） ・ よかよか元気クラブ活動支援事業（再） ・ お達者クラブ運営支援事業（再） ・ 地域リハビリテーション活動支援事業（再） ・ 一般介護予防（口腔・栄養・運動）複合教室事業（再）

第5章 介護サービスの充実



1 介護保険対象サービスの提供

(1) 在宅サービスの提供

【現状と課題】

多くの高齢者は要介護状態になっても在宅での生活を希望しています。そのような方が可能な限り在宅での生活を続けられるよう、在宅サービスの円滑な提供を確保する必要があります。

【今後の方策】

在宅サービスについては、今後とも適正なサービス利用量を見込み、事業者に情報を提供するほか、地域における介護サービス需要の状況やサービス提供の実情に係る課題を把握し、必要なサービス量が確保されるよう努めます。

【具体的取組】

①介護保険対象サービスの提供	・訪問介護（ホームヘルプ） ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・通所介護（デイサービス） ・通所リハビリテーション（デイケア） ・短期入所生活介護（ショートステイ） ・短期入所療養介護（ショートステイ） ・特定施設入居者生活介護 ・福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売 ・住宅改修費支給 ・居宅介護支援
②サービス利用の促進	・住宅改修支援事業（再） ・訪問介護等利用者負担助成事業 ・低所得者利用者負担助成事業 ・介護ワンストップサービス

(2) 施設サービスの提供

【現状と課題】

身体の状態や家庭の状況等により、在宅での生活を継続していくことが困難となり、施設に入所する高齢者が増加しています。これに対応するため、施設への入所待機者の状況等も踏まえ、施設サービス基盤を確保する必要があります。

【今後の方策】

施設サービスについては、今後とも利用実績や入所待機者の状況、介護保険料への影響などを考慮しながら、必要数を確保します。

【具体的取組】

①介護保険対象サービスの提供	・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ・介護老人保健施設 ・介護医療院
②サービス利用の促進	・低所得者利用者負担助成事業（再）

(3) 地域密着型サービスの提供

【現状と課題】

多くの高齢者は要介護状態になっても住み慣れた地域での生活を希望しています。そのような方が可能な限り住み慣れた地域での生活を続けられるよう、地域密着型サービスの円滑な提供を確保する必要があります。

【今後の方策】

地域密着型サービスについては、今後とも適正なサービス利用量を見込み、事業者に情報を提供するほか、地域における介護サービス需要の状況やサービス提供の実情に係る課題を把握し、必要なサービス量が確保されるよう努めるとともに、日常生活圏域において可能な限り均一にサービスが提供できるよう整備を促進します。

【具体的取組】

①介護保険対象サービスの提供	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
----------------	--

	・看護小規模多機能型居宅介護 ・地域密着型通所介護
②サービス利用の促進	・訪問介護等利用者負担助成事業（再） ・低所得者利用者負担助成事業（再）

2 介護サービスの質的向上

（1）介護サービス基盤の整備の促進

【現状と課題】

高齢化の進行が見込まれる中、要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域での生活を継続することを希望する高齢者や、在宅での生活を継続していくことが困難となり、施設に入所することを希望する高齢者など、様々な介護ニーズに対応できるよう、また、地域の実情に応じたサービス提供体制が確保されるよう、介護サービス基盤の整備を促進する必要があります。

【今後の方策】

在宅サービスについては、必要なサービス提供体制が確保されるよう、介護サービス需要の状況やサービス提供体制の実情に係る課題の把握に努めます。

施設サービス・地域密着型サービスについては、これまでの利用実績や入所待機者の状況、介護保険料への影響、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を考慮し、老朽化した施設の建て替えや修繕を含む必要な整備を推進するとともに、施設入所者の生活環境の向上を図るため、利用者のニーズを考慮しながら介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等のユニット化などを促進します。

【具体的取組】

①施設サービス・ 地域密着型サービス 基盤の整備	・介護老人福祉施設等整備費補助事業
②老朽化した介護老人 福祉施設等の建て替え ・修繕の促進	・介護老人福祉施設等整備費補助事業（再）
③介護老人福祉施設等の ユニットケアの促進	・介護老人福祉施設等整備費補助事業（再）

(2) 介護人材確保・介護現場生産性向上の促進

【現状と課題】

高齢者人口の増加に伴い、介護サービス需要が更に高まる一方、生産年齢人口の減少が見込まれる中、利用者が安心して質の高い介護サービスを受けられるようにするためには、介護人材を確保・育成するための取組に加え、将来にわたって安定的な介護サービスの提供体制を確保していく観点から、職員の負担軽減、職場環境の改善などの介護現場の生産性向上の取組を一体的に推進する必要があります。

【今後の方策】

介護人材確保のため、新規就労につながる取組や職場環境改善に向けた取組の実施、介護職場の魅力発信など、就労促進や早期離職の防止に努めるとともに、介護支援専門員や介護職員などを対象とした研修・講習会を開催するなど、県と連携して、介護に携わる人材の育成を図ります。

また、オンライン申請システムの活用や、職場環境等の改善に向けた研修や改善事例の共有、介護ロボットやICTの活用事例の周知など、県と連携して、介護現場の生産性向上を促進する取組を推進します。

【具体的取組】

①介護人材の確保	・関係団体と連携した新規就労促進の取組 ・介護事業者経営力強化研修の実施（再） ・職場環境等の改善事例を共有する取組 ・<u>若年世代に対する学校講話の実施</u> ・進学・就職応援フェア 「みらいワーク“かごしま”」等による魅力発信 ・介護人材の確保に資する県や他団体の情報提供 ・介護人材の確保支援と処遇改善の推進 ・介護施設ボランティアポイント事業
②介護人材の育成	・ケアプラン適正化指導検討会等の開催 ・介護人材の育成に資する県や他団体の情報提供 ・ボランティアセンターによる人材育成の支援 ・介護予防・生活支援サービス従事者研修 ・介護予防地域ケア会議等の開催
③介護現場の生産性の向上	・オンライン申請システムの活用 ・介護事業者経営力強化研修の実施 ・職場環境等の改善事例を共有する取組（再）

	・介護現場の生産性の向上に資する県や他団体の情報提供 ・介護ロボットやICTの活用事例の周知 ・介護情報基盤の周知及び活用の促進（再） ・ケアプランデータ連携システムの活用の促進
--	--

3 サービス提供のための体制づくり

（1）介護給付の適正化の推進

【現状と課題】

高齢化の進行に伴う介護サービスの利用者数の増加により、介護費用は増大してきています。こうした中、介護保険制度の信頼感を高め、2040年を見据えた持続的運営を図るため、利用者に過不足のない適切な介護サービスを提供する必要があります。

【今後の方策】

ケアプラン作成技術の向上等を図るため、介護給付調査指導員による指導や、専門職によるケアプランの点検を行います。また、住宅改修給付の適正化を図るため、住宅改修調査員による調査等を行います。

このほか、介護サービス事業者を対象とした講演会を開催するなど、介護給付の適正化を図ります。

【具体的取組】

①介護給付の適正化	・要介護認定の適正化 ・介護給付調査指導員の配置 ・介護保険住宅改修調査員の配置 ・ケアプランの点検 ・介護サービス事業者等講演会の開催 ・縦覧点検と医療情報の突合
②指導・監査の実施	・介護事業所等への指導・監査の実施

（2）広報・相談体制の充実

【現状と課題】

介護サービス需要の増加・多様化に伴い、介護サービスのニーズも複雑化しており、相談窓口などの情報が必要な方に届いていない状況が見受けられます。このような中、サービス利用者の一人ひとりの異なるニーズに応え、疑問や不満、不安の解消を図り、介護保険を利用しやすい環境を整えるため、広報・相

談体制の充実が必要となっています。

【今後の方策】

高齢者が必要に応じて適切なサービスを受けられるよう、介護サービスをはじめ、高齢者保健福祉の各種サービスの情報提供を行うとともに、苦情・相談に適切に対応できる相談体制の充実を図ります。

【具体的取組】

①広報体制の充実	・制度周知用パンフレットの作成 ・インターネットを活用した情報の提供 ・市民のひろば等による広報 ・サービス事業者ガイドブックの作成 ・介護サービス情報公表システム (厚生労働省運用) の活用
②相談体制の充実	・高齢者福祉相談員による相談体制の推進 ・介護保険相談員の配置 ・介護サービス相談員の派遣 ・保健福祉総合相談・案内窓口事業 ・認知症施策推進事業 (認知症介護の電話相談) (再) ・地域包括支援センター等各種関係機関における 相談支援
③苦情等への対応	・県・国民健康保険団体連合会など関係機関との 連携
④医療機関等関係機関 との連携強化	・救急医療市民講座開催事業 ・地域包括支援センターによる関係機関等との ネットワーク構築 (再) ・認知症施策推進事業 (認知症地域支援推進員及び嘱託医の設置) (再) ・在宅医療と介護の連携推進事業 (再) ・<u>介護情報基盤の周知及び活用の促進</u>

第6編 サービスの見込量及び目標量

第1章 各年度の高齢者等の状況

1 人口の推計

住民基本台帳の人口を基にしたコーホート要因法により推計します。

【コーホート要因法】

同年又は同期間に出生した集団（コーホート）について、基準年次の生死（出生率、生残率）、移動（転出、転入）率等に基づいて、個々の指標を仮定して将来の人口変化を推計する方法

2 被保険者数の推移

上記人口を基に推計します。

3 要支援・要介護認定者数の推計

40歳以上の推計人口を基に、直近の要支援・要介護認定者の出現率等を参考に推計します。

第2章 介護保険サービスの見込量

1 居宅サービス等の見込量

（1）居宅サービス及び介護予防サービスの見込量（特定施設入居者生活介護を除く。）

【基本的な考え方】

要介護者に対する居宅サービス及び要支援者に対する介護予防サービスについては、要支援・要介護認定者数の推計や、令和8年度の利用実績を基礎として、必要な要素を総合的に勘案し、各年度におけるサービスの種類ごとの見込量を算定します。

- ① 訪問介護
- ② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護
- ③ 訪問看護・介護予防訪問看護
- ④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
- ⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
- ⑥ 通所介護
- ⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
- ⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
- ⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
- ⑩ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

- ⑪ 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売
- ⑫ 住宅改修費支給・介護予防住宅改修費支給
- ⑬ 居宅介護支援・介護予防支援

2 施設・居住系サービスの見込量

(1) 施設・居住系サービスの見込量

【基本的な考え方】

施設・居住系サービスについては、これまでの施設整備や入所待機者の状況、2040年を見据えた中長期的な利用見込みなどを考慮して、各年度におけるサービスの種類ごとの見込量を算定します。

施設サービス・・・介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
居住系サービス・・・特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護、
認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護、
地域密着型特定施設入居者生活介護

- ① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ② 介護老人保健施設
- ③ 介護医療院
- ④ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑤ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
- ⑥ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
- ⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護

3 地域密着型サービス等の見込量

(1) 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの見込量（認知症対応型共同生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）

【基本的な考え方】

要介護者に対する地域密着型サービス及び要支援者に対する介護予防地域密着型サービスについては、要支援・要介護認定者数の推計や、令和8年度の利用実績を基礎として、必要な要素を総合的に勘案し、各年度におけるサービスの種類ごとの見込量を算定します。

- ① 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護
- ② 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ③ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ④ 看護小規模多機能型居宅介護
- ⑤ 地域密着型通所介護

第3章 地域支援事業の見込量

【基本的な考え方】

地域支援事業については、これまでの利用実績を基礎として、必要な要素を総合的に勘案し、見込量を算定します。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

- ① サービス・活動事業
- ② 一般介護予防事業

(2) 包括的支援事業

(3) 任意事業

(4) 重層的支援体制整備事業（介護に係る事業分）

第4章 介護保険における保険給付費及び地域支援事業費の見込み

1 保険給付費の見込み

【基本的な考え方】

保険給付費については、介護保険料の算定基礎になるため、令和9年度から令和11年度までの3年間の事業費を見込みます。

保険給付費は、各サービスの見込量に、令和8年度実績から算出される要介護認定区分ごとの平均給付額を乗じるとともに介護報酬改定の影響等を踏まえて算定します。

2 地域支援事業費の見込み

【基本的な考え方】

地域支援事業費については、介護保険料の算定基礎になるため、令和9年度から令和11年度までの3年間の事業費を見込みます。

地域支援事業費は、これまでの利用実績を基礎として、各事業において考慮すべき事項や上限枠を踏まえて算定します。

3 市町村特別給付等

市町村特別給付等には「市町村特別給付」と「保健福祉事業」があります。

市町村特別給付は法律で定められた保険給付（介護給付・予防給付）の他に、条例で定めることにより、要介護状態の軽減や悪化の防止、要

介護状態となることの予防に向けた独自の保険給付を行うことができるもので、保健福祉事業は、地域支援事業の他に、条例で定めることにより、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業、被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業等を実施できるものです。

本市では、市町村特別給付等を実施した場合、その財源が全て第1号被保険者保険料となることを考慮し、それらの事業については、一般会計の事業や地域支援事業において実施することとします。

4 区分支給限度基準額の引き上げ

市町村は、条例で定めることにより、介護度ごとに設けられている1か月あたりの介護保険サービスの利用上限額（区分支給限度基準額）を国が定める標準より高く設定できることとなっています。

本市では、区分支給限度基準額の引き上げを実施した場合、引き上げ分の財源が全て第1号被保険者の保険料となることや、区分支給限度基準額に対する利用の割合が平均61%程度（令和7年度実績）であることを考慮して、実施しないこととします。

第5章 保健サービスの見込量及び目標量

【基本的な考え方】

保健サービスについては、令和8年度の見込量等から令和11年度における各事業の目標量を設定します。

- ① 後期高齢者長寿健診事業
- ② ハイリスクアプローチ（個別的支援）
- ③ ポピュレーションアプローチ（健康教育・健康相談等）

第6章 老人福祉施設の見込量及び目標量

【基本的な考え方】

老人福祉施設については、令和8年度の見込量等から令和11年度における各施設の目標量を設定します。

- ① 養護老人ホーム
- ② 軽費老人ホーム（ケアハウス）
- ③ 軽費老人ホーム（B型）
- ④ 高齢者福祉センター

【「第5編 施策の展開」掲載事業一覧】

第1章 生きがいづくり・社会参画の促進

1 生きがいづくりの推進

(1) 生きがい・仲間づくりの推進

① 敬老パス等の交付

敬老パス交付事業	市内に居住する70歳以上の高齢者に対し、市域内を運行しているバス、電車及び桜島フェリーを割引で利用できる敬老パスを交付する。
すこやか入浴事業	市内に居住する70歳以上の高齢者に対し、市域内の公衆浴場等を割引で利用できるすこやか入浴機能付きの敬老パスを交付する。
友愛パス交付事業	市内に居住する障害者等に対し、市域内を運行しているバス、電車及び桜島フェリーを無料で利用できる友愛パスを交付する。
友愛タクシー券交付事業	市内に居住する重度障害者に対し、タクシー運賃の一部を補助するタクシー券を交付する。

② 高齢者クラブ活動の推進

老人クラブ補助金交付事業	本市の単位高齢者クラブ及び高齢者クラブ連合会が行う、健康づくり、地域交流、支え合い活動やボランティア活動などの事業に要する経費に対し、補助金を交付する。
--------------	--

③ 高齢者福祉センター等の管理

高齢者福祉センター等管理運営・施設整備事業	高齢者の各種相談に応じ、健康の増進、教養の向上等に寄与するため、高齢者福祉センターなど9か所の管理運営や施設整備を行う。
-----------------------	--

④ その他生きがい・仲間づくりの推進

すこやか長寿まつり開催事業	高齢者の社会参加や生きがいづくり・健康づくりを促進するスポーツ・文化のイベントとして「すこやか長寿まつり」を開催する。
高齢者ゲートボール場等管理事業	地域における高齢者の健康づくり、生きがいづくりを支援するため、市が設置したゲートボール場、グラウンド・ゴルフ場、レジャー農園の管理を行う。
高齢者福祉バス運行事業	高齢者クラブをはじめとする高齢者の団体が施設の見学、教養向上のための研修会等の活動を行うときに、高齢者福祉バスを運行する。また、高齢者クラブ等の団体が借り上げる貸切バスの借上料の一部を助成する。
敬老祝事業	永年にわたり社会のために貢献してきた高齢者を祝福し、敬老の意を表するとともに、さらなる長寿を祈念して敬老祝金等を支給する。
地域ふれあい交流助成事業	小中学校及び園児の高齢社会への理解を促すため、地域において高齢者との交流を深める事業を実施する団体（町内会、高齢者クラブ、あいご会等）に対して、事業に要する経費の一部を助成する。
愛のふれあい会食事業	家に閉じこもりがちな高齢者と会食を実施するボランティア団体等が集会所や地域福祉館などで会食を行う際に、デイサービスセンター等で調理した食事を提供する。
高齢者の元気応援協賛店登録事業	高齢者の生きがいづくり・健康づくりを推進するため、70歳以上の高齢者を対象に優待サービスを行う民間のスポーツ施設等を市が協賛店として登録する。
元気高齢者活動支援事業（再）	様々な知識や経験を有する高齢者を元気高齢者として登録し、高齢者クラブや町内会などの団体に講師として紹介する。
高齢者いきいきポイント推進事業（再）	高齢者が行う市社会福祉協議会で募集、管理するボランティア活動や障害福祉サービス事業所等でのボランティア活動及び健康診査の受診に対して換金等が可能なポイントを付与することで、高齢者の生きがいづくりや介護予防を推進する。
高齢者生きがい支援パンフレット作成事業	各施策のさらなる利用促進を図るため、高齢者の生きがい支援施策を集約したパンフレットを作成する。
公共施設等での使用料等の減免	かごしま水族館や市立美術館など、公共施設での使用料等の減免を行う。

2 高齢者の社会参画の促進

(1) 高齢者の多様な活動への支援

① 社会参画支援

元気高齢者活動支援事業	様々な知識や経験を有する高齢者を元気高齢者として登録し、高齢者クラブや町内会などの団体に講師として紹介する。
高齢者いきいきポイント推進事業(再)	高齢者が行う市社会福祉協議会で募集、管理するボランティア活動や障害福祉サービス事業所等でのボランティア活動及び健康診査の受診に対して換金等が可能なポイントを付与することで、高齢者の生きがいづくりや介護予防を推進する。
お達者クラブ運営支援事業(再)	地域の身近な公民館等で地域ボランティア等の協力を得て、体操や健康講座、創作活動、認知症予防などの介護予防活動を行う。また、お達者クラブの運営等を行うボランティアである健康づくり推進員協議会の支援を行う。
よかよか元気クラブ活動支援事業(再)	誰もが参加できる介護予防活動の地域展開を目指し、鹿児島よかよか体操やらくらく体操を中心とした住民主体の活動を推進する。

② 生涯学習の推進

高齢者福祉センターにおける各種教養講座の開催	市内に居住する65歳（センター東桜島は60歳）以上の高齢者に対し、健康体操や脳トレ教室等の教養講座を実施する。
地域公民館、生涯学習プラザにおける講座の開催	市民にとって身近な生涯学習施設である地域公民館、生涯学習プラザにおいて、高齢者向けの講座を体系的に開催し、高齢者の方々が自主的に生き生きと学習ができる体制を整備する。
高齢者指導者の育成	「社会学級委員等研修会（後期）」の対象者をコミュニティ協議会関係者まで広げ、本研修会を通して、リーダーとしての資質向上を図り、高齢者の生涯学習の充実と発展に資する。
市民ICT利活用事業	市民のICTリテラシー向上を図り、本市が提供するデジタルツールの活用を促進する講座や高齢者向けデジタル相談会を行う。

③ スポーツ活動の推進

健康体力づくり、生きがいづくりのためのスポーツ活動の推進	高齢者を対象とした水泳教室や転倒予防教室を実施するほか、高齢者スポーツ指導者研修会を実施することで、高齢者の健康体力づくり、生きがいづくりに寄与する。
------------------------------	---

④ ボランティア活動の推進

心をつなぐともしびグループ活動推進事業	ひとり暮らし高齢者等への声掛けなどの活動を行う、地域のボランティアグループを「ともしびグループ」として登録し、その活動を支援する。
お達者クラブ運営支援事業(再)	地域の身近な公民館等で地域ボランティア等の協力を得て、体操や健康講座、創作活動、認知症予防などの介護予防活動を行う。また、お達者クラブの運営等を行うボランティアである健康づくり推進員協議会の支援を行う。
運動普及推進員支援事業(再)	運動を日常生活に取り入れ、継続することにより、生活習慣病を予防し、健康を保持・増進することの普及・啓発を行う。また、運動普及推進員協議会を育成・支援することにより、健康づくりを推進する。
食生活改善推進事業(再)	市民に食生活を中心とした健康づくりの正しい知識と実践の普及を図る食生活改善推進員を養成するとともに、その協議会の育成支援を行う。
認知症オレンジサポーター養成事業(認知症等見守りメイトの養成)(再)	認知症の人が住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくりを推進するため、認知症等見守りメイト（ボランティア）を養成し、認知症と思われる高齢者等の見守りや家族への支援を行う。
チームオレンジ設置運営支援事業(再)	認知症の人とその家族、認知症サポーター等が一体となって、地域における交流や見守り支援などを行う団体をチームオレンジとして認定し、運営を支援する。また、チームオレンジコーディネーターを地域包括支援センターに配置する。

⑤ 高齢者クラブ活動の推進

老人クラブ補助金交付事業(再)	本市の単位高齢者クラブ及び高齢者クラブ連合会が行う、健康づくり、地域交流、支え合い活動やボランティア活動などの事業に要する経費に対し、補助金を交付する。
-----------------	--

⑥就労の促進

高年齢者就業機会確保等事業	高年齢者の知識・経験や技能・技術を活用し、自らの生きがい充実や社会参加等を図るため、臨時的・短期的な就業を通じて、定年退職者等に就業の機会を組織的に提供する鹿児島市シルバー人材センターに対し、同センターが行う各種事業や運営に要する経費の一部を助成する。
就職困難者等雇用促進助成事業	高年齢者等就職困難者の雇用機会の増大及び雇用の定着を図るため、市内に事業所を有する中小企業の事業主が、市内に住所を有する就職困難者等を継続して雇用する労働者として雇い入れた場合に、事業主に対し補助金を交付する。
労政広報紙発行事業	国、県、市及び関係機関の雇用施策、勤労者福祉施策等の広報・啓発を図るため、労政広報紙を発行する。
生活・就労支援センターかごしまの運営・活用	生活自立支援センターやハローワーク窓口、シルバー人材センター窓口を配置した生活・就労支援センターかごしまを運営・活用し、高齢者の就業支援を行う。

第2章 高齢者の安心・快適な暮らしの確保

1 在宅福祉サービスの充実

(1) 在宅生活を支援する福祉サービスの充実

① 在宅生活の支援

紙おむつ等助成事業	高齢者の福祉及び衛生の向上と経済的負担の軽減を図るため、紙おむつ等を使用している高齢者に対し、現物支給又は購入費用の一部を助成する。
老人介護手当支給事業	介護者の労をねぎらうとともに、寝たきり高齢者等の福祉の増進を図るため、在宅の寝たきり高齢者又は重度認知症高齢者を介護する者に介護手当を支給する。
家族介護講習会等開催事業	介護技術の習得による家族の介護負担の軽減や介護者の心身のリフレッシュを図るため、在宅介護の支援として、家族介護講習会等を開催する。
家族介護慰労金支給事業	介護者を慰労するとともに、寝たきり高齢者等の福祉の増進を図るため、在宅の寝たきり高齢者等を介護している者に家族介護慰労金を支給する。
ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業者支援事業	若者や女性が働きやすい職場づくりに取り組む市内の中小企業者に対し、奨励金を支給するほか、アドバイザーを無料で派遣して具体的な取組を支援する。
生活支援体制整備事業(再)	高齢者の介護予防・生活支援サービスの提供体制を整備するため、生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに配置し、介護予防・生活支援サービス事業者協議会等を開催する。
虚弱高齢者等福祉用具給付事業	虚弱な高齢者等に対して、寝たきり予防等を図るため介護保険給付対象外の福祉用具を給付する。
寝たきり高齢者等理髪・美容サービス事業	在宅の寝たきり高齢者等の保健衛生の向上及び福祉の増進を図るため、理容・美容業者を派遣して理髪・美容サービスを行う。
寝たきり高齢者等寝具洗濯サービス事業	在宅の寝たきり高齢者等の保健衛生の向上及び福祉の増進を図るため、寝具の洗濯サービスを行う。
寝たきり高齢者等訪問歯科診療推進補助事業	寝たきり高齢者等の歯科診療を推進するため、鹿児島市歯科医師会が実施する訪問歯科診療に必要な経費に対し、補助金を交付する。
特別障害者手当等支給事業	日常生活において、常時特別の介護を要する重度心身障害者に手当を支給することにより、障害者の福祉の増進を図る。

② ひとり暮らし高齢者等への支援

ひとり暮らし高齢者等安心通報システム設置事業	在宅のひとり暮らし高齢者等の緊急時における不安を解消するとともに生活の安全を確保するため、押しボタンやセンサーの通報により、警備員が駆けつけ、必要に応じて救急車の出動要請を行う通報システムを設置する。
高齢者福祉電話設置事業	ひとり暮らし高齢者等の孤独感を和らげるとともに、安否の確認を行うため、福祉電話を設置する。
心をつなぐ訪問給食事業	高齢者の健康の保持及び孤独感の解消を図るとともに、配食に従事する者とのふれあいを通じて自立意欲を促進するため、ひとり暮らしの高齢者等に計画的に配食を提供し、安否確認を行う。
高齢者短期入所事業	被虐待高齢者や認知症等による徘徊高齢者等を一時的に養護老人ホーム等に入所させて保護する。
高齢者見守り支援事業(再)	在宅の認知症高齢者やその疑いがある人が行方不明になることを防ぐため、GPS位置情報サービスを利用する家族等に対して加入経費の一部を助成する。
認知症オレンジサポーター養成事業(認知症等見守りメイトの養成)(再)	認知症の人が住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくりを推進するため、認知症等見守りメイト(ボランティア)を養成し、認知症と思われる高齢者等の見守りや家族への支援を行う。
認知症おかえりサポート事業(再)	認知症などにより行方不明となった高齢者等の早期発見のため、市LINE公式アカウントを活用して情報を配信する。
家庭ごみの高齢者等戸別収集サービス(まごころ収集)事業	家庭から排出されるごみ・資源物をごみステーションに運ぶことが困難な高齢者及び障害者等に対し、戸別収集の支援を行うことにより、日常的なごみ出しの負担を軽減する。

粗大ごみの家屋内収集	家庭から排出される粗大ごみを自ら搬出することが困難な高齢者や障害者等に対し、家屋内収集を実施することにより、ごみ出しの負担を軽減する。
エンディングノート作成等事業	高齢者等が自身のこれからについて考え、家族等と話し合うためのきっかけづくりとなるようエンディングノートを作成・配布し、活用を推進する。

2 安全で住みよい環境づくりの推進

(1) 高齢者のニーズに応じた住環境の整備

① 住宅のバリアフリー化

高齢者住宅改造費助成事業	高齢者の自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図るため、在宅の高齢者がいる世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成する。
住宅改修支援事業	住宅改修を行う際の「住宅改修費に係る理由書」の作成業務について、作成した事業所に対して手数料を支払う。

② 高齢者向け住宅の環境整備

高齢者住宅生活援助員派遣事業	シルバーハウジングに入居している高齢者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、社会福祉法人から生活援助員を派遣し、在宅生活を支援する。
市営住宅における高齢者等のためのバリアフリー整備	入居者の高齢化に対応するため、住戸内の段差解消やトイレ・浴室への手摺設置を行う。
市営住宅における高齢者世帯向け住宅の供給	市営住宅において、高齢者世帯等の特に居住の安定を図る必要のある者が入居困難な状況であることから、優先的に入居させる住宅を供給する。
セーフティネット住宅の登録促進	孤独死の発生による費用負担を軽減し、大家等の不安感を解消するため、単身高齢者を受け入れる住宅の大家等に対し、市が孤独死・残置物保険を提供することで、高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の登録促進を図る。
住宅確保サポート事業	民間賃貸住宅の入居に不安を抱える高齢者等が、安心して住まいを確保できる環境を整備するため、鹿児島市居住支援協議会においてワーキンググループを開催し、関係団体と連携して支援の枠組みを検討するとともに、相談窓口での入居に向けた支援を実施する。

③ 高齢者向け住宅の質の確保

有料老人ホーム等に対する集団指導の実施	有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅における、入居者に対するサービスの質の向上及び運営の適正化を図るため、施設の管理者等に対し集団指導を実施する。
有料老人ホーム等への指導や立入検査の実施	有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に対し、定期的に立入検査を実施するとともに、必要に応じて立入検査を実施することで、利用者に対するサービスの質の確保を図る。
介護サービス相談員の派遣(再)	介護サービス相談員を介護サービス提供の場へ派遣し、利用者等の話を聞くことなどによって、疑問や不満、不安の解消を図り、介護サービスの質的向上を図る。

(2) 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

① 建築物、道路等の環境整備

高齢者等が生活しやすいまちづくりや環境づくりの推進	「鹿児島県福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者や障害者に配慮した生活環境並びにまちづくりを推進するため、整備を促進することが特に必要な施設の新築等の内容について届出を受理する。「鹿児島市福祉環境整備指針」では県条例の適用を受けない小規模の建築物の協議等を行う。
自転車等の放置防止対策及び自転車等駐車場管理運営事業	「鹿児島市自転車等の駐車対策に関する条例」に基づき、道路や歩道上に放置されている放置自転車等に対する指導や撤去を行い、高齢者等通行者が安全に通行できる環境を整備する。
市道バリアフリー推進事業	「市道バリアフリー推進計画」に基づき、バリアフリー重点整備地区内の特定道路や、重点整備地区外の拠点における公共施設や生活利便施設を結ぶ経路などにおいて、ベンチの設置などを進める。

公共交通ビジョン推進事業	学識経験者や道路管理者、公安委員会、交通事業者等で構成する鹿児島市公共交通ビジョン協議会を開催し、事業の進捗管理を行うとともに、交通分野における心のバリアフリーをテーマとした講習会を開催する。
--------------	--

②交通機関の利便性の向上

敬老パス交付事業(再)	市内に居住する70歳以上の高齢者に対し、市域内を運行しているバス、電車及び桜島フェリーを正規運賃の3分の1（令和9年2月から、3分の2）の負担で利用できる敬老パスを交付する。
友愛パス交付事業(再)	市内に居住する障害者等に対し、市域内を運行しているバス、電車及び桜島フェリーを無料で利用できる友愛パスを交付する。
友愛タクシー券交付事業(再)	市内に居住する重度障害者に対し、タクシー運賃の一部を補助するタクシー券を交付する。
低公害低床型バスの運行	高齢者を含めすべての人が利用しやすい交通手段として、低公害低床型バスを運行する。
超低床電車の運行	高齢者を含めすべての人が利用しやすい交通手段として、超低床電車を運行する。
公共交通不便地対策事業	公共交通不便地における高齢者などの日常生活の交通手段を確保するため、コミュニティバスあいばす等について改善を図りながら運行するとともに、利用促進等に向けた取組を行う。
市街地内補完交通運行事業	路線バスが再編される市街地において、地域住民の交通手段を確保するため、乗合タクシーを運行するとともに、配車アプリ・運行管理システム等を導入する。

③交通安全対策の推進

お達者クラブ交通安全教室事業	高齢者の交通事故防止のため、高齢者が多数集まるお達者クラブにおいて、県警や交通安全協会等と連携し、高齢者向けの交通安全教室等を実施する。
高齢者等運転免許自主返納支援制度	高齢者等の交通事故防止対策の一環として、運転に不安がある高齢運転者等の免許返納を促進するため、運転免許を自主返納した方に対する優遇制度を実施する。

④消費者被害の未然防止

消費生活相談事業	悪質商法や契約トラブル等の消費生活に関する相談に専門の相談員が対応する。
消費者啓発事業	消費者教育、啓発を推進するために、各種啓発資料の作成、配布を行うとともに、消費生活教室や出張講座等の各種講座を開催する。
A(悪質商法)B(撲滅)C(シティ)消費者情報ネットかごしま事業	消費者被害未然防止ネットワーク会議を開催し、関係機関との連携を図るとともに、市LINE公式アカウント等により、見守り者へ消費生活情報を配信する。
心をつなぐともしびグループ活動推進事業(再)	ひとり暮らし高齢者等への声掛けなどの活動を行う、地域のボランティアグループを「ともしびグループ」として登録し、その活動を支援する。
【旧セーフコミュニティ高齢者の安全対策委員会取組事業】	
認知症オレンジサポーター養成事業(認知症等見守りメイトの養成)(再)	認知症の人が住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくりを推進するため、認知症等見守りメイト(ボランティア)を養成し、認知症と思われる高齢者等の見守りや家族への支援を行う。

⑤その他高齢者にやさしいまちづくりの推進

安心安全パートナーシップ事業	犯罪等の未然防止に関する市民意識の向上を図るとともに、市民自らが行う地域の安全の確保に関する自主的な活動の促進等を行う。（防犯パトロール隊等への用品支給、安心安全研修会の開催）
安心安全教育指導員設置事業	市民の防犯・交通安全意識の高揚を図り、犯罪や交通事故を防止するため、学校、幼稚園、町内会、高齢者クラブ等に安心安全教育指導員を派遣し、防犯教室及び交通安全教室を実施する。

3 災害・感染症対策の充実

(1)大規模災害や感染症などへの対策の充実

①災害への対策

介護事業所等への指導等の実施(訓練や備蓄状況の定期的な確認の実施)	介護事業者等への指導等を通して、介護事業所等で策定している災害対策に関する具体的計画や対応策、災害に係る訓練等の実施や必要な物資の備蓄・調達の状況を定期的に確認する。
介護老人福祉施設等整備費補助事業(再)	介護老人福祉施設等を整備する社会福祉法人等に対し、施設整備費の一部を補助することにより、計画的な施設整備を図るとともに、質の高い施設の整備を促進し、施設入所者等の福祉の向上を図る。
避難行動要支援者避難支援等事業	災害時に避難の手助けが必要な要介護者や重度の障害者などの方々が、地域の中で避難の支援が受けられるようにするため、「避難行動要支援者名簿」及び「個別避難計画」を作成し、支援に必要な情報を避難支援等関係者と共有することで地域ぐるみの避難支援体制の充実を図る。
自主防災組織育成促進事業	地域住民と行政が一体となった防災対策を推進するため、自主防災組織の活動に必要な資機材の整備や訓練に対し、助成を行う。

②感染症への対策

介護事業所等への指導等の実施(研修や備蓄状況の定期的な確認の実施)	介護事業者等への指導等を通して、介護事業所等で策定している感染症対策に関する具体的計画や対応策、感染症に係る研修等の実施や必要な物資の備蓄・調達の状況を定期的に確認する。
介護老人福祉施設等整備費補助事業(再)	介護老人福祉施設等を整備する社会福祉法人等に対し、施設整備費の一部を補助することにより、計画的な施設整備を図るとともに、質の高い施設の整備を促進し、施設入所者等の福祉の向上を図る。
感染症予防医療事業(再)	新たな感染症の流行や大規模災害による、感染症の集団発生時には疫学調査及び入院勧告、就業制限の実施や施設の消毒の指導などの対応を行うほか、正しい感染症の予防及び感染拡大防止について普及啓発を行う。
新型インフルエンザ等対策行動計画推進事業	鹿児島市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、感染症の発生時に感染拡大を抑制し、市民の生命・健康を保護するとともに、市民生活・経済に及ぼす影響を最小となるようにするため、新型インフルエンザ等対策を推進する。
感染症に強いまちづくり推進事業	感染症に強い鹿児島市を目指して、医療機関等と構成する感染症に特化した対策協議会を開催するとともに、医療機関の感染症対応責任者等向けの講演会や、医療機関の実務者等向けの研修会を開催する。
感染症予防計画の推進	鹿児島市感染症予防計画に基づき、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備え、対策の充実を図る。

第3章 認知症施策・権利擁護の推進(認知症オレンジシティかごしま推進計画)

1 認知症オレンジシティかごしまの推進

(1) 認知症に関する理解の促進や情報提供

① 認知症に関する理解の促進

認知症月間(世界アルツハイマー月間)に合わせたイベントの開催	認知症月間(世界アルツハイマー月間)に合わせ、講演会や相談会等を開催するとともに、各種広報媒体による市認知症施策の普及啓発を行う。
市民向けセミナー等における認知症の相談・体験の機会の提供	市民向けセミナー等において、認知症の相談・体験ができる機会を提供し、早期発見や理解促進を図る。
認知症オレンジサポーター養成事業(認知症サポーターの養成、認知症介護教室)	認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成するとともに、正しい接し方等の講義や、介護家族等の介護の不安や負担を軽減するための参加者の交流などを内容とする認知症介護教室を実施する。
市政出前トークを活用した普及・啓発	市政出前トークを活用し、認知症の人が住み慣れた地域で暮らし続けられる地域づくりについて、普及・啓発を図る。
学校における知識及び理解を深める教育の推進	認知症に関する正しい知識と理解を広めるために、学校への「認知症サポーター養成講座」の開催案内等を行う。
企業等と連携した理解促進の取組(再)	認知症高齢者等の見守り活動や認知症の理解促進への取組に協力する事業者と協定を締結し、認知症高齢者等見守りネットワークを構築する。
認知症ケアパスの普及(再)	認知症の人の状態に応じた適切な医療や介護サービス等の提供の流れを示した「認知症ケアパス」の普及を図る。
認知症おうえんナビ運用事業(再)	認知症に関するクイズや気になる症状の選択を通じて、適切な相談先の案内や支援事業の申請等に対応する「認知症おうえんナビ」を市ホームページで運用し、認知症の予防や早期発見等につなげる。
福祉読本作成事業(再)	高齢者及び障害者についての正しい理解と認識を深め、福祉の心を育むため、福祉読本「ふれあい」を電子ブックとして作成し、小学校高学年の児童に配信する。
シニア世代のヘルスプロモーション事業(再)	65歳以上の高齢者を対象に、介護予防、生活習慣病予防等、健康に対する正しい知識の普及を図るため、集団教育や個別の健康相談を行う。
お達者クラブ運営支援事業(再)	地域の身近な公民館等で地域ボランティア等の協力を得て、体操や健康講座、創作活動、認知症予防などの介護予防活動を行う。また、お達者クラブの運営等を行うボランティアである健康づくり推進員協議会の支援を行う。
すこやか長寿健康支援事業(再)	医療・介護・健診データ分析に基づき抽出された高齢者への個別的支援や、地域の健康課題に応じた通いの場等への積極的な支援など、高齢者の保健事業と介護予防の取組を一体的に実施する。

② 認知症に関する情報提供

認知症ケアパスの普及	認知症の人の状態に応じた適切な医療や介護サービス等の提供の流れを示した「認知症ケアパス」の普及を図る。
認知症おうえんナビ運用事業	認知症に関するクイズや気になる症状の選択を通じて、適切な相談先の案内や支援事業の申請等に対応する「認知症おうえんナビ」を市ホームページで運用し、認知症の予防や早期発見等につなげる。
地域包括支援センターによる総合相談支援(再)	地域包括支援センターにおいて、高齢者やその家族の相談に応じ、サービスに関する情報提供等の初期相談対応、継続的・専門的な相談支援等を行う。
認知症施策推進事業(認知症介護の電話相談)(再)	認知症に関する知識の普及・啓発を行うとともに、介護家族等の精神的な負担軽減を図るため、電話相談を実施する。
相談窓口の周知・広報	認知症ケアパスやリーフレット、「認知症おうえんナビ」等を活用し、相談窓口の周知・広報を図る。
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)等の情報提供	グループホームなどの介護保険サービス事業者等が記載された指定事業所一覧を作成し、市民への情報提供を行う。
市政出前トークを活用した普及・啓発(再)	市政出前トークを活用し、認知症の人にも住み慣れた地域で暮らし続けられる地域づくりについて、普及・啓発を図る。

(2)認知症の人やその家族を支える支援体制・社会参加の機会の充実

①認知症の早期発見・早期対応に向けた取組の推進、相談体制の充実

認知症初期集中支援推進事業	認知症の人が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センターに配置し、早期診断・対応に向けた支援を行う。
地域包括支援センターによる総合相談支援(再)	地域包括支援センターにおいて、高齢者やその家族の相談に応じ、サービスに関する情報提供等の初期相談対応、継続的・専門的な相談支援等を行う。
認知症施策推進事業(認知症介護の電話相談)	認知症に関する知識の普及・啓発を行うとともに、介護家族等の精神的な負担軽減を図るため、電話相談を実施する。
精神保健福祉推進事業(再)	精神疾患やその治療及び自立と社会参加についての相談等を行う。

②認知症予防の推進

生きがい・仲間づくりの推進(再:第1章1(1))	第1章「生きがいづくり・社会参画の促進」 1「生きがいづくりの推進」 (1)「生きがい・仲間づくりの推進」 P73参照
介護予防の充実(再:第4章1(1))	第4章「介護予防・地域支援体制の充実」 1「介護予防・健康づくりの推進」 (1)「介護予防の充実」 P84参照
健康づくりの推進(再:第4章1(2))	第4章「介護予防・地域支援体制の充実」 1「介護予防・健康づくりの推進」 (2)「健康づくりの推進」 P85～86参照

③地域における支援体制の整備

認知症施策推進事業(認知症地域支援推進員及び嘱託医の設置)	認知症の人やその家族の支援体制の構築と認知症ケアの向上を図るため、認知症地域支援推進員を中心に、医療と介護の連携強化等を行う。
認知症オレンジサポーター養成事業(認知症等見守りメイトの養成)	認知症の人が住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくりを推進するため、認知症等見守りメイト(ボランティア)を養成し、認知症と思われる高齢者等の見守りや家族への支援を行う。
チームオレンジ設置運営支援事業	認知症の人とその家族、認知症サポーター(地域住民や多職種)等が一体となって、地域における交流や見守り支援などを行う団体をチームオレンジとして認定し、運営を支援する。また、チームオレンジコーディネーターを地域包括支援センターに配置する。
高齢者見守り支援事業	在宅の認知症高齢者やその疑いがある人が行方不明になることを防ぐため、GPS位置情報サービスを利用する家族等に対して加入経費の一部を助成する。
認知症おかえりサポート事業	認知症などにより行方不明となった高齢者等の早期発見のため、市LINE公式アカウントを活用して情報を配信する。
企業との連携による見守り活動促進	認知症高齢者等の見守り活動や認知症の理解促進への取組に協力する事業者と協定を締結し、認知症高齢者等見守りネットワークを構築する。
SOSネットワークシステム(県警実施)との連携	認知症高齢者等による徘徊事案に迅速かつ的確に対応するため、警察署等がこれらの事案を受理した場合に、関係機関に情報を提供して、地域ぐるみで当該高齢者等の発見保護活動を行い、保護後のアフターケアを行う。
本人ミーティング・家族交流会の開催	認知症の人やその家族等の意見を認知症施策等に取り入れるため、本人ミーティング・家族交流会を開催する。
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)等の整備	軽度から中度の認知症である高齢者等が共同(5～9人)で生活し、そこで食事、入浴などの介護その他の日常生活の世話及び機能訓練などを行う認知症対応型共同生活介護(グループホーム)等を整備する。
消費生活センターとの連携	「消費者被害未然防止ネットワーク会議」において認知症高齢者等の被害に関する情報を共有するとともに、各種イベント等において双方の事業周知を図る。
エンディングノート作成等事業(再)	高齢者等が自身のこれからについて考え、家族等と話し合うためのきっかけづくりとなるようエンディングノートを作成・配布し、活用を推進する。

④社会参加の機会の確保

本人ミーティング・家族交流会の開催(再)	認知症の人やその家族等の意見を認知症施策等に取り入れるため、本人ミーティング・家族交流会を開催する。
----------------------	--

チームオレンジ設置運営支援事業(再)	認知症の人とその家族、認知症サポーター等が一体となって、地域における交流や見守り支援などを行う団体をチームオレンジとして認定し、運営を支援する。また、チームオレンジコーディネーターを地域包括支援センターに配置する。
生きがい・仲間づくりの推進(再:第1章1(1)参照)	第1章「生きがいづくり・社会参画の促進」 1「生きがいづくりの推進」(1)「生きがい・仲間づくりの推進」P73参照
高齢者の多様な活動への支援(再:第1章2(1)参照)	第1章「生きがいづくり・社会参画の促進」 2「高齢者の社会参画の促進」(1)「高齢者の多様な活動への支援」P74～75参照
若年性認知症の人への支援	認知症地域支援推進員と県が配置する若年性認知症支援コーディネーターが連携し、対象者への支援を行う。

(3)認知症バリアフリーの推進

①地域における支援体制の整備

地域における支援体制の整備(再:第3章1(2)③参照)	第3章「認知症施策・権利擁護の推進(認知症オレンジシティかごしま推進計画)」 1「認知症オレンジシティかごしまの推進」(2)「認知症の人やその家族を支える支援体制・社会参加の機会の充実」③「地域における支援体制の整備」P81参照
-----------------------------	--

②災害時における対応

災害への対策(再:第2章3(1)①参照)	第2章「高齢者の安心・快適な暮らしの確保」 3「災害・感染症対策の充実」(1)「大規模災害や感染症などへの対策の充実」①「災害への対策」P79参照
----------------------	---

③住宅施策・福祉施策の連携による居住支援

住宅のバリアフリー化(再:第2章2(1)①参照)	第2章「高齢者の安心・快適な暮らしの確保」 2「安全で住みよい環境づくりの推進」(1)「高齢者のニーズに応じた住環境の整備」①「住宅のバリアフリー化」P77参照
高齢者向け住宅の環境整備(再:第2章2(1)②参照)	第2章「高齢者の安心・快適な暮らしの確保」 2「安全で住みよい環境づくりの推進」(1)「高齢者のニーズに応じた住環境の整備」②「高齢者向け住宅の環境整備」P77参照

④高齢者へのスマートフォンの活用

市民ICT利活用事業(再)	市民のICTリテラシー向上を図り、本市が提供するデジタルツールの活用を促進する講座や高齢者向けデジタル相談会を行う。
---------------	--

⑤移動のための交通手段や交通安全の確保

交通機関の利便性の向上(再:第2章2(2)②参照)	第2章「高齢者の安心・快適な暮らしの確保」 2「安全で住みよい環境づくりの推進」(2)「高齢者が安心して暮らせるまちづくり」②「交通機関の利便性の向上」P78参照
交通安全対策の推進(再:第2章2(2)③参照)	第2章「高齢者の安心・快適な暮らしの確保」 2「安全で住みよい環境づくりの推進」(2)「高齢者が安心して暮らせるまちづくり」③「交通安全対策の推進」P78参照

2 高齢者の権利擁護の推進

(1)認知症の人の意思決定支援・成年後見制度の利用促進

①意思決定支援

本人ミーティング等での意思決定支援ガイドラインの普及	本人ミーティングやチームオレンジ等の場において、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイド」を活用し、意思決定支援等に関する情報提供を行う。
認知症ケアパスへの意思決定支援内容の掲載	認知症ケアパスへ意思決定支援内容の掲載し、意思決定支援等に関する情報提供を行う。
消費生活センターとの連携(再)	「消費者被害未然防止ネットワーク会議」において認知症高齢者等の被害に関する情報を共有するとともに、各種イベント等において双方の事業周知を図る。
チームオレンジ設置運営支援事業(再)	認知症の人とその家族、認知症サポーター等が一体となって、地域における交流や見守り支援などを行う団体をチームオレンジとして認定し、運営を支援する。また、チームオレンジコーディネーターを地域包括支援センターに配置する。

エンディングノート作成等事業(再)	高齢者等が自身のこれからについて考え、家族等と話し合うためのきっかけづくりとなるようエンディングノートを作成・配布し、活用を推進する。
-------------------	---

②成年後見制度等の利用促進

成年後見制度利用支援事業	後見等開始の審判を申立てる者がいない認知症高齢者等のために審判の申立てを行うほか、後見人等報酬及び申立の助成を行う。
成年後見制度利用促進事業 (成年後見センター運營業務、成年後見制度推進協議会の運営)	認知症や知的・精神障害などにより成年後見人等による支援が必要な方を適切に成年後見制度の利用につなげるため、民法改正に伴う必要な対応を取るとともに、成年後見センターを運営し、制度の利用促進を図る。
市民後見人の育成	認知症高齢者等の増加傾向により、成年後見制度の利用が必要な人の増加が見込まれることから、専門職後見人の不足に対処するため、県や家庭裁判所と連携を図りながら、市民後見人の育成等を検討する。
福祉サービス利用支援事業の広報・案内	県社会福祉協議会が行う「福祉サービス利用支援事業（日常生活自立支援事業）」の制度の広報・案内等を進める。

(2)高齢者虐待防止対策の推進

①高齢者虐待防止対策の推進

高齢者虐待防止ネットワーク推進事業	地域包括支援センター、警察等の関係機関で構成する高齢者虐待防止ネットワーク協議会を中心に、高齢者の虐待防止や早期発見に努め、高齢者や養護者への支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図る。
高齢者虐待防止研修会の開催	介護事業所等を対象に、高齢者虐待の防止や早期発見に役立てる高齢者虐待防止研修会を開催し、従事者等の資質向上を図る。
高齢者虐待防止に関する県や他団体の情報提供	高齢者虐待防止に関する県や他団体の事業の情報を収集し、市民、事業者への提供を行う。
介護事業所等への指導等の実施	高齢者虐待防止に関する周知を行うとともに、介護事業者等への指導等を通して、高齢者虐待防止のための取組状況を定期的に確認する。
地域包括支援センターによる権利擁護の推進	地域包括支援センターにおいて、高齢者虐待の早期発見、防止に努める。また、「成年後見制度」などの権利擁護事業について普及、啓発の取組を行い、必要に応じて各種専門機関へつなげる。

第4章 介護予防・地域支援体制の充実

1 介護予防・健康づくりの推進

(1)介護予防の充実

①サービス・活動事業の充実

訪問型サービス事業	要支援者等を対象に、訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問して、身体介護や日常生活の世話などを行う。
通所型サービス事業	要支援者等を対象に、デイサービスセンターなどで入浴、食事の提供や生活に関する相談等の日常生活の世話のほか運動器の機能訓練などを行う。
訪問型短期集中予防サービス(訪問型個別支援)事業	要支援者等で、認知症、うつ、閉じこもりにより通所型サービスの利用が困難な者に対して、訪問による個別支援を行う。
訪問型住民主体サービス事業	高齢者を地域全体で支える体制づくりを進めるため、要支援者等の生活援助を行うボランティア団体に対して補助金を交付する。

②一般介護予防事業の充実

シニア世代のヘルスプロモーション事業	65歳以上の高齢者を対象に、介護予防、生活習慣病予防等、健康に対する正しい知識の普及を図るため、集団教育や個別の健康相談を行う。
一般介護予防(口腔・栄養・運動)複合教室事業	高齢期の疾病予防・介護予防等を推進するため、口腔機能向上・栄養改善・運動器機能向上を目的とした複合教室を実施する。
地域リハビリテーション活動支援事業	理学療法士等のリハビリテーション専門職が、住民主体の通いの場等における集団・個別指導を実施するなど、介護予防の取組を支援する。
お達者クラブ運営支援事業	地域の身近な公民館等で地域ボランティア等の協力を得て、体操や健康講座、創作活動、認知症予防などの介護予防活動を行う。また、お達者クラブの運営等を行うボランティアである健康づくり推進員協議会の支援を行う。
よかよか元気クラブ活動支援事業	誰もが参加できる介護予防活動の地域展開を目指し、鹿児島よかよか体操やらくらく体操を中心とした住民主体の活動を推進する。
高齢者いきいきポイント推進事業	高齢者が行う市社会福祉協議会で募集、管理するボランティア活動や障害福祉サービス事業所等でのボランティア活動及び健康診査の受診に対して換金等が可能なポイントを付与することで、高齢者の生きがいづくりや介護予防を推進する。
高齢者料理教室支援事業	食生活改善推進員が実施する高齢者を対象とした料理教室を支援することにより、高齢者が低栄養状態に陥ることを予防する。
高齢者のしおり作成事業	高齢者の保健福祉サービスに関する施策及び健康づくりのポイントや介護予防に資する基本的な知識などを分かりやすく掲載した「輝きライフ」を作成し、配布する。
心をつなぐともしびグループ活動推進事業(再)	ひとり暮らし高齢者等への声掛けなどの活動を行う、地域のボランティアグループを「ともしびグループ」として登録し、その活動を支援する。
【旧セーフコミュニティ高齢者の安全対策委員会取組事業】	

③介護予防推進のための体制づくり

地域包括支援センター運営事業(適正な職員配置等)(再)	地域包括支援センターが相談支援や介護予防ケアマネジメント、虐待防止、権利擁護等の機能を最大限に発揮するとともに、他分野との連携促進を図る体制整備と環境づくりを進める。
地域ケア会議等の開催(再)	地域の様々な人材や関係団体等とネットワークを構築するため、地域ケア会議をはじめ、ケースカンファレンス、事例研究会・勉強会等を開催するとともに、日常生活圏域より小さい範囲で地域課題への対応を検討するため、地域ケア分科会議を開催する。
生活支援体制整備事業(再)	高齢者の介護予防・生活支援サービスの提供体制を整備するため、生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに配置し、介護予防・生活支援サービス事業者協議会等を開催する。

(2)健康づくりの推進

①市民参画による健康づくり

健康増進計画推進事業	鹿児島市健康増進計画「かごしま市民すこやかプラン」に基づき、こどもから高齢者まですべての市民が、共に支え合い、自分らしく健やかに暮らせるかごしま市の実現を目指し、市民や関係機関・団体と一体になって市民の健康づくりを推進する。
受動喫煙防止対策事業	市民の健康を守るため、施設への受動喫煙防止対策の助言、指導等及び受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発を通じ、望まない受動喫煙が生じない環境の整備の促進を図る。
働く世代の健康づくり事業	働く世代の健康づくりについて地域・職域連携推進専門部会で健康課題を明確にし、産官学が協働して、地域保健と職域保健をつなげた横断的な健康づくりに取り組む。
地域保健活動事業	地域全体の健康の保持増進を図るため、地域組織や関係機関と連携を図りながら、地域保健活動を推進する。

②運動による健康づくり

運動普及推進員支援事業	運動を日常生活に取り入れ、継続することにより、生活習慣病を予防し、健康を保持・増進することの普及・啓発を行う。また、運動普及推進員協議会を育成・支援することにより、健康づくりを推進する。
-------------	---

③食を通じた健康づくり

食育推進事業	「食を通じて、健康で生き生きと生活できる活力あるかごしま市の実現」を基本理念とするかごしま市食育推進計画に基づき、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。
栄養改善対策事業	食生活を中心とした健康づくりの正しい知識と実践を普及するため、栄養教育・相談を実施する。また、給食施設の栄養管理について研修会や訪問を通して、指導・助言を行う。
食生活改善推進事業	市民に食生活を中心とした健康づくりの正しい知識と実践の普及を図る食生活改善推進員を養成するとともに、その協議会の育成支援を行う。

④こころの健康づくり

シニア世代のヘルスプロモーション事業(再)	65歳以上の高齢者を対象に、介護予防、生活習慣病予防等、健康に対する正しい知識の普及を図るため、集団教育や個別の健康相談を行う。
精神保健福祉推進事業	精神疾患についての正しい知識の普及を図るとともに、精神障害者の就労支援をはじめとする社会復帰促進を図る。
自殺対策事業	関係機関と連携を図り、自殺予防対策委員会や自殺対策推進本部会議、庁内連絡会等を通して、自殺対策を総合的に推進する。

⑤温泉等を活用した健康づくり

健康増進施設管理運営事業	温泉等を活用した施設「かごしま温泉健康プラザ」「さくらじま白浜温泉センター」の管理運営を行い、季節を問わない水中運動や温浴効果により、市民の自主的な健康づくりを支援し、健康増進に寄与する。
スパランド裸・楽・良管理運営事業	温泉等を活用した施設「スパランド裸・楽・良」の管理運営を行い、季節を問わない水中運動や温浴効果により、市民の自主的な健康づくりを支援し、健康増進に寄与する。
マリンピア喜入管理運営事業	温泉等を活用した施設「マリンピア喜入」の管理運営を行い、季節を問わない水中運動や温浴効果により、市民の自主的な健康づくりを支援し、健康増進に寄与する。

⑥ボランティア等による健康づくり

お達者クラブ運営支援事業(再)	地域の身近な公民館等で地域ボランティア等の協力を得て、体操や健康講座、創作活動、認知症予防などの介護予防活動を行う。また、お達者クラブの運営等を行うボランティアである健康づくり推進員協議会の支援を行う。
運動普及推進員支援事業(再)	運動を日常生活に取り入れ、継続することにより、生活習慣病を予防し、健康を保持・増進することの普及・啓発を行う。また、運動普及推進員協議会を育成・支援することにより、健康づくりを推進する。

食生活改善推進事業(再)	市民に食生活を中心とした健康づくりの正しい知識と実践の普及を図る食生活改善推進員を養成するとともに、その協議会の育成支援を行う。
精神保健福祉推進事業(再)	地域において精神障害者を支援するボランティアを養成し、精神保健福祉に関する知識や情報の普及啓発を図る。

(3)保健予防の充実

①各種健(検)診等の実施

長寿健康診査事業	後期高齢者医療制度の被保険者（75歳以上）を対象に、生活習慣病を早期発見するための健診を実施する。
特定健康診査事業	40歳以上の国民健康保険被保険者を対象にメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施する。
元気いきいき検診事業	生活習慣病の予防・早期発見のため各種がん検診等を実施する。
はり・きゅう施設利用補助	国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、鹿児島市指定の施術所で、はり・きゅうの施術を受ける場合に補助を行う。
人間ドック・脳ドック利用補助	35歳以上の国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、鹿児島市と協定を結んだ医療機関で、人間ドック・脳ドックを受ける場合に補助を行う。

②正しい生活習慣を身につけるための健康教育

生活習慣改善支援事業	生活習慣病の発症・重症化予防、介護予防等について、正しい知識の普及を図り、生涯を通じた健康づくりができるよう、専門職が集団健康教育や個別の健康相談、家庭訪問等を実施する。
シニア世代のヘルスプロモーション事業(再)	65歳以上の高齢者を対象に、介護予防、生活習慣病予防等、健康に対する正しい知識の普及を図るため、集団教育や個別の健康相談を行う。
すこやか長寿健康支援事業(再)	医療・介護・健診データ分析に基づき抽出された高齢者への個別的支援や、地域の健康課題に応じた通いの場等への積極的な支援など、高齢者の保健事業と介護予防の取組を一体的に実施する。

③利用しやすい健康相談体制の充実

生活習慣改善支援事業(再)	生活習慣病の発症・重症化予防、介護予防等について、正しい知識の普及を図り、生涯を通じた健康づくりができるよう、専門職が集団健康教育や個別の健康相談、家庭訪問等を実施する。
シニア世代のヘルスプロモーション事業(再)	65歳以上の高齢者を対象に、介護予防、生活習慣病予防等、健康に対する正しい知識の普及を図るため、集団教育や個別の健康相談を行う。
すこやか長寿健康支援事業(再)	医療・介護・健診データ分析に基づき抽出された高齢者への個別的支援や、地域の健康課題に応じた通いの場等への積極的な支援など、高齢者の保健事業と介護予防の取組を一体的に実施する。

④訪問指導等による個別支援

生活習慣改善支援事業(再)	生活習慣病の発症・重症化予防、介護予防等について、正しい知識の普及を図り、生涯を通じた健康づくりができるよう、専門職が集団健康教育や個別の健康相談、家庭訪問等を実施する。
健診受診者保健指導事業	国民健康保険の特定健康診査の受診者で健康課題のある被保険者に対し、保健師等による保健指導等を実施する。
すこやか長寿健康支援事業(再)	医療・介護・健診データ分析に基づき抽出された高齢者への個別的支援や、地域の健康課題に応じた通いの場等への積極的な支援など、高齢者の保健事業と介護予防の取組を一体的に実施する。

⑤感染症予防対策

胸部エックス線撮影健康診断事業	結核の早期発見・治療のため、定期的健康診断を実施する。
結核予防医療事業	医療機関、福祉施設関係者等に対して、結核・感染症等の予防についての講演会を開催する。
定期予防接種事業	高齢者に対し、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、成人用肺炎球菌及び帯状疱疹予防接種の費用について一部助成を行う。

感染症予防医療事業	新たな感染症の流行や大規模災害による、感染症の集団発生時には疫学調査及び入院勧告、就業制限の実施や施設の消毒の指導などの対応を行うほか、正しい感染症の予防及び感染拡大防止について普及啓発を行う。
-----------	---

⑥精神保健福祉対策

精神保健福祉推進事業(再)	精神疾患についての正しい知識の普及を図るとともに、精神障害者の就労支援をはじめとする社会復帰促進を図る。
精神障害者相談事業	市から委託を受けた精神障害者相談員（精神障害者のある方の家族）が、精神障害者の社会復帰等の相談に応じ、必要な助言・支援を行う。
精神保健福祉交流センター管理運営事業	精神障害者の自立及び社会参加の促進を図るとともに、市民の精神障害に対する理解と相互の交流を深める。

⑦難病患者支援対策

難病患者地域支援事業	難病患者及びその家族が安定した療養生活の確保と生活の質（QOL）の向上を図ることを目的として、適切な在宅療養支援を行う。
------------	--

⑧歯科保健対策

元気いきいき検診事業(再)	歯周病の予防や早期発見・早期治療のため、歯周病検診を行う。
歯科保健事業	歯周病の予防を啓発するため、健康相談や健康教育を行う。

2 地域包括ケアシステムの深化・推進

(1)高齢者を地域全体で支えるための体制整備

①在宅医療・介護の連携推進

切れ目の無い在宅医療・介護の連携推進(再:第4章2(2)①)	第4章「介護予防・地域支援体制の充実」2「地域包括ケアシステムの深化・推進」(2)「在宅医療・介護の連携推進」①「切れ目のない在宅医療・介護従事者の連携体制の構築」P89参照
認知症施策推進事業(認知症地域支援推進員及び嘱託医の設置)(再)	認知症の人やその家族の支援体制の構築と認知症ケアの向上を図るため、認知症地域支援推進員を中心に、医療と介護の連携強化等を行う。
認知症初期集中支援推進事業(再)	認知症の人が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センターに配置し、早期診断・対応に向けた支援を行う。

②介護保険サービス及び介護予防サービスの充実強化

在宅サービス・地域密着型サービスの整備	高齢者等の地域での暮らしを支援するため、在宅サービス、地域密着型サービスの整備を行う。
サービス・活動事業	要支援者等を対象に多様なニーズに対応したサービスを提供し、高齢者の自立支援と介護予防を推進する。

③自立支援・重度化防止のための体制づくり

介護サービス事業所への普及・啓発	介護サービス事業所を対象とした集団指導等において、利用者の自立支援・重度化防止の視点に立った、リハビリテーションの重要性について普及・啓発を行う。
地域リハビリテーション活動支援事業(再)	理学療法士等のリハビリテーション専門職が、住民主体の通いの場等における集団・個別指導を実施するなど、介護予防の取組を支援する。
地域ケア会議等の開催(再)	地域の様々な人材や関係団体等とネットワークを構築するため、地域ケア会議をはじめ、ケースカンファレンス、事例研究会・勉強会等を開催するとともに、日常生活圏域より小さい範囲で地域課題への対応を検討するため、地域ケア分科会議を開催する。
在宅医療と介護の連携推進事業	切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進するため、「在宅医療・介護の連携推進協議会」を設置するなど、医療と介護の連携推進を図る。
介護サービス事業者等講演会の開催(再)	事業者を対象に介護サービスに係る講演会を開催し、介護保険に係る情報の提供を行うことで事業者における介護サービスの質の向上を図る。

④高齢者のニーズに応じた住宅の提供

有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などの情報提供	高齢者がニーズに応じた住まいを適切に選択できるよう住まいの種類や特徴に関する情報を把握し、高齢者及びその家族への情報提供を行う。
市営住宅における高齢者等のためのバリアフリー整備(再)	入居者の高齢化に対応するため、住戸内の段差解消やトイレ・浴室への手摺設置を行う。
軽費老人ホーム(谷山荘)管理運営事業	市が設置している「谷山荘」の管理、事業運営を行う。
軽費老人ホーム(ケアハウス)事務費補助事業	家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者を低額な料金で軽費老人ホームに入所させるため、軽費老人ホームのうちケアハウスを対象に、運営に係る事務費を補助する。

⑤多様な生活支援サービスの提供

ひとり暮らし高齢者等安心通報システム設置事業(再)	在宅のひとり暮らし高齢者等の緊急時における不安を解消するとともに生活の安全を確保するため、押しボタンやセンサーの通報により、警備員が駆けつけ、必要に応じて救急車の出動要請を行う通報システムを設置する。
心をつなぐともしびグループ活動推進事業(再)	ひとり暮らし高齢者等への声掛けなどの活動を行う、地域のボランティアグループを「ともしびグループ」として登録し、その活動を支援する。
【旧セーフコミュニティ高齢者の安全対策委員会取組事業】	
心をつなぐ訪問給食事業(再)	高齢者の健康の保持及び孤独感の解消を図るとともに、配食に従事する者とのふれあいを通じて自立意欲を促進するため、ひとり暮らしの高齢者等に計画的に配食を提供し、安否確認を行う。
生活支援体制整備事業	高齢者の介護予防・生活支援サービスの提供体制を整備するため、生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに配置し、介護予防・生活支援サービス事業者協議会等を開催する。

⑥地域包括支援センターを中心とした地域ネットワークの構築

地域ケア会議等の開催(再)	地域の様々な人材や関係団体等とネットワークを構築するため、地域ケア会議をはじめ、ケースカンファレンス、事例研究会・勉強会等を開催するとともに、日常生活圏域より小さい範囲で地域課題への対応を検討するため、地域ケア分科会議を開催する。
地域包括支援センター運営協議会の開催(再)	地域包括支援センターの公正及び中立性の確保や地域ネットワークの構築等を図るため、サービス事業者や職能団体代表、被保険者の代表等から構成される地域包括支援センター運営協議会を開催する。
地域包括支援センター運営事業(地域ネットワークの構築)(再)	地域包括支援センターが相談支援や介護予防ケアマネジメント、虐待防止、権利擁護等の機能を最大限に発揮するとともに、他分野との連携促進を図る体制整備と環境づくりを進める。

⑦認知症の人や家族への支援

認知症施策推進事業(再)	認知症の人が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、認知症地域支援推進員を中心とした医療と介護の連携強化や介護家族等の精神的な負担軽減等に資する電話相談などの各種取組を実施する。
認知症初期集中支援推進事業(再)	認知症の人が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センターに配置し、早期診断・対応に向けた支援を行う。
認知症オレンジサポーター養成事業(再)	認知症の人が住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくりを推進するため、認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターや、認知症等見守りメイト(ボランティア)を養成し、認知症と思われる高齢者等の見守りや家族への支援を行うとともに、接し方等の講義、介護家族等の介護の不安や負担を軽減するための参加者の交流などを内容とする認知症介護教室を実施する。

認知症おかえりサポート事業(再)	認知症などにより行方不明となった高齢者等の早期発見のため、市LINE公式アカウントを活用して情報を配信する。
チームオレンジ設置運営支援事業(再)	認知症の人とその家族、認知症サポーター等が一体となって、地域における交流や見守り支援などを行う団体をチームオレンジとして認定し、運営を支援する。また、チームオレンジコーディネーターを地域包括支援センターに配置する。

⑧地域共生社会の実現に向けた取組

重層的支援体制の整備(再)	地域共生社会の実現に向け、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、関係機関や地域の連携による重層的な支援を行う。
---------------	---

⑨頼れる身寄りのない高齢者等への対応

地域ケア会議の活用推進	頼れる身寄りのない高齢者等が抱える課題に対し、地域ケア会議等を活用して地域課題として必要な資源を整理する。
成年後見制度利用促進事業(成年後見センター運営業務、成年後見制度推進協議会の運営)(再)	認知症や知的・精神障害などにより成年後見人等による支援が必要な方を適切に成年後見制度の利用につなげるため、民法改正に伴う必要な対応を取るとともに、成年後見センターを運営し、制度の利用促進を図る。
生活困窮者自立支援事業	生活の困りごとや不安に関する相談を受け、関係する部署や機関と連携し、相談者と寄り添いながら支援を行う。

(2)在宅医療・介護の連携推進

①切れ目のない在宅医療・介護従事者の連携体制の構築

在宅医療・介護の連携推進協議会の開催	切れ目のない在宅医療・介護の連携体制を構築するため、「在宅医療・介護の連携推進協議会」を開催する。
在宅医療・介護従事者向け研修会の開催(再)	地域の在宅医療・介護に関わる多職種を対象とした研修会を開催し、切れ目のない在宅医療・介護の連携体制を構築するとともに、関係機関の資質向上を図る。
在宅医療・介護サービスの情報の共有支援	情報共有の具体的な流れを示したフロー等を作成し、市ホームページに掲載するとともに、関係団体等での情報の共有を図る。
二次医療圏内の関係市町村の連携	医療と介護の連携のための情報共有ツールとして、県が作成した入院支援ルール等の運営・評価等について関係市及び県と連携を行う。
緊急時に備えた救急情報シートの普及啓発	高齢者等の急変時において、本人の情報を把握し、迅速かつ適切な救急活動に役立てることができるよう、緊急時の連絡先や医療情報などを記載する救急情報シートの普及啓発を行う。

②在宅医療に関する情報提供

地域の医療・介護サービス資源の把握	地域における医療機関や介護事業所等を掲載したリストやマップ等を活用し、在宅医療と介護の連携推進を図る。
在宅医療・介護連携に関する相談支援	地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの、在宅医療・介護連携に関する相談支援を行うため、相談窓口を設置し、在宅医療と介護の連携推進を図る。
在宅医療・介護に関する在宅医療のパンフレット配布	住み慣れた地域・家庭での生活を望む高齢者やその家族に対し、在宅医療の説明・紹介等を行うパンフレットを作成・配布し、在宅医療・介護の連携推進を図る。
在宅医療・介護に関する市民向け講演会の開催	在宅医療・介護に関する市民向け講演会を開催し、在宅医療・介護の連携推進を図る。
アドバンス・ケア・プランニング(人生会議)の普及・啓発	在宅医療・介護の連携推進協議会や市民向け講演会等を通して、アドバンス・ケア・プランニング(人生会議)の普及・啓発の取組を行い、医療・介護関係者及び市民の認知度の向上を図る。
エンディングノート作成等事業(再)	高齢者等が自身のこれからについて考え、家族等と話し合うためのきっかけづくりとなるようエンディングノートを作成・配布し、活用を推進する。

③在宅医療・介護従事者の資質向上

在宅医療・介護従事者向け研修会の開催	地域の在宅医療・介護に関わる多職種を対象とした研修会を開催し、切れ目のない在宅医療・介護の連携体制を構築するとともに、関係機関の資質向上を図る。
--------------------	--

④認知症の人やその家族に対する支援

認知症施策推進事業(認知症地域支援推進員及び囑託医の設置)(再)	認知症の人やその家族の支援体制の構築と認知症ケアの向上を図るため、認知症地域支援推進員を中心に、医療と介護の連携強化等を行う。
認知症初期集中支援推進事業(再)	認知症の人が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センターに配置し、早期診断・対応に向けた支援を行う。

(3)地域包括支援センターの機能強化

①地域包括支援センターの体制整備

地域包括支援センター運営事業(適正な職員配置等)	地域包括支援センターが相談支援や介護予防ケアマネジメント、虐待防止、権利擁護等の機能を最大限に発揮するとともに、他分野との連携促進を図る体制整備と環境づくりを進める。
生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーターの設置)(再)	高齢者の介護予防・生活支援サービスの提供体制を整備するため、生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに配置し、介護予防・生活支援サービス事業者協議会等を開催する。
認知症施策推進事業(認知症地域支援推進員及び囑託医の設置)(再)	認知症の人やその家族の支援体制の構築と認知症ケアの向上を図るため、認知症地域支援推進員を中心に、医療と介護の連携強化等を行う。
認知症初期集中支援推進事業(再)	認知症の人が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センターに配置し、早期診断・対応に向けた支援を行う。
チームオレンジ設置運営支援事業(チームオレンジコーディネーターの設置)(再)	認知症の人とその家族、認知症サポーター等が一体となって、地域における交流や見守り支援などを行う団体をチームオレンジとして認定し、運営を支援する。また、チームオレンジコーディネーターを地域包括支援センターに配置する。
地域包括支援センター運営協議会の開催	地域包括支援センターの公正及び中立性の確保や地域ネットワークの構築等を行うため、サービス事業者や職能団体代表、被保険者の代表等から構成される地域包括支援センター運営協議会を開催する。

②地域の関係機関との連携

地域ケア会議等の開催	地域の様々な人材や関係団体等とネットワークを構築するため、地域ケア会議をはじめ、ケースカンファレンス、事例研究会・勉強会等を開催するとともに、日常生活圏域より小さい範囲で地域課題への対応を検討するため、地域ケア分科会議を開催する。
地域包括支援センターによる関係機関等とのネットワーク構築	地域包括支援センターにおいて実施している総合相談支援や高齢者の権利擁護などの業務を効率的に遂行するため、地域の医療機関やサービス事業者、民生委員等からなる地域ネットワークを構築する。

③地域包括支援センターの役割の明確化

地域包括支援センター事業実施方針に基づいた業務運営	地域包括支援センターが果たす役割等を盛り込んだ「地域包括支援センター事業実施方針」に基づく業務運営を行う。
---------------------------	---

④家族介護者への支援

認知症施策推進事業(再)	認知症の人が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、認知症地域支援推進員を中心とした医療と介護の連携強化や介護家族等の精神的な負担軽減等に資する電話相談などの各種取組を実施する。
認知症初期集中支援推進事業(再)	認知症の人が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センターに配置し、早期診断・対応に向けた支援を行う。
認知症オレンジサポーター養成事業(認知症見守りメイトの養成、認知症介護教室)(再)	認知症の人が住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくりを推進するため、認知症等見守りメイト(ボランティア)を養成し、認知症と思われる高齢者等の見守りや家族への支援を行うとともに、接し方等の講義、介護家族等の介護の不安や負担を軽減するための参加者の交流などを内容とする認知症介護教室を実施する。

認知症おかえりサポート事業(再)	認知症などにより行方不明となった高齢者等の早期発見のため、市LINE公式アカウントを活用して情報を配信する。
チームオレンジ設置運営支援事業(再)	認知症の人とその家族、認知症サポーター等が一体となって、地域における交流や見守り支援などを行う団体をチームオレンジとして認定し、運営を支援する。また、チームオレンジコーディネーターを地域包括支援センターに配置する。
ヤングケアラーを支援する関係機関との連携による相談支援	ヤングケアラー支援の充実を図るため、ヤングケアラー相談窓口等関係機関との連携による相談支援を行う。
ヤングケアラーが介護している高齢者に対する各種サービスの情報提供	ヤングケアラーが介護している高齢者の自立支援や介護予防のため、高齢者の状況に応じた適切なサービスが受けられるよう、相談支援を行うとともに介護サービス等各種サービスの情報提供を行う。

⑤地域共生社会の実現に向けた取組

重層的支援体制整備事業における相談支援	地域共生社会の実現に向け、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、関係機関や地域の連携による重層的な支援を行う。
---------------------	---

⑥頼れる身寄りのない高齢者等への相談

地域包括支援センターによる総合相談支援	地域包括支援センターにおいて、高齢者やその家族の相談に応じ、サービスに関する情報提供等の初期相談対応、継続的・専門的な相談支援等を行う。
---------------------	--

(4)地域づくりの支援

①地域福祉の推進

地域福祉ネットワークの推進	地域福祉館等を拠点とした地域福祉ネットワークを推進するため、地域福祉支援員の配置を行う。
民生委員・児童委員による援護を必要とする住民の見守りと相談支援活動の推進	地域住民の生活実態を把握するとともに、援護を必要とする住民の相談に応じたり、福祉サービスの利用についての情報を提供するなどの支援活動を行う。
民生委員児童委員指導事業	支援が必要な地域住民の早期発見につながるよう、活動支援、市民への周知・広報、地域の見守り活動協力事業者の呼びかけを行い、民生委員・児童委員の地域での見守り活動を支援する。
関係機関団体相互の意見交換会等の実施	地域住民、民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会、NPO及びボランティア団体などの地域福祉推進団体が意見交換会などを実施し、連携強化を図る。
ボランティア活動の促進、啓発	ボランティア活動を通じて地域住民の福祉に関する理解と関心を高め、地域福祉の向上に寄与するためのセンターとして、活動を行っている人(参加したい人)と協力を求めている人との橋渡しを行い、活動の輪を広げ、市民のボランティア活動の振興を図る。
重層的支援体制の整備	地域共生社会の実現に向け、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、関係機関や地域の連携による重層的な支援を行う。

②住民参加の促進

老人クラブ補助金交付事業(再)	本市の単位高齢者クラブ及び高齢者クラブ連合会が行う、健康づくり、地域交流、支え合い活動やボランティア活動などの事業に要する経費に対し、補助金を交付する。
地域ケア会議等の開催(再)	地域の様々な人材や関係団体等とネットワークを構築するため、地域ケア会議をはじめ、ケースカンファレンス、事例研究会・勉強会等を開催するとともに、日常生活圏域より小さい範囲で地域課題への対応を検討するため、地域ケア分科会議を開催する。
生活支援体制整備事業(再)	高齢者の介護予防・生活支援サービスの提供体制を整備するため、生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに配置し、介護予防・生活支援サービス事業者協議会等を開催する。
お達者クラブ運営支援事業(再)	地域の身近な公民館等で地域ボランティア等の協力を得て、体操や健康講座、創作活動、認知症予防などの介護予防活動を行う。また、お達者クラブの運営等を行うボランティアである健康づくり推進員協議会の支援を行う。
よかよか元気クラブ活動支援事業(再)	誰もが参加できる介護予防活動の地域展開を目指し、鹿児島よかよか体操やらくらく体操を中心とした住民主体の活動を推進する。

③地域福祉の関係団体の育成、支援

心をつなぐともしびグループ活動推進事業(再)	ひとり暮らし高齢者等への声掛けなどの活動を行う、地域のボランティアグループを「ともしびグループ」として登録し、その活動を支援する。
【旧セーフコミュニティ高齢者の安全対策委員会取組事業】	
地域福祉推進事業	地域福祉館等を拠点とした地域福祉ネットワークを推進するため、地域福祉支援員の配置を行う。
社会福祉協議会補助金	鹿児島市社会福祉協議会の効率的運営と組織活動を促進し、地域福祉の推進を図るため、市社協の行う事業等に対し助成を行う。
民生委員児童委員活動促進事業	民生委員・児童委員の活動や地区民生委員児童委員協議会の運営に係る経費等に対し、助成する。
地域福祉館管理運営事業	市民の交流の場としての施設の提供を行うとともに、小地域ネットワーク活動やボランティア活動の支援、福祉に関する相談等を行うなど地域の福祉活動を推進する拠点として、地域福祉館の管理運営を行う。
コミュニティビジョン推進事業	コミュニティビジョンの推進のため、地域コミュニティ協議会の地域コミュニティプランに基づく活動等を支援し、本市の地域コミュニティの活性化を図る。
ボランティア推進校支援事業補助金	市社会福祉協議会が実施する、小・中・高校の児童・生徒に対する福祉ボランティア活動への教育を深めていくとともに、ボランティア体験を通して「福祉の心」を持つ、地域福祉活動の担い手を育成する。

④福祉への理解の促進

保育所地域活動事業(世代間交流等事業)	老人福祉施設等に入所している高齢者を保育所に招待し、またはこれらの施設を保育園の入所児童が訪問して、劇の上演、季節的行事、手作り玩具作成、伝承遊び等を通じ世代間のふれあいや交流を図る。
福祉読本作成事業	高齢者及び障害者についての正しい理解と認識を深め、福祉の心を育むため、福祉読本「ふれあい」を電子ブックとして作成し、小学校高学年の児童に配信する。
学校における福祉、ボランティア活動	福祉・ボランティアに関する学習の重要性に鑑み、総合的な学習の時間等に介護体験や交流活動等の取組を進めるよう指導及び支援を行う。
地域ふれあい交流助成事業(再)	小中学校及び園児の高齢社会への理解を促すため、地域において高齢者との交流を深める事業を実施する団体(町内会、高齢者クラブ、あいご会等)に対して、事業に要する経費の一部を助成する。
すこやか長寿まつり開催事業(再)	高齢者の社会参加や生きがいづくり・健康づくりを促進するスポーツ・文化のイベントとして「すこやか長寿まつり」を開催する。

3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

(1)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

①地域課題の分析と対象者の把握や医療関係団体等との連携

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、医療・介護・健診データ分析により、地域の健康課題の把握及び支援対象者の抽出を行うとともに、事業全体の企画・調整などを行う。
-----------------------	---

②高齢者に対する個別的支援(ハイリスクアプローチ)

すこやか長寿健康支援事業	医療・介護・健診データ分析に基づき抽出された高齢者への個別的支援や、地域の健康課題に応じた通いの場等への積極的な支援など、高齢者の保健事業と介護予防の取組を一体的に実施する。
--------------	---

③通いの場等への積極的な関与(ポピュレーションアプローチ)

すこやか長寿健康支援事業(再)	医療・介護・健診データ分析に基づき抽出された高齢者への個別的支援や、地域の健康課題に応じた通いの場等への積極的な支援など、高齢者の保健事業と介護予防の取組を一体的に実施する。
-----------------	---

シニア世代のヘルスプロモーション事業(再)	65歳以上の高齢者を対象に、介護予防、生活習慣病予防等、健康に対する正しい知識の普及を図るため、集団教育や個別の健康相談を行う。
よかよか元気クラブ活動支援事業(再)	誰もが参加できる介護予防活動の地域展開を目指し、鹿児島よかよか体操やらくらく体操を中心とした住民主体の活動を推進する。
お達者クラブ運営支援事業(再)	地域の身近な公民館等で地域ボランティア等の協力を得て、体操や健康講座、創作活動、認知症予防などの介護予防活動を行う。また、お達者クラブの運営等を行うボランティアである健康づくり推進員協議会の支援を行う。
地域リハビリテーション活動支援事業(再)	理学療法士等のリハビリテーション専門職が、住民主体の通いの場等における集団・個別指導を実施するなど、介護予防の取組を支援する。
一般介護予防(口腔・栄養・運動)複合教室事業(再)	高齢期の疾病予防・介護予防等を推進するため、口腔機能向上・栄養改善・運動器機能向上を目的とした複合教室を実施する。

第5章 介護サービスの充実

1 介護保険対象サービスの提供

(1)在宅サービスの提供

①介護保険対象サービスの提供

訪問介護(ホームヘルプ)	ホームヘルパー(訪問介護員等)が居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話などのサービスを提供する。
訪問入浴介護	介護職員と看護職員が居宅を訪問し、持参した浴槽にて入浴介助のサービスを提供する。
訪問看護	看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助などのサービスを提供する。
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士などが居宅を訪問して、心身の機能回復や日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なサービスを提供する。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問して、療養上必要な管理や指導などのサービスを提供する。
通所介護(デイサービス)	デイサービスセンターなどで入浴、排せつ、食事等などの介護その他の日常生活上の世話のほか機能訓練などのサービスを提供する。
通所リハビリテーション(デイケア)	介護老人保健施設や病院などで心身の機能回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なサービスを提供する。
短期入所生活介護(ショートステイ)	介護老人福祉施設などにおいて短期入所者に、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話などのサービスを提供する。
短期入所療養介護(ショートステイ)	介護老人保健施設などにおいて短期入所者に、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の世話などのサービスを提供する。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームやケアハウスなどに入居している要支援・要介護者に対し、ケアプランに基づいて、機能訓練や入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話などのサービスを提供する。
福祉用具貸与	居宅において自立した日常生活を営めるように車いすや特殊寝台などの福祉用具を貸与する。
特定福祉用具販売	居宅において自立した日常生活を営めるようにポータブルトイレや入浴補助用具など排せつや入浴に使われる福祉用具の購入費の一部を支給する。
住宅改修費支給	居宅において自立した日常生活を営めるように手すりの取り付けや段差解消などの小規模な住宅改修費の一部を支給する。
居宅介護支援	居宅で介護を受ける要介護・要支援者の心身の状況、希望などを踏まえ、ケアプランを作成するとともに、サービス提供機関との連絡調整を行うなどのサービスを提供する。

②サービス利用の促進

住宅改修支援事業(再)	住宅改修を行う際の「住宅改修費に係る理由書」の作成業務について、作成した事業所に対して手数料を支払う。
訪問介護等利用者負担助成事業	①障害者施策によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として負担額のなかった者が、介護保険の訪問介護等を利用した場合、利用者負担額を全額免除する。 ②65歳到達前に市の障害福祉サービスを利用していた者等が介護保険の訪問介護等を利用した場合、利用者負担額の1/2を助成する。

低所得者利用者負担助成事業	①社会福祉法人等が市の認定した低所得者（市町村民税非課税世帯で一定要件を満たす者）に対して利用者負担額を軽減した場合、その社会福祉法人等に対して補助を行う。 ②市の認定した低所得者（市町村民税非課税世帯で一定要件を満たす者）が、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護及び福祉用具貸与のサービスを利用した場合、利用者負担額を助成する。 ③中山間地域等の小規模事業所加算対象事業所（社会福祉法人等）が、市の認定した低所得者（市町村民税本人非課税の者）に対して、訪問介護サービスの利用者負担額を軽減した場合、その事業所に対して補助を行う。
介護ワンストップサービス	介護保険の特定福祉用具購入費や住宅改修費の支給申請等、各種申請手続きのオンライン受付サービス（介護ワンストップサービス）を提供する。

(2)施設サービスの提供

①介護保険対象サービスの提供

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	入所者に、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び健康管理等のサービスを提供する。
介護老人保健施設	入所者に、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療等のサービスを提供する。
介護医療院	入所者に、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療等のサービスを提供する。

②サービス利用の促進

低所得者利用者負担助成事業(再)	①社会福祉法人等が市の認定した低所得者（市町村民税非課税世帯で一定要件を満たす者）に対して利用者負担額を軽減した場合、その社会福祉法人等に対して補助を行う。 ②市の認定した低所得者（市町村民税非課税世帯で一定要件を満たす者）が、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護及び福祉用具貸与のサービスを利用した場合、利用者負担額を助成する。 ③中山間地域等の小規模事業所加算対象事業所（社会福祉法人等）が、市の認定した低所得者（市町村民税本人非課税の者）に対して、訪問介護サービスの利用者負担額を軽減した場合、その事業所に対して補助を行う。
------------------	--

(3)地域密着型サービスの提供

①介護保険対象サービスの提供

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応などのサービスを提供する。
認知症対応型通所介護	認知症高齢者等について、デイサービスセンターで入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話のほか機能訓練などのサービスを提供する。
小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練などのサービスを提供する。
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	認知症高齢者が少人数で共同生活し、そこで入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練などのサービスを提供する。
地域密着型特定施設入居者生活介護	小規模な有料老人ホームやケアハウスなどに入居している要介護者に対し、ケアプランに基づいて、機能訓練や入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話などのサービスを提供する。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	小規模な特別養護老人ホームに入所している要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び健康管理等のサービスを提供する。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、介護と看護を一体的に行うサービスを提供する。

地域密着型通所介護	小規模なデイサービスセンターで入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話のほか機能訓練などのサービスを提供する。
-----------	---

②サービス利用の促進

訪問介護等利用者負担助成事業(再)	①障害者施策によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として負担額のなかった者が、介護保険の訪問介護等を利用した場合、利用者負担額を全額免除する。 ②65歳到達前に市の障害福祉サービスを利用していた者等が介護保険の訪問介護等を利用した場合、利用者負担額の1/2を助成する。
低所得者利用者負担助成事業(再)	①社会福祉法人等が市の認定した低所得者（市町村民税非課税世帯で一定要件を満たす者）に対して利用者負担額を軽減した場合、その社会福祉法人等に対して補助を行う。 ②市の認定した低所得者（市町村民税非課税世帯で一定要件を満たす者）が、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護及び福祉用具貸与のサービスを利用した場合、利用者負担額を助成する。 ③中山間地域等の小規模事業所加算対象事業所（社会福祉法人等）が、市の認定した低所得者（市町村民税本人非課税の者）に対して、訪問介護サービスの利用者負担額を軽減した場合、その事業所に対して補助を行う。

2 介護サービスの質的向上

(1)介護サービス基盤の整備の促進

①施設サービス・地域密着型サービス基盤の整備

介護老人福祉施設等整備費補助事業	介護老人福祉施設等を整備する社会福祉法人等に対し、施設整備費の一部を補助することにより、計画的な施設整備を図るとともに、質の高い施設の整備を促進し、施設入所者等の福祉の向上を図る。
------------------	--

②老朽化した介護老人福祉施設等の建て替え・修繕の促進

介護老人福祉施設等整備費補助事業(再)	介護老人福祉施設等を整備する社会福祉法人等に対し、施設整備費の一部を補助することにより、計画的な施設整備を図るとともに、質の高い施設の整備を促進し、施設入所者等の福祉の向上を図る。
---------------------	--

③介護老人福祉施設等のユニットケアの促進

介護老人福祉施設等整備費補助事業(再)	介護老人福祉施設等を整備する社会福祉法人等に対し、施設整備費の一部を補助することにより、計画的な施設整備を図るとともに、質の高い施設の整備を促進し、施設入所者等の福祉の向上を図る。
---------------------	--

(2)介護人材確保・介護現場生産性向上の促進

①介護人材の確保

関係団体と連携した新規就労促進の取組	関係団体と連携し、合同就職説明会を実施するなど、新規就労促進を図る。
介護事業者経営力強化研修の実施(再)	介護現場の生産性の向上、リスクマネジメントなどをテーマとした経営者向けの研修を実施し、経営力の強化や職場環境の改善を図る。
職場環境等の改善事例を共有する取組	介護事業所における職場環境改善の機運を高めるため、介護事業所の取組の中から好事例を集め紹介する。
若年世代に対する学校講話の実施	中学生に介護の仕事の魅力ややりがいを伝え、介護の仕事への興味・関心を深めることを目的に、関係団体と連携し、学校講話を実施する。
進学・就職応援フェア「みらいワークかごしま」等による魅力発信	若者の市外流出抑制に向け、地元企業に対する理解促進等を図るため、地元の企業等が一堂に会し、中学生をはじめとする若い世代への企業等の魅力発信や情報提供を労働局・県と連携して行う。
介護人材の確保に資する県や他団体の情報提供	介護人材の確保に資する県や他団体の事業の情報を収集し、市民、事業者への提供を行う。
介護人材の確保支援と処遇改善の推進	就労促進や早期離職の解消を図るため、ケアマネジャーのスキル向上や経営に関する研修を実施するとともに、処遇改善加算について、事業者への周知及び情報提供などを行う。

介護施設ボランティアポイント事業	介護保険施設等でのボランティア活動に対し、換金等が可能なポイントを付与することで、市民の介護分野への関心や地域全体で高齢者を支える意識を高める。
------------------	--

②介護人材の育成

ケアプラン適正化指導検討会等の開催	ケアマネジャーは、要介護者が自立した日常生活を営むのに必要な援助を行うこととされており、その質の向上が非常に重要なものとなっていることから、ケアプラン作成技術向上のためのケアプラン適正化指導検討会を開催し、ケアマネジャーの資質の向上に努める。
介護人材の育成に資する県や他団体の情報提供	介護人材の育成に資する県や他団体の事業の情報を収集し、市民、事業者への提供を行う。
ボランティアセンターによる人材育成の支援	市社会福祉協議会が行っているボランティアセンター運営事業に助成を行い、各種ボランティア講座等を通じて、人材の育成等を図る。
介護予防・生活支援サービス従事者研修	介護予防・日常生活支援総合事業の「生活支援型訪問介護」や「ミニデイ型通所介護」の従事者等を養成する研修を開催する。
介護予防地域ケア会議等の開催	地域包括支援センターと居宅介護支援事業所のケアマネジャーの資質向上を図るため、介護予防地域ケア会議等を開催する。

③介護現場の生産性の向上

オンライン申請システムの活用	介護事業者からの申請・届出等について、オンライン申請システムの活用を促すことで、職員の負担軽減や申請等のペーパーレス化など、介護現場の生産性の向上を図る。
介護事業者経営力強化研修の実施	介護現場の生産性の向上、リスクマネジメントなどをテーマとした経営者向けの研修を実施し、経営力の強化や職場環境の改善を図る。
職場環境等の改善事例を共有する取組(再)	介護事業所における職場環境改善の機運を高めるため、介護事業所の取組の中から好事例を集め紹介する。
介護現場の生産性の向上に資する県や他団体の情報提供	介護現場の生産性の向上に資する県や他団体の事業の情報を収集し、市民、事業者への提供を行う。
介護ロボットやICTの活用事例の周知	県と連携し、介護ロボットやICTの活用事例を周知し、介護現場の生産性の向上を図る。
介護情報基盤の周知及び活用の促進(再)	介護事業所や医療機関等との間で介護情報等を電子的に共有することで、事務作業の効率化を図るため国が整備・構築を進めている介護情報基盤の周知及び活用の促進を図る。
ケアプランデータ連携システムの活用の促進	ケアプランデータ連携システムの活用事例を周知し、介護現場の生産性の向上を図る。

3 サービス提供のための体制づくり

(1)介護給付の適正化の推進

①介護給付の適正化

要介護認定の適正化	認定調査員及び介護認定審査会委員に対する研修を定期的実施するとともに、全ての調査内容を点検すること等により、適正な要介護認定を行う。
介護給付調査指導員の配置	介護給付調査指導員を配置し、市が依頼した有資格者（旧ケアマネジメントリーダー）と連携を図りながら、ケアプラン適正化指導検討会などを通じ、サービスの適正化を図る。
介護保険住宅改修調査員の配置	介護保険住宅改修調査員を配置し、専門職による調査、査定・確認等を行うことにより、住宅改修費の適正化の強化を図る。
ケアプランの点検	ケアプラン適正化指導検討会を実施し、適切なケアプランとなっているかを作成した介護支援専門員等とともに検証確認することで、健全な給付の実施のための支援を行う。
介護サービス事業者等講演会の開催	事業者を対象に介護サービスに係る講演会を開催し、介護保険に係る情報の提供を行うことで事業者における介護サービスの質の向上を図る。
縦覧点検と医療情報の突合	サービス事業者の請求内容の確認等を国民健康保険団体連合会に委託し、サービス事業者の誤請求を防ぐとともに不正請求の発見に取り組む。

②指導・監査の実施

介護事業所等への指導・監査の実施	介護事業所等の指導及び監査を行い、介護保険制度の健全で適正な運営の確保を図る。
------------------	---

(2)広報・相談体制の充実

①広報体制の充実

制度周知用パンフレットの作成	毎年発行している「わたしたちの介護保険」など、制度周知用のパンフレットを作成し、介護保険の仕組みと利用方法の周知・広報を図る。
インターネットを活用した情報の提供	ホームページの充実を図り、インターネットを通じた情報提供に努める。
市民のひろば等による広報	市の広報紙「市民のひろば」をはじめ、テレビ・ラジオ等の各種広報媒体を活用して、それぞれの特性を生かした広報活動を進める。
サービス事業者ガイドブックの作成	サービスを利用するときの判断材料となるよう、民間業者が無料で配布するガイドブックを活用して情報提供を行う。
介護サービス情報公表システム(厚生労働省運用)の活用	サービスを利用するときの判断材料となるよう、厚生労働省が運用している介護サービス情報公表システムの周知・広報を図る。

②相談体制の充実

高齢者福祉相談員による相談体制の推進	高齢者の社会参加の促進と福祉の増進を図るため、ひとり暮らし高齢者等安心通報システム及び福祉電話利用者等に対する安否確認を行うとともに、高齢者の相談に応じる。
介護保険相談員の配置	介護保険を利用しやすい環境を整えるため、介護保険相談員を配置し、介護保険に係る相談業務や関連する保健、医療及び福祉に係る相談業務を行う。
介護サービス相談員の派遣	介護サービス相談員を介護サービス提供の場へ派遣し、利用者等の話を聞くことなどによって、疑問や不満、不安の解消を図り、介護サービスの質的向上を図る。
保健福祉総合相談・案内窓口事業	保健や福祉に関することで相談先の分からない市民や、保健と福祉部門において多岐にわたる問題を抱えた市民のための相談・案内窓口を設置することにより、市民の利便性の向上を図る。
認知症施策推進事業(認知症介護の電話相談)(再)	認知症に関する知識の普及・啓発を行うとともに、介護家族等の精神的な負担軽減を図るため、電話相談を実施する。
地域包括支援センター等各種関係機関における相談支援	地域包括支援センター等各種関係機関において、高齢者やその家族の相談に応じ、サービスに関する情報提供等の初期相談対応、継続的・専門的な相談支援等を行う。

③苦情への対応

県・国民健康保険団体連合会など関係機関との連携	介護保険法では、国民健康保険団体連合会が、苦情処理機関として位置づけられていることから、ケースに応じて、国民健康保険団体連合会と連携を図るほか、関係機関に情報提供を行う。
-------------------------	---

④医療機関等関係機関との連携強化

救急医療市民講座開催事業	救急医療週間にあわせ、市民に対し救急の対処について正しい知識の普及を図るための講演会を開催する。
地域包括支援センターによる関係機関等とのネットワーク構築(再)	地域包括支援センターにおいて実施している総合相談支援や高齢者の権利擁護などの業務を効率的に遂行するため、地域の医療機関やサービス事業者、民生委員等からなる地域ネットワークを構築する。
認知症施策推進事業(認知症地域支援推進員及び囁託医の設置)(再)	認知症の人やその家族の支援体制の構築と認知症ケアの向上を図るため、認知症地域支援推進員を中心に、医療と介護の連携強化等を図る。
在宅医療と介護の連携推進事業(再)	切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進するため、「在宅医療・介護の連携推進協議会」を設置するなど、医療と介護の連携推進を図る。
介護情報基盤の周知及び活用の促進	介護事業所や医療機関等との間で介護情報等を電子的に共有することで、事務作業の効率化を図るため国が整備・構築を進めている介護情報基盤の周知及び活用の促進を図る。